

## 「仙台市教育構想 2026」について

### 1 これまでの経過

#### (1) 検討委員会及び総合教育会議の開催状況

本構想の策定にあたっては、(仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会における審議や、総合教育会議における協議を踏まえながら検討を行ってきた。

それぞれの開催状況(概略)は次のとおり。

令和7年5月～ 令和8年1月	◆(仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会(6回開催) 【内容】 骨子案、中間案、市民意見の募集結果、最終案
	◆総合教育会議(3回開催) 【内容】 次期構想策定を見据えた教育施策の方向性、骨子案、中間案

(次ページに続く)

## (2) 市民意見の募集

### ①意見募集期間

令和7年11月25日(火)～令和7年12月24日(水)

### ②実施結果

提出者31人、6団体、意見数126件

項目	件数	項目	件数
第1章 仙台市教育構想2026の策定について	0	第4章 教育施策 基本方針3	7
第2章 教育をめぐる現状と課題	1	第4章 教育施策 基本方針4	7
第3章 基本理念	8	第4章 教育施策 基本方針5	16
第4章 教育施策	3	第5章 教育構想の推進体制	1
第4章 教育施策 基本方針1	57	資料編	0
第4章 教育施策 基本方針2	20	その他	6

### ③意見の概要と本市教育委員会の考え方

資料2のとおり

## 2 検討委員会からの報告

令和8年2月2日に、次期構想の案について資料3のとおり報告を受けた。

## 3 今後の予定

令和8年3月 次期構想策定

仙台市教育構想2026中間案に関する意見の概要と本市教育委員会の考え方について

■「第2章 教育をめぐる現状と課題」に関するご意見(1件)

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
1	仙台市教育構想2021における取組状況と課題「基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備について」 教職員の長時間労働の実態や、育児休暇者・病気休暇者の代替(臨時的任用教員)が配置されず欠員状態が続き授業等に支障をきたした等の課題が記されていないのは、現場の実態を正確に表していないので、記述するべきである。	仙台市教育構想2021における取組状況と課題では、基本方針Ⅲ(11ページ)の中で教職員の心身の健康等に関する課題認識を記載しております。「仙台市立学校・園における教職員の働き方改革取組指針2025」に沿った取組など、教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革を進めてまいります。

■「第3章 基本理念」に関するご意見(8件)

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
2	基本理念および第4章「教育施策」の各基本方針に、子どもの権利条約及びこども基本法に基づく「こどもを権利の主体として位置づける」文言の明記をお願いします。第3章「基本理念」では、「互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます」とあり、学び続ける姿勢や多様性の尊重が丁寧に記述されています。一方で、こども基本法や子どもの権利条約が示す「こどもを権利の主体として捉える」視点が、読み取りにくいように感じます。基本理念においても、こどもを「保護の客体」ではなく「権利を持つ主体」として尊重すること、その権利を実現するために大人(教育委員会・学校・家庭・地域)が責任を分かち合うことを明記していただくことで、以降の施策全体に一貫した方向性が与えられると考えます。	こども施策の策定・実施に当たっては、児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえることが重要であると考えており、本構想の策定にあたってこども意見の聴取を実施したほか、本構想第4章の各種施策において、児童生徒に対する人権教育の推進や、こどもが安心して学べる環境の整備などの取組について記載しております。 いただいたご意見を参考に、こども基本法における理念を追記(9ページ)するとともに、それらを踏まえながら、本構想の基本理念の実現に向け、各般の教育施策を推進してまいりたいと考えております。
3	人にやさしいまちづくり、まちにやさしい人づくりという考え方から、基本理念について「人が【やさしい】まちをつくり、まちが【やさしい】人を育む学びの循環のもと、互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます」としてはどうか。 次期構想の基本理念が、市民や教員に広く理解されるよう取り組むべき。	本構想の基本理念では、これまで本市教育が掲げてきた、一人ひとりが学びを活かして様々な分野で活動することがまちの活力を生み、その活力が一人ひとりの更なる学びや活動につながるという好循環を実現するという考え方を踏襲するとともに、育てたい「人」の姿として、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、互いに認め合う人を掲げております。 本構想の周知や分野別計画への反映などを通して、基本理念が学校現場や市民に広く浸透するよう取り組むとともに、人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもとで、互いに認め合う寛容さを育てるよう、各種施策に取り組んでまいります。

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
4	<p>移住者支援と教育支援を組み合わせることで、仙台市はさらに魅力的な都市になると感じています。特に、リモートワークが可能な環境と、子どもが安心して過ごせる居場所やオルタナティブ教育を同時に提供できる施設や仕組みがあれば、子育て世代の移住促進につながると考えます。</p> <p>さらに、豊かな自然環境や、夏でも比較的涼しい気候、東北大学をはじめとする高等教育・研究機関が近くにある点は、「教育のまち・仙台」として大きな可能性を秘めています。これらの資源を教育施策とより強く結びつけ、積極的に打ち出していくことを期待します。</p>	<p>本市には、大学をはじめとする教育機関の集積や、豊かな自然などを活かした市民にとっての多彩な学びの機会が整っていることなど、「学都仙台」と呼ばれる都市個性があり、人がまちをつくり、まちが人を育む学びの好循環を実現することで、都市個性の更なる磨き上げに繋げてまいります。また、こうした都市個性や教育施策などの魅力を多くの方に知っていただけるよう、関係部局とも連携も図りながら、取り組んでまいります。</p>
5	<p>私は仙台市の教育に足りないものは認め合うことではなく受け入れることだと思います。心は女の子の男の子が女子トイレにいることやハーフや外国のこどもと交流することも何度もありました。それは認め合っているわけではなく、当たり前でした。仙台市にきて思うのは、まずは受け入れることだと思います。自分と違う見た目・心・意見、認め合う必要はなく、ずっと受け入れる。その為には、色んな人・色んな子と関わるのが大切だと思うのでインクルーシブな教育には私も賛成です。違う考えがあるからこそ、私の考えがある。色んな人がいていい。かといって無理に認め合う必要もない。私はこどもたちに認め合うというよりも受け入れて柔軟にでも自分の芯をもって生きていてもらいたいです。</p>	<p>自己と他者の違いを理解する力を育み、その違いを尊重し、受け入れることが、基本理念に掲げる「互いに認め合う」ことにつながるものと考えております。他者を受け入れ、認め合うことができる人を育てられるよう、各種教育施策を推進してまいります。</p>
6	<p>とてもいいと思います。「地域、学校、教室の風土」を成長させる生徒を目指したいと考えており、風土はそれまでの積み重ねがつくるものと考えています。また、持続可能な取組が必要と考えます。</p>	<p>基本理念の実現に向け、計画的な教育施策の推進に取り組んでまいります。</p>
7	<p>仙台がこれまで積み上げてきた様々な実績をもとに「学都仙台」の名に恥じないものとなっている。「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」は、他都市にはない仙台市の特徴として今後も守り続けていくべき理念だと考える。今回、しっかりと継承していることを高く評価したい。</p>	<p>基本理念に掲げる学びの好循環を実現できるよう、各種施策に取り組んでまいります。</p>
8	<p>地域全体を学びの場とする「循環型教育」の深化について、今回の構想で掲げられている「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」という基本理念に強く共感いたします。</p>	
9	<p>基本理念の「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」は、大変分かりやすくイメージでき、仙台市の未来を夢と希望を持って捉えることができます。</p>	

■「第4章 教育施策」に関するご意見(3件)

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
10	<p>「誰一人取り残さない」「多様性の尊重」を、具体的な権利保障として書き込んでください。こどもの権利の観点からは、「誰一人取り残さない」「多様性の尊重」をより具体化し、①差別の禁止(属性や背景を理由とした不利益取扱いの禁止)、②合理的配慮の提供(障害や日本語習得状況などに応じた適切な変更・調整)、③構造的な不利を是正する積極的な取組、という三つの柱が見えるようにしていただきたいと考えます。特に、不登校・行き渋り、障害や発達特性がある、貧困・ひとり親家庭など経済的困難を抱えている、外国ルーツや日本語指導を必要としている、社会的養護を必要としている、性的マイノリティ/ジェンダーマイノリティの子どもなどは、「特別な配慮が必要な子」ではなく「権利が侵害されやすいグループ」として明確に位置づけることが重要です。各基本方針・施策において、「権利保障」としての施策であることがわかる表現を加えることで、現場でも「善意に頼る支援」から「権利としての支援」への転換が進むと考えます。</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供することは重要であり、本構想(21ページ)において、持続可能な開発目標(SDGs)における理念を踏まえ、各種教育施策を推進することを明記しております。また、国の「COCOLOプラン」においても、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の確保や、多様性を尊重しつつ共に学び合える環境の整備が掲げられており、いただいたご意見を参考に、これらの記述を追加しております。(9ページ)</p> <p>これらを踏まえながら、本構想第4章に掲げる登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援や障害理解教育の推進、外国にルーツを持つ児童生徒への支援、学びを支える経済的な支援などの取組を着実に推進することで、自他を尊重し認め合う「豊かな心の育成」の取組の推進や、様々な環境にある一人ひとりが自分らしく学べる機会の保障に努めてまいります。</p>
11	<p>第4章 2:教育施策をすすめるための各主体の役割について一つは、「家庭の役割」の中に、保護者同士のつながり強め、家庭教育の質を向上させるという内容を加えたい。二つは、教育施策の推進には担い手となる人材が不可欠であることから「教育委員会の役割」の中に、それぞれの分野において中核となる人材の育成に力を注ぐことを明記したい。</p>	<p>これまで取り組んできた人材育成の取組を充実させるなど、保護者同士のつながりの支援も含め、必要な施策に取り組んでまいります。</p>
12	<p>基本方針1に仙台市の最重要課題になっている「いじめ」「不登校」問題を含む児童生徒の安全安心を掲げたことを、個人的には大いに評価したいと考えています。また、基本方針3に多様性を掲げたことも、ダイバーシティを目指す仙台らしさが出ていて共感できます。</p>	<p>各基本方針の考え方に沿った効果的な施策展開を行い、基本理念の実現を図ってまいります。</p>

■「第4章 教育施策 基本方針1」に関するご意見(57件)

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
13	<p>いじめ防止・安全の施策に「安全に学ぶ権利」「意見表明権」「被害回復」を加えてください。施策1-1や1-4は専門職配置や相談窓口整備などが進んでおり重要です。こどもの権利条約の観点からは、いじめ防止等の施策を、安全に学ぶ権利、意見表明権、被害回復の権利として位置づけることが求められます。そのため、学校外も含む独立性のある相談窓口をこどもにわかる形で明示すること、重大事態だけでなく「本人が辛いと感じている段階」から支援すること、いじめを訴えたことにより不利益を受けない仕組みを明記することを提案します。</p>	<p>いじめを受けた児童生徒や保護者が相談できるよう「24時間いじめ相談専用電話」の設置や、SNSを活用した相談窓口を開設するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を活用した相談支援や心のケアを行うなど、児童生徒の思いを受け止めながら、いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添った支援を進めてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
14	いじめ対応だけでなく、生徒指導や学校生活全般でSC、SSW、スクールロイヤー、さわやか相談員の役割が大きくなっており、安心して学べる学校教育を実現するために、「教育の限界」を感じる人が多いので、ぜひこの方針を出すのであれば、それに似合った人的配備の拡充、予算の確保をお願いしたいです。教員は限界です。	いじめ防止対策や不登校児童生徒への支援、生徒指導などについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、さわやか相談員などによる支援が、重要な役割を果たしていると考えており、国に対して必要な経費を国庫負担の対象とするよう要望しているところです。引き続き、国への働きかけを行ってまいります。
15	スクールカウンセラーさんにはたくさん助けてもらいましたが、学校に常駐しておらず相談するために予約が必要であり、高いハードルを感じたことから、スクールカウンセラーの常駐を希望します。	本市では、令和元年度から全ての市立学校にスクールカウンセラーを週1日配置しています。児童生徒やその保護者への支援などをより丁寧に行う上で、専門職の活用は不可欠でありますことから、スクールカウンセラーなどの専門職の常勤化の必要性を踏まえ、国に対し国庫負担の対象となる教職員定数として算定するよう要望しているところであり、引き続き、国への働きかけを行ってまいります。
16	<p>施策1-1いじめ防止等対策の推進について</p> <p>①早期発見、迅速な対応についての改善策は種々取り組まれており評価できる。</p> <p>②その上でまず重視すべきは未然防止であり、その基本は互いを認め合い、尊重し合う学級風土である。全ての児童生徒が安心して過ごせる居場所としての学級づくりが基本になる。特に、新任層の教員には、OFF-JT、OJTを含め丁寧な指導・支援が必要である。</p> <p>③互いに認め合い、尊重し合う学級づくりに効果が期待される実践を積極的に取り入れたい。例えば仙台市内・宮城県内で実践が広がっている「探究の対話(p4c)」は、すべての教育の基盤としての学びの場づくりに効果があることが判明している。</p>	本市では、学級づくりや教員研修の充実に向けた取組を進めているところであり、引き続き、全ての児童生徒が安心して過ごせる学級づくりを目指してまいります。
17	<p>施策1-1 いじめ防止等対策の推進</p> <p>いじめはいじめを受けた人の心に傷を与えるばかりではなく、脳に深いダメージを与えることが科学的に証明されており、そのせいでその後の人生に影響を与えてしまうほどの罪であるという知識を、子どもたち、教職員、保護者が共に学ぶ機会をつくり、「いじめをさせない」仙台市にしていきたいです。</p>	いじめは心身に重大な影響を生じさせるおそれがある行為であり、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめ防止活動に取り組むことを推進するとともに、いじめ防止に向けた啓発や研修の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの安全・安心を守る取組を進めてまいります。
18	<p>施策1-1 いじめ防止等対策の推進</p> <p>いじめアンケート結果に基づく保護者連絡の際、学校の電話が2回線しかないの、電話が空くのを待つことになり、その結果、退勤時刻がとて遅くなってしまう実態がある。電話回線を増やしていただきたい。</p>	学校と保護者との連絡が集中する放課後に電話の待ち時間が発生している現状を踏まえ、固定電話に加えて公用スマートフォンを配備したいと考えています。令和7年度のモデル校での試験導入の結果を踏まえ、今後、全市立学校に配備を拡大していく予定です。
19	不登校支援を「復帰前提」ではなく、学びの権利保障として位置づけてください。施策1-2は、教育支援センター、フリースクール、オンライン学習など多様な学びの場が示されており重要な前進です。そのうえで、「在籍する学級への復帰のみを目標としない」こと、「子ども本人の意思・ペース・体調を踏まえた最善の利益を優先する」こと、「学校外の学びを正当な学びの場として認める」ことを明記していただきたいです。これにより、「不登校＝問題行動」「早期復帰がゴール」という捉え方から、「学びへのアクセスの形を共に探す」姿勢へと転換しやすくなると考えます。	不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法の趣旨にあるとおり、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると考えております。本教育構想第4章施策1-2に記載しておりますとおり、児童生徒が学びたいと思ったときに、安心して学べる機会を得ることができるよう、多様な学びの場の整備を進めてまいります。

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
20	「ステーション」について、現在小学校への設置が15校にとどまるなど不足している。全校設置に向けて取り組むべきではないか。	「ステーション」については、令和2年度から中学校に先行して設置を始め、令和6年度からは小学校にも設置を広げているところであり、今後も設置の拡充に努めてまいります。
21	<p>施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進について</p> <p>人間関係トラブル、いじめ等が起因となる不登校生徒が増えており、学校内のステーションだけで対応しにくい状況が生まれてる。校内のステーションには、様々な理由で教室に行きにくくなっている生徒が混在し、同じ空間で一緒に対応するのが難しいケースも出てきている。</p> <p>そこで、自分の学校以外にも、通える範囲に「学びの多様化学校」があり、そこを選択して通学できる環境があれば、救われる生徒も多いのではないかと考える。従来の「杜のひろば」の機能・役割というよりは、これまでの人間関係を気にしないで新たな環境の中で心機一転学校生活を送ることができる、「学区に縛られない中学校」を開校し、悩んでいる子どもを受け入れることができれば、生徒はもちろん、保護者の負担も軽減できるし、学校の教員も、安心して預けられると思う。</p>	現在、「学びの多様化学校」の中学校の設置の検討を行っているところであり、多様な学びの選択肢を確保し、登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の充実に努めてまいります。
22	<p>施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員、支援員の更なる拡充によってステーションへの理解および周知が広がると思われます。</li> <li>・ステーション及び自宅におけるオンライン学習の更なる環境整備が必要と思います。</li> </ul>	専任教諭を配置したステーションの拡充とともに、学校訪問対応相談員の派遣による運営支援を行うほか、オンライン授業の配信等によりステーションや自宅での学習を確保するなど、登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の充実に努めてまいります。
23	<p>施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進について</p> <p>学びの多様化学校が市内にあること、大変心強くありがたく思いますが、授業料等の経済的な負担がとても重いです。授業料等の補助や給食費の無償化、交通費の全額補助等、こうした学校への転校のハードルを低くする取組を望みます。</p>	本市においては、令和6年度より、一定の条件のもと学びの多様化学校の通学に係る交通費補助を実施するとともに、国に対して財政措置を要望しているところであり、引き続き、保護者の経済的な支援の充実に努めるため、国への働きかけを行ってまいります。
24	学校に行けなくても学びが継続できる仕組みをどうか整備してもらいたいです。オンライン学習の評価の在り方、児童の杜の受け入れ枠の増加、ステーションの増加、公立小学校の教員ひとりひとりの不登校に対する理解と対応できるだけの余裕のある業務分担を望みます。また、学びの多様化学校としての中学校の設置を、もう進んでいることとは思いますが、重ねてお願いいたします。	本市では、教育支援センターにおけるオンライン授業の配信や、メタバースを活用した居場所づくりを進め、ステーションや自宅での学習を円滑に進められるよう努めています。また、「児童の杜」の受け入れ枠の拡充や、ステーションの設置拡充に取り組んでおり、引き続き、よりきめ細かな支援を行ってまいります。現在、「学びの多様化学校」の中学校の設置の検討を行っているところであり、多様な学びの選択肢を確保し、登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の充実に努めてまいります。
25	学級担任は大きな影響力をもつことから、不登校に対する理解不足は、即、不登校児家庭の学校へ対する恐怖心と不信感につながります。教員の理解なくして不登校者数の減少は不可能だと思います。	不登校支援に対する教職員の理解を深めるため、研修を通じて不登校の背景や支援の在り方についての理解を促進し、学校全体で適切な対応ができる体制づくりを進めてまいります。

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
26	フリースクールや見遊の杜、どの選択肢をとっても子の送迎が必要になり、働きながらの子どもの送迎は不可能でした。居場所をもっと増やす必要はありますが、実態として本当に通える居場所でなければいけないと思います。利用しやすい、選択しやすい施設であってほしいと思います。	民間施設と連携を図りながら、保護者の送迎に係る負担を軽減できるよう、こどもも保護者も利用しやすい居場所づくりを目指してまいります。
27	不登校になると、医療・教育・福祉のどこにも完全にはつなげられない現実があります。長期間の不登校で学校との連携は難しく、放課後デイも利用しておらず、個別相談の窓口もなく、次につながる場所が見つからないまま消耗していく家庭は少なくないと思います。この途切れを埋める仕組みをつくりたいのです。	本市では、学校を通してスクールソーシャルワーカーに相談できる体制を整え、行政窓口や民間施設へのつながりを強化し、家庭が孤立することなく、必要な支援を継続的に受けられる仕組みづくりを進めているところです。今後も、教育・福祉・医療の関係機関と連携し、児童生徒や保護者が安心して相談できる場を確保しながら、切れ目のない支援の機会を提供できる体制づくりに取り組んでまいります。
28	不登校になったこどもの中には「アウトプットが苦手」「気持ちを言語化できない」ことから、誰にも相談できず不登校に至るこどもがたくさんいます。自分から助けを求められない子を救う仕組みが必要であり、行政、学校、保護者で共に取り組むべき課題です。	登校に不安や悩みを抱える児童生徒に対して、多様な学びを支援する機会の保障に努めるとともに、学校において、一人ひとりの学びを支援するための教材開発や指導方法の改善など、個別の状況に応じた柔軟な対応を検討してまいります。
29	教育支援センターとステーションについて、夏ごろには定員が埋まり利用したくてもできないと相談を受けることが増えているので、受け皿の拡大をお願いします。また、学校内ステーションも、どの子にも合うわけではなく、学校がトラウマになっている子には、「学校感の少ない場所」から再出発できる選択肢が必要です。市民センターなど、安心しやすい場所での受け皿拡大をぜひご検討いただきたいです。	教育支援センターについては、職員配置の工夫や定員に余裕のある施設での受入れ調整をしながら、可能な限りの受入れに努めているところです。登校に不安や悩みを抱える児童生徒が個々の状況に応じて、安心して学ぶことができるよう、ステーションの配置拡充のほか、フリースクール等民間施設との連携を進めるなど、多様な学びの場の充実に努めてまいります。
30	不登校を経験したこどもは、人より少し神経が敏感で、先生の異動やクラス替え等で不安に傾くことがあります。学びの多様化中学校ができる際には、できる限り先生の配置を固定にするなど、「安心」を中心に置いた設計にしてほしいです。また、中学校にも付き添い登校ができるスペースをお願いしたいです。母子分離不安や社交不安のある子には、はじめの一步に“母親という安全基地”が必要です。付き添いスペースは、親の負担軽減だけでなく、保護者同士の交流の場にもなり孤立を防ぎます。	学びの多様化学校の中学校の設置にあたっては、そこに通うこどもやその保護者の方々が安心して学校生活を送ることができる環境となるよう検討してまいります。
31	在籍校・教育支援センター等で「付き添い可」のスペースがあることで、こどもが安心でき、スモールステップで回復が進み、保護者の孤立を防げる効果があることから、付き添い登校の柔軟な運用を望みます。	各学校の別室やステーションにおいては、保護者と相談の上、こどもの状況に応じて保護者に付き添い登校をしてもらうなど、こどもが登校しやすい環境づくりに努めており、引き続き、一人ひとりの実情に応じた支援に取り組んでまいります。
32	ろりぼっぷ小学校の先生方の寄り添い方には、学びの多様化学校づくりのヒントが多くあります。ぜひステーション担当の先生方や、それ以外の公立の先生方にも研修や連携をご検討いただけたら嬉しいです。	ステーションの専任教諭や不登校支援コーディネーターをはじめ、すべての教職員が、児童生徒の気持ちに寄り添い、安心できる環境を提供できるよう、研修等を通じて、好事例の共有を行うなど、支援力の向上に努めてまいります。
33	不登校の数は、学校単位で把握しきれないほど増えています。学校ごとに情報が分散すると、「支援が必要な家庭に情報が届かない」「不登校の背景を分析できない」「予算要求や施策立案に必要な「数」が示せない」という課題が生じます。教育支援センター等に「データを総括する窓口」を設け、家庭の状況を俯瞰し、必要な支援を確実に届ける体制を整えていただけたら、仙台市の不登校支援は大きく前進すると確信しています。	本市においては、不登校に関する情報の集約及び分析等に努めているところであり、引き続き、実情に応じた効果的な支援の実施に努めてまいります。

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
34	<p>行政×学校×市民団体の“対等なパートナーシップ”の場を設けていただけたら嬉しいです。誰より多く子どもの変化を見ている「保護者」、その声を継続的に受け取り、整理し、社会に届ける役割がある「市民団体」、そして制度をつくる力を持つ「行政」の三者で意見交換を行う定例の場を設けていただけたら嬉しいです。</p> <p>また、私たちのような親の会は会場費の負担が大きく、継続が難しい状態です。会場費補助などの支援をいただければ、もっと多くの家庭を支えることができます。</p>	<p>本市においては、教育支援センターを中心に、民間施設等との情報交換会を行っておりますが、引き続き、様々な立場の方々との連携強化に努めるとともに、支援の在り方についても検討してまいります。</p>
35	<p>施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進について</p> <p>学びの多様化学校について、将来的には小学校・中学校それぞれについて、各区に少なくとも一校ずつ設置していただきたいと考えます。</p> <p>また、不登校の児童生徒のみを対象とするのではなく、就学時点から保護者と子どもが選択できる学びの場の一つとして位置づけることが重要です。こうした選択肢の拡充が、結果として将来の不登校児童生徒を減らすことにもつながると考えます。</p> <p>加えて、学びの多様化学校に通うことで進学や受験に不利にならないよう、評価や進路保障の仕組みを整えることも不可欠です。</p> <p>学びの多様化学校が公立校として設置される際には、仙台市内に限らず、近隣自治体と連携し、市外に居住する子どもについても受け入れが可能となるよう、制度設計の段階から検討していただきたいと考えます。</p> <p>その際には、学習内容や制度面だけでなく、子どもが「安心してそこに居られる」と感じられる空間づくりを大切にしていきたいと思えます。不登校を経験した子どもにとっては、教室の在り方や人との距離感、環境から受ける心理的な影響も非常に大きく、安心できる環境があつてこそ学びが成立すると感じています。自治体間での協定や費用負担の仕組みを整えるとともに、子どもの心の安全を最優先にした学校づくりを進めていただければと思います。</p>	<p>現在、「学びの多様化学校」の中学校の設置の検討を行っているところです。検討を進めていくにあたっては、有識者の方々からの意見のほか、不登校児童生徒やその保護者の声などを伺うことも重要であると考えており、多様な学びの選択肢を確保し、登校に不安や悩みを抱える児童生徒が安心して自分らしく学ぶことができるような環境を目指してまいります。</p>
36	<p>施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進について</p> <p>ろりぼっぷ小学校へ通学を希望していても、立地条件や家庭の経済的事情により、通うことができない子どもがいるのが現状です。多様な学びの場が存在していても、実際にアクセスできなければ、その選択肢は事実上限られてしまいます。給食費や交通費の全額補助など、どういった形でも構いませんので家庭の経済状況や居住地域によって教育機会に格差が生じないよう、実効性のある具体的な支援策を講じていただくことを強く希望します。</p>	<p>本市においては、令和6年度より、一定の条件のもと学びの多様化学校の通学に係る交通費補助を実施するとともに、国に対して財政措置を要望しているところであり、引き続き、保護者の経済的な支援の充実を図るため、国への働きかけを行ってまいります。</p>
37	<p>施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進について</p> <p>ろりぼっぷ小学校の教職員のこどもたちとの関わりや、教育実践は大変素晴らしいものだと実感しています。このような実践は、学びの多様化学校に限らず、通常の学校や校内支援の在り方を考える上でも重要な好事例であり、研修や情報共有等を通じて、ぜひ他校へも広げていただきたいと考えます。</p>	<p>ステーションの専任教諭や不登校支援コーディネーターをはじめ、すべての教職員が、児童生徒の気持ちに寄り添い、安心できる環境を提供できるよう、研修等を通じて、好事例の共有を行うなど、支援力の向上に努めてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
38	<p>全国的にも、小学校低学年から受け入れるオルタナティブスクールは非常に珍しく、ろりぽっぷ小学校・ろりぽっぷ学園の存在は、仙台市の大きな教育的強みであると考えています。こうした先進的・多様な学びの場については、より一層、市としての支援や位置づけを明確にさせていただきたいと思えます。</p> <p>一方で、現在の教育環境について不安を感じている点もあります。例えば、オルタナティブ教育の継続性という観点から、中学校段階の選択肢が限られている場合、将来的に転出を検討せざるを得ない家庭もあることに不安を感じています。自然環境の中で、既存の枠にとらわれない教育を小中学校を通して継続的に受けられる環境づくりは、仙台市の定住促進にもつながる重要な課題だと考えます。</p>	<p>本市が検討している学びの多様化学校の中学校の設置にあたっては、そこに通う子どもが安心して学校生活を送ることができる学びの場となるよう検討してまいります。学びの多様化学校への支援については、教育機会確保法において、国が、必要な経済的支援を講ずることとなっているところであり、本市としても国に対して要望しているところです。</p>
39	<p>基本方針1 施策1-2について</p> <p>現在、仙台市が登校に不安や悩みを抱える児童生徒のために設置してきた施設や支援事業には、教育支援センター(児遊の杜・杜のひろば)、ステーション(学校内)、ICTオンライン/メタバースなどがあります。各々の教育現場では、児童生徒の多様なニーズに対して、取組の全体を見通しながら、それぞれの役割分担や必要とする支援方法等を適切に判断して対応することが求められています。</p> <p>今回、学びの多様化学校の新設計画が挙げられたことを踏まえて、①取組全体の土台となる基本カリキュラムの編成と幅広い多様なニーズに応じるための支援プログラムの開発、②学びの多様化学校・教育支援センター・ステーション・ICTオンラインなどの各教育資源の有効的連携を図るための統合的な仕組みの構築、さらに③支援のための高度な知識と技能を必要とする担当教員やスタッフに対する研修体制の整備について検討くださるようお願いいたします。</p>	<p>現在、「学びの多様化学校」の中学校の設置の検討を行っているところです。検討を進めていくにあたっては、有識者の方々からの意見のほか、不登校児童生徒やその保護者の声などを伺うことも重要であると考えており、多様な学びの選択肢を確保し、登校に不安や悩みを抱える児童生徒が安心して自分らしく学ぶことができるような環境を目指してまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
40	<p>現在子どもが中学2年生で、市内の中学校に在籍しています。中学1年生の時に、起立性調節障害の診断を受けました。体調により登校がままならない生活が続いています。在籍する中学校にはステーションがあり、そちらに登校しています。1年半近くこの状況ですが、ステーションでの学習は基本的に自習とされており、小学校から中学校へ移行後、「教室で授業を受ける」という習慣が身につく前に「自習でしか勉強ができない」環境となり、教育を受ける機会が十分であるとは言えません。学校側には、以下の文科省の通知を基に学習の機会の提供を依頼しましたが、病気療養の場合については「家を一步も出られない程度の病状の生徒」が対象であること、不登校支援については明確な回答は得られませんでした。それは現在も継続しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校等における病気療養児に対するICTなどを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱い等について(通知)</li> <li>・不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)</li> <li>・不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて</li> </ul> <p>杜のひろばメタバースの説明会も参加しましたが、「1日も学校に登校できない生徒が対象。1日でも学校に行く生徒は対象外」との説明がありました。(杜のEネットにも登録していますが、学習内容が1年生の内容であり、現在の学年の内容ではありません。)</p> <p>どちらの対応も「1日も家から出られない」生徒を対象としており、その狭間にいる生徒は取りこぼされており、この点について、取りこぼしのない、相互的な学習の機会が得られる対応を検討してください。</p>	<p>ステーションにおいては、専任教諭を配置し、一人ひとりの状況に応じた学習支援が行えるよう取り組んでいるところであり、その運営にあたっては、教育委員会としても助言等を行っているところであり、引き続き、適切な運営がなされるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、教職員の不登校支援に対する理解を深めるため、研修の充実を進めるとともに、ICTを活用したオンライン授業やメタバースによる居場所支援についても、対象者の見直しなど、より利用しやすい環境を整えてまいります。</p>
41	<p>「ステーション」やフリースクール等を、「安心できる居場所」や「多様な学びの機会」として位置づけていますが、不登校の子どもにとって「まず居場所が確保されること」が重要である一方で、最終的には「学び」へとつながることが不可欠です。</p> <p>実態に即した教育機会を公的責任のもとで保障することは法的にも求められています。このため、フリースクールや学びの多様化校を「居場所」から「学びの場」として位置づけることが必要であると考えます。</p>	<p>不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法の趣旨にあるとおり、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると考えております。引き続き、フリースクール等との連携も図りながら、一人ひとりの児童生徒が自分に合った教育の機会を得ることができるよう、多様な学びの環境の充実に取り組んでまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
42	<p>学びの多様化学校(中学校)について、理念的な記述が中心であり、具体的に次の点を検討いただきたい。①想定される対象像(どのような子どもを主な対象として想定するのかを、あらかじめ整理し示すこと)②民間実践との連携の在り方(フリースクールなどの知見を活用するなど連携の在り方と、連携が機能する仕組みについて検討すること)③通学区域・学区の柔軟化(学びの選択肢が制限されないよう、通学区域などの柔軟な取扱いと、市外からの希望者について検討すること)④学費・交通費等への経済的配慮(家庭の経済状況によって学びの選択が左右されることが無いよう、必要な経済的配慮の在り方について、既存の支援制度との整理も含めて検討すること)</p> <p>また、小学校就学時に生じやすい学びの断絶等を背景とした就学先選択の難しさがあることなどから、中学校段階に限らず、小学校段階から多様な学びを選択できる仕組みを検討していくことも重要であると考えます。</p>	<p>現在、「学びの多様化学校」の中学校の設置を検討しているところであり、そこに通う子どもやその保護者の方々が安心して学校生活を送ることができる環境となるよう検討してまいります。</p> <p>また、本市においては、令和6年度より、一定の条件のもと学びの多様化学校の通学に係る交通費補助を実施するとともに、国に対して財政措置を要望しているところであり、引き続き、保護者の経済的な支援の充実を図るため、国への働きかけを行ってまいります。</p>
43	<p>民間実践との「連携」から「共創」への転換について、仙台市における不登校児童生徒の実数は増加傾向にあることから、民間実践や当事者の知見を施策検討の段階から取り入れる必要性を一層高めていると考えられます。個別性の高い課題や家庭の事情に対応し、支援の継続や調整を担う民間実践や、当事者の意見を施策検討に反映させるため、当事者を各種委員会の委員に位置付けるなど、当事者参加のプロセスを設けることが望ましいと考えます。</p>	<p>フリースクール等民間施設との連携や当事者の方からの意見等を施策に反映することは重要であると考えており、引き続き、様々な場面を捉えて、ご意見を伺いながら施策を推進してまいります。</p>
44	<p>施策1-2登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進</p> <p>①ステーションの設置・拡充が不登校対策に有効な手立てであることは明白である。しかし、担当として配置される本務教員の力量によって効果が左右される現実がある。重要なのは、ステーション担当教員のみならず、すべての教職員の不登校に対する知識や理解を深めることである。OJTを核とした研修の場を充実させることが必要である。</p> <p>②不登校が生じた場合、保護者の心配や悩みを最初に受け止めるのは学校である。教職員が保護者に寄り添い、丁寧に対応することが必要である。その後、必要があれば関係機関との連携を考えることも重要であり、学校としての体制を明確に作り上げることも欠かせない。</p> <p>③不登校児童生徒の受け入れ先として、様々な施設の拡充などに努めていることは評価できるが、年々増加する需要に応じきれない状況がある。その対応策として民間施設との連携強化も有効な手立てである。地域において子どもの居場所づくりに取り組むNPO等との連携を強めていくことを推奨したい。ただし、その際には、教職経験者や教育に関する専門性を有するメンバーが関わることを望ましく、こうした人材の確保と活用を心がける必要がある。</p> <p>④不登校支援の一つとして、野外における体験活動、動物介在活動、自分づくり教育の取組などの機会を与えていきたい。その際、民間企業や団体等の社会貢献活動の一環として実施できるような工夫が求められる。不登校支援への協力を広く社会に訴えることが重要である。</p>	<p>本市では、学校・地域・関係機関との連携を強化するとともに、教職員研修や居場所づくり、体験活動の機会の提供など、切れ目のない支援体制の構築に努めているところであり、引き続き、登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の充実に向けてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
45	<p>施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進</p> <p>フリースクール等民間施設や学びの多様化学校等に関心があっても経済的な負担から、一歩踏み出せずにいる方が少なくありません。それぞれの運営費の補助などを行い、その子に合った学びの環境へのアクセスを支援していただきたいです。</p>	<p>本市においては、令和6年度より、一定の条件のもと学びの多様化学校の通学に係る交通費補助を実施するとともに、国に対して財政措置を要望しているところであり、引き続き、保護者の経済的な支援の充実を図るため、国への働きかけを行ってまいります。</p>
46	<p>「安全・安心」がない場所に、こどもの探求や成長は生まれません。個々の特性を無視した一律の指導観や担任の力量に課題があります。基本方針3の実現に向けて、公立小学校においても、次の選択肢と連携が標準になることを望みます。</p> <p>①ろりぽっぷ小学校のような「不登校特例校(学びの多様化学校)」の設置(現状の画一的な枠組みでは救いきれないこどもたちのために、公立の選択肢として仙台市内に設置することを望む)</p> <p>②「一人にさせない」支援体制の構築と指導観のアップデート(福祉や療育の専門家が「チーム」として先生を支える形の標準化を望む)</p> <p>③外部機関がスムーズに入り込める「開かれた学校」へ(福祉事業所などの外部機関が学校へスムーズに介入できる体制の構築を望む)</p>	<p>現在、「学びの多様化学校」の中学校の設置の検討を行っているところであり、多様な学びの選択肢を確保し、登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の充実に努めてまいります。また、チームによる支援体制の構築や外部機関との連携は、こどもたちが安心して学べる環境を整える上で重要であると考えており、今後も、学校・家庭・地域・関係機関が一体となり、こどもたちの多様な学びを支えることができるよう取り組んでまいります。</p>
47	<p>多様な学びの機会と場の確保について、「学校・フリースクール・地域団体」が連携し、子どもが自由に学びを選択できる仕組みを、特別な事例ではなく「仙台モデル」として制度的に後押ししていただきたいです。</p>	<p>本市においては、令和6年度にフリースクール等民間施設でつくる3団体と不登校児童生徒と保護者への充実をともに図るため、それぞれに連携に関する共同宣言を締結し、協働しているところであり、今後も、連携を強化し、多様な教育の機会や学びの場の確保について、推進してまいりたいと存じます。</p>
48	<p>1-2「登校に不安を抱える児童生徒への支援の推進」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーション内の学びの保障のために、教員、支援員の加配、補充をして欲しい。</li> <li>・不登校の子どもがオンラインで自宅やステーションで学べるよう環境整備をしてほしい。あわせて、副教科や実技、実験等の学びも保障する体制を整備してほしい。</li> <li>・民間施設との連携を図る情報交換会を増やしてほしい。</li> <li>・民間施設等が主催している行事に行政や教員がもっと足を運び、保護者や当事者の声に耳を傾けるべきではないか。</li> <li>・民間施設への通所支援である「交通費半額補助」を「全額補助」にしてほしい。</li> <li>・民間施設の利用料の一部を補助してほしい。</li> <li>・方針の中に、「不登校の子どもに対する理解や教育機会確保法に関する理解を深めるための教員の研修を強化します」といった一項目を入れてほしい。</li> </ul>	<p>専任教諭を配置したステーションの拡充とともに、学校訪問対応相談員の派遣による運営支援を行うほか、オンライン授業の配信等によりステーションや自宅での学習を確保するなど、登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の充実を図ってまいります。</p> <p>また、フリースクール等民間施設に通う児童生徒の保護者に対しては、令和6年度より交通費補助を実施するとともに、国に対して財政措置を要望しているところであり、引き続き、国への要望を継続してまいります。民間施設との意見交換の実施については、民間施設の方々のご意見も伺いながら、機会の充実を図ってまいります。</p> <p>研修については、いただいたご意見を参考に、施策1-2における取組方針を修正しました。(25ページ)</p>
49	<p>施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在フリースクールやオンラインの市のサポートがありますが、登校日数にカウントして欲しいです。</li> <li>・教員と不登校の親の会の当事者、保護者との意見交換する場所を作ってほしい。多忙な業務の教員の事情をきくことで、共通着地点がみえてくると思います。お互いの理解を深める機会がほしい。</li> </ul>	<p>フリースクールやオンライン学習の取扱いについては、一定の条件を満たせば指導要録上の出席として認められる場合があります。この点について、学校や保護者に正しく理解いただけるよう周知し、適切な対応が図られるよう努めてまいります。また、教員と保護者が親の会などで意見交換を行う場の設置についてのご提案は、相互理解を深めるうえで重要な視点だと考えています。こうした機会の創出を検討し、学校・家庭・地域が協力してこどもたちを支える仕組みづくりを検討してまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
50	学校や教育委員会と、登校に不安や悩みを抱える児童生徒の保護者との認識のズレに対して、橋渡しを行う連絡調整機関の設置が必要ではないか。	本市では、教育支援センター「児遊の杜」において、登校に不安や悩みを抱える児童生徒や保護者、学校関係者から、来所相談や電話相談、メール相談、カウンセラー相談を受け付け、個別のケースに即して相談を受けることにより、不登校に係る初期対応や、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っております。引き続き、一人ひとりの児童生徒や保護者の思いに寄り添いながら、必要に応じて学校や関係機関と適切に連携を図り、支援の充実に取り組んでまいります。
51	悩みを抱える保護者に対する支援として、親カフェへの支援が必要ではないか。例えば、親カフェが市民センターを借りやすくすることや、アドバイザーを派遣して親カフェ内での意見が学校の非難に傾かないようにすることなどが考えられる。	保護者の不安や悩みを共有したり、互いに助言し合う場を設けることは、心のケアを図る上でも、効果があるものと考えております。民間団体等との連携については、意見交換を行いながら検討してまいります。
52	<p>施策1-3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間施設等を含め、学校からの情報提供がまだまだ少ないと思われる。教員が理解を深め、情報提供をするとともに、教員や保護者対象の広報の場を増やす、実地見学や研修があるといいと思います。</li> <li>・中学校における、登校に不安や悩みを抱える生徒の保護者(特に中学3年生の保護者)は、卒業後の進路に不安を持っているのではないかと思います。一人一人の事案に寄り添える体制づくり(相談機関の周知等)ができればと思います。</li> </ul>	本市においては、教員の研修の充実に図るとともに、各学校を通じた保護者へのフリースクール等民間施設の「居場所マップ」の配布や、進路相談会・フリースクール相談会を開催するなどしております。引き続き、保護者の不安や悩みに寄り添った取組を推進してまいります。
53	<p>施策1-3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進について</p> <p>子どもの精神面・体調面・学習面に対するケアの問題、自身の勤務をしながら不登校の相談先やフリースクールを探す、学校との協議等、保護者の悩みは多岐にわたります。そのため保護者が孤独に悩むことがないよう、例えば、ZOOMなどによるオンライン開催など、親の会への参加がもっと気軽になるといいと思います。不登校は本人はもちろん、保護者もひとりで悩むという時間が本当に苦しいです。妊娠期間中の母親学級みたいなタイミングから、徹底的に相談窓口の存在を継続的に伝え続けることも必要と考えます。</p>	本市においては、教育支援センターにおける電話相談やメール相談の実施、親の会の開催など、多様な相談の機会を設けておりますが、民間施設等と連携しながら、保護者が相談しやすい相談窓口や親の会の在り方を検討してまいります。
54	不登校のこどもを持つ保護者の勤務について、どの企業・団体でも同じように勤務継続の対応ができるように、制度を整えていただきたいと思います。もっと企業側にも不登校の実態を理解してもらいたいです。支援制度の徹底周知と、どんな雇用形態でも受けられる支援制度であってほしいと思います。	不登校の児童生徒を支えるためには、学校や家庭だけでなく、地域や企業を含めた社会全体で理解を深めることは重要であり、今後、不登校支援に関する市民や企業への理解を啓発していけるような取組を検討してまいります。
55	いつ誰がどんなタイミングで不登校と向き合っても伴走できるくらいの理解を社会全体でできたらいいのと思います。不登校者数ばかりに目を向けるのではなく、不登校がなぜ起きるのか、その時に受けられる支援の周知、相談先一覧、自分には関係ないとお考えのすべての方への情報開示などに重点を置いていただきたいと思います。	本市においては、市立小中学校を通じ、全保護者に対して不登校支援情報誌や「居場所マップ」(民間団体作成)の配布や、教育支援センターホームページにて情報を周知するなど、市民の皆様への周知と理解の促進に取り組んでおります。今後も、地域社会全体の理解が深まるよう、更なる周知に努めてまいります。
56	ろりぽっぷ小は多くの保護者から“最後の砦”と呼ばれています。しかし、6万円近い学費は、離職や休業を強いられた家庭にとって大きな負担です。給食費補助、交通費の補助、校舎への助成、どんな形でもよいので、子どもが「学びたい」と言った時に選択肢として維持できる仕組みをご検討いただけたら、本当に救われる家庭が増えると思います。	本市においては、令和6年度より、一定の条件のもと学びの多様化学校の通学に係る交通費補助を実施するとともに、国に対して財政措置を要望しているところであり、引き続き、保護者の経済的な支援の充実に図るため、国への働きかけを行ってまいります。

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
57	<p>親の会は「愚痴の場」ではありません。同じ経験を持つ人と話すことで、保護者は初めて本当に笑えるようになります。そして、親が元気を取り戻すと、不思議なことに子どもも自然と元気になります。だからこそ、私たちは行政と協力して、保護者のメンタルケアと、正しい情報提供を両立する交流会として発展させていきたいのです。</p> <p>行政とつながる親の会が増えれば、家庭が孤立せず、支援につながるタイミングが早まり、教育現場の負担も軽減されます。親の会に公的な知識を持つオブザーバーが参加していただければ、安心感はさらに広がり、家庭・学校・行政の橋渡しもスムーズになります。</p>	<p>本市においては、教育支援センターにおける親の会を開催し、加えて、各学校での出前親の会も依頼に応じて開催しております。今後、民間施設等と連携しながら、さらに親の会を広げて充実を図りながら、保護者のメンタルケアの促進や的確な情報提供を推進してまいります。</p>
58	<p>不登校は家庭だけの問題ではなく、社会全体が支えるべきテーマです。不登校が長期化する家庭では、送迎・付き添い・突発的なケアが日常となり、保護者は働きたくても働けません。家庭が安定することは、子どもが回復するための土台です。「家庭支援は、子ども支援そのもの」であり、短時間勤務・在宅でも働ける仕組み、企業と行政、市民団体の連携が欠かせないと考えております。</p>	<p>不登校の児童生徒を支えるためには、学校や家庭だけでなく、地域や企業を含めた社会全体で理解を深めることは重要であり、今後、不登校支援に関する市民や企業への理解を啓発していけるような取組を検討してまいります。</p>
59	<p>移住して感じたこととして、地域によっては外国人や多様な価値観に触れる機会が少なく、不登校や教育の多様性について、否定的・旧来型の価値観が根強いと感じる場面がありました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、不登校や多様な学びについての最新の知見や、「教育にはさまざまな選択肢がある」というメッセージを、保護者や一般市民向けに分かりやすく発信する取り組み(講演会、学習会、広報等)を、より積極的に実施していただきたいと考えます。教育に関する価値観のアップデートは、子どもだけでなく、地域全体の安心感や活力にもつながるはずです。</p>	<p>本市においては、市立小学校を通じた全保護者に対する不登校支援情報誌の配布や教育支援センターのホームページ等により、多様な学びの場の周知を行っているところであり、引き続き、広く情報発信に努めてまいります。</p>
60	<p>保護者支援に関して、学校や教育委員会は、オルタナティブな学びの方向性への情報提供や相談支援を積極的に行い、家庭が孤立した判断を迫られない仕組みを整えることが重要であると考えます。</p>	<p>本市においては、市立小学校を通じた全保護者に対する不登校支援情報誌の配布や教育支援センターのホームページ等により、多様な学びの場の周知を行っているところであり、引き続き、広く情報発信に努めてまいります。</p> <p>また、教育支援センターにおける親の会を開催し、加えて、各学校での出前親の会も依頼に応じて開催しております。今後、民間施設等と連携しながら、さらに親の会を広げて充実を図りながら、保護者のメンタルケアの促進や的確な情報提供を推進してまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
61	<p>施策1-3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進</p> <p>①保護者からの相談に対して、学校に配置されているスクールカウンセラーであったり、行政が設けている相談機関であったり、公的に対応する窓口は様々設置されている。しかし、相談件数が大きく増加している中で、相談の予約をとることも難しくなっている現状がある。悩みや辛さを抱えた保護者・家族を少しでも早く受け入れられるように、相談体制の強化が求められている。</p> <p>②不登校で悩む保護者からは、同じ悩みを共有し、互いに情報交換できる「親の会」等の交流の場に救われたという声が多く聞かれる。保護者を孤立させ、精神的に追い込まないためにも、積極的に設置を支援していきたい。不登校の子どもを育てた経験のある方たちの協力を得て、出来るだけ身近なところで会を開くことができるように市民センターのような公的な場の提供が有効である。その際、保護者に寄り添いながら必要に応じて助言ができる人材が参加する仕組みをつくりたい。</p>	<p>市立学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわか相談員などの職員を配置しているほか、学校外においても、教育委員会や教育支援センター等において相談支援を行っているところであり、引き続き、児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりを進めてまいります。</p> <p>また、教育支援センターでは、親の会を開催しているほか、各学校での出前親の会も開催しているところであり、今後、民間施設等とも連携しながら、親の会の充実に努めてまいります。</p>
62	<p>施策1-3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進</p> <p>スクールソーシャルワーカーは教職員では入り込めないような、困難を抱える家庭を支える立場であり、専門性が求められます。経済的格差や病気を抱える家族がいるなど、悩みを抱えた世帯が多い中、スクールソーシャルワーカーの配置人数を増やし、相談したい方が相談しやすい体制を作っていただきたいです。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーについては、令和7年度から拠点校である市立中学校等に週1回(大規模4中学校区には週2回)配置し、学区の小学校を含めて全市立学校をカバーする体制としているところであり、引き続き、困難を抱える家庭への支援に努めてまいります。</p>
63	<p>施策1-3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進について、次のことを望みます。</p> <p>①仙台市が行うフリースクール・進路相談会および保護者向けの情報交換会を複数回開催してほしい。</p> <p>②学校や担任からの民間施設等の情報について、お便りや掲示物等でもっと広報してほしい。</p> <p>③親の会について、周知方法の工夫、オンライン開催など、名称の見直し。</p>	<p>本市においては、フリースクール相談会・進路相談会の開催のほかに、市立小中学校を通じた全保護者に対する不登校支援情報誌や「居場所マップ」(民間団体作成)の配付、教育支援センターホームページでの各種情報や親の会等の周知に取り組んでいるところであり、引き続き、一つひとつの活動等が保護者の不安や悩みに寄り添う取組となるよう努めてまいります。</p>
64	<p>1-3「保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進」について</p> <p>・不登校児童生徒の健康診断について、学校以外の会場やかかりつけ医による健診という代替手段の整備をしてほしい。</p>	<p>令和8年度から新たに不登校児童生徒を対象とした医療機関における定期健康診断を実施することとしており、関係機関と詳細の協議を進めるなど着実に準備を進めてまいります。</p>
65	<p>1-3「保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進」について</p> <p>・「保護者が安心して相談できる環境づくり」とあるが、秋に仙台市が行っているフリースクール・進路相談会を区ごとにやってほしい。また複数回開催してほしい。</p> <p>・学校からの民間施設等の情報提供をお便りや掲示物等でもっと広報してほしい。</p> <p>・不登校の保護者と学校を繋ぐコミュニケーションシートを作成してほしい。</p> <p>・学校とフリースクール等学校外の施設の連携について双方の負担にならない仕組み作りを検討してほしい。</p>	<p>本市においては、フリースクール相談会・進路相談会の開催のほかに、市立小中学校を通じた全保護者に対する不登校支援情報誌や「居場所マップ」(民間団体作成)の配付、教育支援センターホームページでの各種情報や親の会等の周知に取り組んでいるところであり、引き続き、一つひとつの活動等が保護者の不安や悩みに寄り添う取組となるよう努めてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
66	<p>施策1-4 互いを理解し思いやる心を育む教育の推進 自分を大切にだけでなく、人のために行動するという「利他」について学ぶ機会をつくっていただきたいです。小学校の総合学習などではおもに障害理解の福祉学習が行われることが多いですが、人のために行動することを学ぶ福祉教育にも地域や福祉関係機関と連携して取り組んでいただきたいです。</p>	<p>仙台市教育委員会では、人権教育を進める上で人権教育資料「みとめあう心」を作成し、小学校5年生と中学校1年生に毎年配付しており、人権とともに高齢者福祉や障害者福祉についても学べる機会を構築し、指導の際には、各学校の実態に合わせ各種関係機関とも連携した取組にも努めているところです。</p>
67	<p>仙台自分づくり教育を通して「たくましく生きる力」が身につけば、不登校やいじめなどを少しでも減らすことにつながっていくのではないのでしょうか。文科省が統計を基に分析した不登校の原因としては、友人や家族、教職員との人間関係に起因するとされております。仙台自分づくり教育では「全てがうまくいくわけではない」と自覚することを出発点とし、「関わる力」や「見通す力」を培います。また、自分づくり教育が目指す5つの「たくましく生きる力」は、学力、コミュニケーション能力、自己肯定感など「生きる力」全てを含んでいます。仙台自分づくり教育に於いて培った「たくましく生きる力」は、自立した学びへの動機になって、「基礎的知識、技能」「活用する力」「主体的な学習態度」に作用し、確かな学力の充実につながるという相互作用の考えもあることから、仙台自分づくり教育は、こどもを育む源泉となっており、教育構想2026の核として柱として位置づけてほしいと考えています。</p>	<p>本市では仙台自分づくり教育における体験活動や職業講話等において、こどもたちが自己の将来を見通し、夢や目標を持ち、人や社会と関わりながら挑戦したり困難を乗り越えたりする経験を通じて「たくましく生きる力」を育ててまいりました。こうした取組は、こどもたちの意欲的な生活や望ましい人間関係づくりを促進し、不登校やいじめ等の未然防止や早期解決にもつながり得るものと考えており、教育構想2026においても、引き続き重要な施策として取り組んでまいります。</p>
68	<p>全体的な構想案に意見はありません。必ずみんなに良き教育等が行き渡る事を願っています。いろいろな事情で公的な機関などに繋がれない子供がたくさんいると思います。周りの大人がそれに気づいて救いの手を伸ばせる環境が理想だと感じました。特に不登校の子供の中には引きこもりに近い状態で保護者の方が平日働きに出ている、なかなか子供の居場所や公的繋がりを作る時間を取れない場合もあります。そういった作業にはかなりの時間と労力が必要だという事を当事者になってみないと分からないと言う事をお伝えできればと思います、こちらに投稿させていただきました。どんな状況の子供もこぼれ落ちる事のない事を願っております。</p>	<p>登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援をはじめ、一人ひとりが安心して学べる機会を得ることができるよう、引き続き取組を進めてまいります。</p>
69	<p>地域ぐるみでのいじめ対策・不登校児童生徒支援が必要ではないか。例えば、市民センターでの教育シンポジウムの実施や、そうした事業を企画立案するチームを教育委員会内に設置するなどが考えられる。</p>	<p>いじめ防止対策を推進する上で、学校や家庭、地域が連携し、社会全体で、こどもたちをいじめから守る意識を醸成することが重要であると考えております。また、不登校児童生徒への支援についても、民間のフリースクール等との連携を図り、地域と連携した取組の充実に努めてまいります。</p>

■「第4章 教育施策 基本方針2」に関するご意見(20件)

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
70	<p>「国際的な視点に立った教育の推進」は、これからの時代に即したすばらしい取組だと思います。その一方で、中学校の英語科の教員に対して大きな負担になること、英語の教科書を終わらせることが困難になることが予想されます。現在市教委の国際教育推進課で道筋を組み立てていますが、現場では不安が大きいです。英語科の教員を増やすことも検討していただきたいです。また、仙台版防災教育に国際的な視点を入れて、生徒が3年生で英語で発表できないか検討していただいています。仙台の取組が全国に広がることを期待しています。</p>	<p>新教科の導入に際しては、新教科の基本的な指導資料を教育局で作成し学校へ提供するほか、授業公開を含めた研修会の実施、訪問による授業づくりの支援などを通して、学校現場に大きな負担をかけることがないように、サポートしていきたいと考えています。人的配置については、協力校での実践研究の結果も踏まえて検討していきます。</p>
71	<p>施策2-1 国際的な視点に立った教育の推進                      現在、小学3・4年で外国語活動が、小学5・6年で外国語科が授業として実施されている。しかし、英語専科教員が全校に配置されていないので、英語を指導したことがない教員が苦勞、工夫して授業を行っている。ALTも各校に1人ずつ配置されていないので、週1単位時間入ってもらえるかどうかである。(仮称)国際探究科を導入するのであれば、マンパワーが必須である。英語専科教員を全校に配置して、新教科をけん引していくことが求められている。導入予定年度と次期学習指導要領の実施年度が重なることから、現場教員への過重な負担を危惧する。</p>	
72	<p>施策2-1 国際的な視点に立った教育の推進                      ①市内の小中学校と海外の協力校との間で、共通のカリキュラムを導入し、共に学びを深める機会を設けたい。オンラインによる共有体験を活用することも効果的である。                      例：日本人学校との間で、共通の教科書の学習の際に活用する                      例：p4c (philosophy for children)に取り組んでいる市内の小中学校と、長くp4cを実践しているワイキキ小学校(hawaii)との間でオンライン授業(p4c)を行う。</p>	<p>本市の小中学校では、児童生徒が国際的な感覚を身に付けるとともに、異文化に対する理解を深めることを目的として、留学生など外国とつながりのある方々との交流活動や、海外の学校とのオンライン国際交流を実施しております。その際には、学習指導要領の指導内容を踏まえた、活動内容の共有化を図っておりますことから、交流先とも事前に確認や相談しながら進めてまいりたいと考えています。</p>
73	<p>施策2-1 国際的な視点に立った教育の推進について                      留学生や外国人ゲストティーチャーを招いて国際交流の授業をしました。子どもたちは「お互いを知ろう！」のテーマでコミュニケーションを楽しみました。ALTとは違う立場の外国人の方々と交流できたことが、とても新鮮なようで、前向きな感想がたくさん聞きました。英語を通して、お互いの文化を知る楽しさや大切さにも気づいたようで、このような活動を多くの子供たちができたらと感じます。言葉や文化、育ってきた環境は異なっても、お互いを知ろうとする姿勢が大切だと実感する機会が必要です。子どもたちのその学びが、世界平和へとつながっていくと思います。このような国際交流の授業をしている学校が少ないと聞いております。是非、もっと多くの学校で実現できるように、予算も含めて、お願いできたらと思います。また、大学と連携し、English Campのようなものを、中学生対象に長期休み(春休みや夏休み)に募集し、市内の多くの中学生が英語に触れる機会を増やしていける機会があればありがたいと思います。</p>	<p>児童生徒が国際的な感覚を身に付けるとともに、異文化に対する理解を深める観点から国際交流活動は重要だと考えており、国際交流に取り組む学校数の増加も含め、取組みの充実を図ってまいります。                      また、教育課程外の活動として、夏季休業期間に大学と連携したイングリッシュ・キャンパスを実施しており、引き続き、児童生徒が学校外でも楽しみながら英語を聞いたり話したりできる機会づくりに取り組んでまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
74	<p>施策2-2 仙台自分づくり教育の推進</p> <p>20年以上の歴史を持ち、仙台の教育に定着している自分づくり教育であるが、時代の進歩に合わせた内容に見直す必要がある。ナノテラスの運用が開始され、国際卓越研究大学として認定された東北大学を抱える仙台市として、より高度で世界につながる職業等についても積極的に子どもたちに触れさせたい。思い切った改革を求めたい。</p>	<p>変化が激しく将来が展望しにくい現代において、仙台自分づくり教育の重要性は増していると認識しており、いただいたご意見も参考に、時代の変化を踏まえた取組み内容を検討・推進してまいります。</p>
75	<p>施策2-2 仙台自分づくり教育の推進</p> <p>将来、経済的な自立ができる大人になるために、安定した職業を選択することも大切ですが、図らずも経済的な不安を抱えるようなことになった時にどうすればよいのか、そうならないためにどう備えたらよいのか、などの金融教育をしていただきたいです。現代はその気になればどこからでもいくらでも借金ができてしまう世の中です。学生のうちに借金になってしまい、借りて生活するのが普通だと考え、身の丈に合わない高額な買い物をして生活が苦しくなるという方がいます。子どものうちに正しい知識を身に着けることが将来役に立つのではと思います。</p> <p>また、子どもたちが自己肯定感や自己有用感を高めるには、まずは周囲の大人たちが、子どもたちひとりひとりの可能性を信じて、一人の「人」としての意見を尊重し、やりたいことにチャレンジできる環境をできるだけ整えることが大切ではないかと思えます。そのやりたいことを通じて、人を喜ばせることができれば「自分が誰かの役に立つ大事な存在になり得るのだ」ということを自覚し、自信につながっていくのだと思えます。</p>	<p>金融教育については、家庭科や社会科の授業において、お金の大切さや使い方、金融の仕組み等を段階的に学習するほか、仙台自分づくり教育の一環として、体験型の小中学生向け経済教育プログラムである「スチューデントシティ」、「ファイナンスパーク」も独自に実施しております。</p> <p>子どもたちの自己肯定感や自己有用感を高めるためには、自己決定や活躍の場をつくり、子どもたちのよさや頑張りを認めたり褒めたりすることが大切であり、仙台自分づくり教育を通して、子どもたちが自分の可能性や自分らしさに気付き、将来に向け意欲的に学び、成長できるよう取り組んでまいります。</p>
76	<p>「ひとがまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」とあるが、人(地域住民)・学校・行政との連携は見えてくるが、企業との連携をもっとすべきだと思う。学校教育で多様性の尊重や孤立しない施策など手厚く行ってきたが、社会に出ればそのような環境ばかりではない。そのギャップを埋めるためにも、企業側と若者が共に歩み寄り問題解決に取り組めるような場をもっと必要なのではと思う。また、進路についても現役合格などの体験談よりも、自分の経験を活かしたキャリアの修正や学びなおしなどの多様な体験談を多く聞かせる方がいいと思う。失敗ができない進路というプレッシャーから、何があっても自分の力でやり直すことができる人生という視野の広さがつくとと思う。</p>	<p>仙台自分づくり教育における「自分づくり夢教室」、「職業講話」では、地元の著名な方や地域団体、企業等の方々から、自身の体験を踏まえた様々な講話をいただいております。講演者の方からは、ご自身の経験も踏まえたキャリア形成の成功例や失敗例も含め、様々なお話いただいております。今後も、企業も含めた地域の方々との連携を図りながら、子どもたちの夢や希望、視野の広さ等につながっていくよう努めてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
77	<p>施策2-3および第2章「教育をめぐる社会環境の変化」に「災害時のこどもの権利」を明示してください。施策2-3は震災遺構や復興プロジェクトを活かした仙台ならではの強みがありますが、災害時にもこどもは「安全」「教育」「遊び」「情報」「参加」の権利を持つこと、避難所運営や復興プロセスに意見を出し参画できることを明記していただきたいです。防災教育を「逃げ方の訓練」だけでなく「災害後も人として尊重される権利」を学ぶ場として位置づけることは、仙台から全国への強いメッセージになります。</p>	<p>仙台版防災教育は、震災の教訓を生かし、平常時から災害に備え、災害時に自分の命を守り、安全を確保する自助の力、そして、平常時から他の人や地域の力となり、災害時の対応や地域の復興に協力し参画する共助の力を育むことを目指しております。</p> <p>このうち、「共助」に関しては、例えば、地域と合同の防災訓練等において、避難所での生活や運営について、児童生徒が地域の方々と意見を交わしたり、協働して訓練に取り組んだりすることで、児童生徒自身の安全意識の向上や意見の表明、自己有用感の醸成を図るなど、災害時も人として尊重される権利を学ぶ場や機会として、防災教育の中に位置付けているものです。こうしたことも踏まえながら、震災の記憶と教訓を風化させず未来に継承する取組を推進してまいります。</p> <p>なお、災害発生時におけるこどもの権利保障や、避難所運営等の在り方については、関係部局ともご意見を共有させていただきます。</p>
78	<p>施策2-3 仙台版防災教育の推進 地域との一層の連携を図るとの表記はあるが、東日本大震災の被災地としてはさらに踏み込んだ表現を求めたい。子どもたちが地域の一人としての自覚を持ちとか、地域と一体となった防災訓練を通してとか、強調したものにしたい。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、施策2-3における取組方針の記述を修正しました。(30ページ)</p>
79	<p>施策2-3仙台版防災教育の推進 総合的な学習で、役割分担などした実践的な避難所模擬運営をやってみたい。実際に自分達でやる方が学びが多いと思う。</p>	<p>仙台版防災教育では、平常時から進んで他の人や地域の力となる共助の力の育成に努めており、地域の方と子どもたちが一緒に避難所設営訓練を行っている学校もございます。引き続き地域の避難所運営委員会等と連携し、実践的で実効性のある訓練が実施できるよう努めてまいります。</p>
80	<p>施策2-4 きめ細やかな指導の充実 市内すべての学校がコミュニティ・スクールとなっていることから、教育活動の質の向上を目指すにあたり学校運営協議会委員等の力を有効に活用すべきである。学校の教育計画・教育活動を承認する役割を担っている委員の立場からすれば、授業改善やカリキュラム・マネジメントに積極的に参画するのは当然のことと言える。ぜひ、実現させたい取組である。</p>	<p>学校と地域が一体となって子どもたちの豊かな学びを支えるため、学校運営協議会委員への教育課程等に係る情報共有や、委員がより教育活動に触れる機会を増やすことによる協働の仕組みづくり等を推進し、学校の裁量権とのバランスを取りながら、委員の皆様の力を最大限に活用してまいります。</p>
81	<p>確かな学力について、現実的には「学力保証」は「安全安心の保証」と共に保護者や地域との信頼を築く土台となることから、「確かな学力育成プラン」をもっと強調してほしいと考えます。基本方針2の施策の中で、「確かな学力」は着実に成果を上げていて、更に高めるための方策に取り組むことを強調してほしいと考えます。</p>	<p>「確かな学力」は基本方針2における各種施策を通して育むものと考えておりますが、そうした趣旨がより伝わるよう、基本方針2の説明文を修正しました。(19ページ)</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
82	<p>デジタル学習・生成AI活用(施策2-5等)について、デジタル学習・生成AI活用における子どもの権利保障を明記してください。施策2-5は個別最適な学びを促す一方、1人1台端末のログや学習履歴データは子どものプライバシーに深く関わります。またAI活用は監視強化やラベリングにつながる懸念もあります。そこで、学習データの収集・分析・共有の範囲と目的を明確にすること、デジタル機器やAIが選別・ラベリングの手段とならないよう配慮すること、子ども自身が「デジタル環境での自分の権利」を学べるように情報モラル教育に権利の視点を組み込むことを提案します。</p>	<p>学校教育における教育用アカウントやアプリケーション等の利用においては、個人情報情報の適切な取り扱いに留意しており、また、生成AIの利用にあたっては「仙台版生成AI利活用ガイドライン」を策定のうえ自己の判断や考えの重要性を意識した学習を実施しております。</p> <p>また、教育データの利活用にあたっては、国が策定した「教育データの利活用に係る留意事項」も参考としながら、保護者に対するデータ利活用のメリットや技術的な安全性等の説明、教育活動の目的を達成するための効果的な運用等に努めてまいります。</p> <p>そして、情報モラル教育をはじめ、関連する様々な学習活動のなかで、情報技術を適切かつ効果的に活用する力や、情報技術の特性に関する科学的な理解など、「デジタル環境に関する子どもの権利」の趣旨も踏まえ、児童生徒の情報活用能力の育成に取り組んでまいります。</p>
83	<p>GIGAスクール構想については明確に反対です。国の取り組みですが、仙台市から取り止めの流れを作っていただきたいです。幼少期から端末に触れる機会が多い子供は身体的・精神的にも影響を受けると指摘されています。WHOでも制限をするべきと言っていますし、ビル・ゲイツや故スティーブ・ジョブズ等IT関連のトップは自身の子供の端末への接触を制限していました。</p>	<p>学校教育におけるデジタル機器や教材等の活用に当たっては、健康面への配慮や、デジタルとアナログそれぞれのよさなどを教員が理解し、児童生徒の発達を踏まえながら、一人ひとりの学習到達度に応じて効果的で主体的な活用に向けた支援も重要であると考えております。デジタル、アナログのどちらかに偏るのではなく、効果的に組み合わせることが重要と考えており、今後も、デジタルとアナログ双方のよさを生かしながら、よりよい授業づくりに努めてまいります。</p>
84	<p>施策2-5デジタル学習基盤を活用した協働的で一人ひとりに適切な学びの推進 教育先進国でのデジタル教科書への見直し等もあり、デジタルの利点と従来のアナログでの学習法を組み合わせた効果的な学習法を進めていって欲しい。例えば、辞書はデジタル機器で検索すれば瞬時に意味を引けるが、紙では探す時間やページをめくる等の動作で五感使うために記憶に残りやすい。学年が上がれば効率は重要だが、低学年のうちには効率よりも丁寧な取り組みと達成感などを重視して学習する基盤を固めていって欲しい。</p>	
85	<p>施策2-6 幼児期からの切れ目のない教育の推進 仙台市では、すべての市立小・中学校において、小中一貫教育を推進する方針をとっていることを強調すべきである。</p>	<p>本市では、平成23年度から5年間にわたり小中連携に係るモデル校を設置し、その取組をもとに、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を推進してきました。いただいたご意見を参考に該当箇所の記述を修正しました。(33ページ)</p>
86	<p>将来を見ずえて、軽度障がい児の指導など、仙台大志高校の在り方について検討を進めるべきではないか。</p>	<p>仙台大志高校では現在も、通級指導等を通じて学習活動および自立活動の支援を行っています。また、軽度障がいのある生徒への指導を充実させるため、「通級担当教員」や「特別支援コーディネーター」の育成に力を入れています。今後も、社会で生きる力を育むために、教育環境の一層の充実に努めてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
87	<p>施策2-7 魅力ある高校教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転学を余儀なくされる理由が、登校日数です。特に、午前中の1.2時限目にしかない特別な科目(5教科以外の科目)が取得できないのがネックとなります。時数が少ない科目は午後にしていただきたいです。</li> <li>・通学距離もあり自分で通える範囲と考えると公立も私立も関係なく検討する場合がありますので、重ねてお願いしたいです。</li> <li>・遅刻カード記入時、声かけても反応がない時あり、教員全員共通認知をひろげてほしいです。</li> <li>・補習について、登校日数が足りなく危ぶまれる時、私立高校は年度末くらいに補習がありますが、公立もすぐ留年ではなく、補習のサポートをお願いしたいです。</li> <li>・現在単位は一年単位になって、途中転学決めても単位が次の学校に持っていけないので、途中まででももっていける制度があると助かります。</li> </ul>	<p>義務教育段階の学びと高等教育の学びの意義や目的も踏まえながら、いただいたご意見を参考に、さらに魅力ある学校づくりを推進してまいります。</p>
88	<p>体力の向上に向けた取り組みに対して、プールの民間委託は施設の維持管理を考えたらもっともであると思うが、体力向上に向けた取り組みをもっと行わないと部活動の地域展開ともリンクできず、スポーツを行う場や仲間がいないスポーツ難民が出てしまうと思います。三育論の考えのもと体育教育の推進をお願いしたいです。</p>	<p>体力の向上は児童生徒の健やかな成長に不可欠であると認識しております。運動機会の充実のため、アスリート派遣事業等による運動機会の創出とともに、部活動地域展開や水泳授業の民間等施設での実施により学校と地域が一体でスポーツを楽しめる環境を整え、児童生徒の体力向上に努めてまいります。</p>
89	<p>部活動の外部移行として地域とつなげようとしていますが、保護者の理解を得ることが難しい状態です。市全体で地域とつながるために部活動等を学校から切り離す対応をしていただきたいと思います。</p>	<p>「仙台市部活動地域展開検討協議会」において地域展開後の生徒の活動の望ましい在り方について検討を行っております。本市での地域展開の概要等をお示しする際は、生徒や保護者の皆様への丁寧な説明が必要と認識しております。学校で運営されてきた部活動を地域全体で支える地域展開の理念に基づき、検討を進めてまいります。</p>

■「第4章 教育施策 基本方針3」に関するご意見(7件)

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
90	<p>特別支援教育コーディネーターを専任化して配置したことは、全国的にも非常に先進的な取り組みであり、コーディネート機能の充実につながっているものと認識しています。また、仙台市発達相談支援センターをはじめとする関係部局との連携も、全国に類を見ない仙台の大きな財産と感じています。施策3-2特別支援教育の充実に記載されている内容に大きく賛同します。今後も、これらの施策を推進していただきたいです。</p>	<p>本市では令和6年度から特別支援教育コーディネーターを専任化するモデル事業を開始し、その効果の検証を行っているところであり、引き続き、各モデル校の状況を踏まえつつ、関係部局との連携も図りながら充実に向けてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
91	軽度な障害により個別指導が必要な子どもに対して、市民センターや民間施設等の学校以外の学びの場の整備が必要ではないか。	障害のあるこどもの学びの環境については、学校教育を基本に、放課後児童クラブでの宿題や遊びを通じた学び、放課後等デイサービスでの専門スタッフによる個別支援、社会性を育む取組のほか、市民センターでの体験活動、民間事業所における習い事や学習教室など、多様な場が設けられています。今後も、これらの関係機関や関係部局との協力関係を深めながら、インクルーシブ推進教諭を中心に地域の支援体制を充実させ、切れ目のない支援の推進に努めてまいります。
92	<p>施策3-2 特別支援教育の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ推進教諭の役割は重要性を増してくると思います。加配をお願いするとともに、在籍校及び近隣校の学級担任が気軽に相談し、助言をいただけるような体制づくりが更に必要ではないかと思えます。</li> <li>・県立、市立の枠があるかもしれないが、特別支援学校での研修や実習(生徒との触れ合い)により、特別支援教育の経験のない教員のスキルアップを図ることも必要ではないかと思えます。</li> <li>・中学校や特別支援学校高等部の卒業後(進学、就労等)を見据えた相談体制の充実により、保護者の不安解消へつながるのではないかと思えます。</li> </ul>	本市では「特別支援教育推進プラン2023」に基づき、こども一人ひとりを大切にした教育の実施とインクルーシブ教育システムの構築を両輪として特別支援教育を推進しています。インクルーシブ推進教諭については、モデル事業による効果検証を進め、地域の支援体制の充実を図るとともに、教員の指導力・専門性の向上、学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援等について、取組を進めてまいります。また、全ての教員が特別支援教育の視点を踏まえた指導力の向上を図ることができるよう研修の充実を図るとともに、卒業後の相談体制の充実に向けた関係機関等との連携の推進についても、引き続き取り組んでまいります。
93	多様性についてきれいごとではいかない現実に直面しています。本来大きな事故として対応するところ、多様性の対応ととらえ教員が我慢していることがあります。特別支援教育の充実のために研修を行うことはありがたいですが、1人の教員が複数の多様性に対応することが非常に困難であることを理解していただき、せめて特別支援に関わる教職員の人数の増加を考えていただきたいです。	本市では特別支援教育指導補助員や特別支援学級指導支援員等の配置を順次拡充し、授業支援や個別対応を進めてきているところです。引き続き、学校の実態を踏まえつつ、適正な配置に努め、安心して指導に向き合える環境づくりを進めてまいります。
94	<p>施策3-2 特別支援教育の充実</p> <p>①障害理解教育を一層推進するという方針には大賛成だが、地域社会に広く理解を広げるためには共生社会実現を目指す生涯学習施策との協働を意識することが重要である。</p> <p>②軽度発達障害も含め障害を持った子どもたちが安心して過ごせる学校にするためには、周りの子どもたちの理解が不可欠である。障害を持たない子どもたちが自分ごととして主体的に取り組む活動を実現させたい。</p> <p>③特別支援学校に通う子どもたちにとって、卒業後、生活を営む地域とのつながりが重要になってくる。そのためには、現在も実施している居住地校交流の充実を図るなどして、同年代の子どもたちや地域の人々との関わりを深めていく必要がある。</p>	本市では「仙台市特別支援教育推進プラン2023」に基づき、文化・芸術・スポーツ等、学校卒業後の社会参加の充実に向けた生涯学習につながる取組を推進しているところです。あわせて生涯学習事業の各種イベントにおいても広く市民に向け発信し、理解促進に取り組んでおります。また、道徳をはじめとする各教科等の授業において、多様な児童生徒が安心して過ごせるよう、相互理解の促進を図るとともに、居住地校交流の充実を図っています。引き続き、こうした取組の充実を図り、特別支援教育を一層推進してまいります。
95	小学校の現状について。授業に集中出来ない児童が沢山おり、授業そのものが破綻しているようです。対応する先生が疲弊し休職されました。先生方がウェルビーイングな状態にならないければ、子供達のウェルビーイングは実現されないと思います。その為には先生の数が必要な過ぎると思えます。	本市では特別支援教育指導補助員の配置を順次拡充し、通常の学級における授業支援や個別対応を進めてきているところです。引き続き、学校の実態を踏まえつつ、適正な配置に努め、学級担任等の負担軽減を図るとともに安心して指導に向き合える環境づくりを進めてまいります。

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
96	<p>施策3-2 特別支援教育の充実について</p> <p>まず、本取組方針を具現化するためには、特別支援学級の定員を現行の8人から5人にする必要がある。国に改正を求めるだけでなく、市独自予算で「授業ができる教員」を加配し5人以下学級とするべきである。障害の実態が異なり、学年も異なる児童生徒を1人の教員が8人を指導するのは不可能である。8人学級では、教育課程も8通り必要となり、担任の負担は大きい。空き時間(教材研究や評価の時間)が取れず、トイレに行く時間もないのが現場の実態である。</p> <p>次に、特別支援コーディネーターを担任外に担わせるべきである。現在、特別支援学級主任や通常学級担任(主任)が担わされてる学校がある。担任をしていけば、他学年や他学級の児童生徒の授業中の様子を見に行くことができないので、同僚から相談を受けても、話を聞くだけで、的確なアドバイスをすることができず、コーディネーターとしての役割を發揮することができない。</p>	<p>特別支援学級の定数については、これまで国に対して要望を行うとともに、在籍数6名以上の特別支援学級に対しては市独自予算による特別支援学級指導支援講師や指導支援員の配置を行ってきているところです。引き続き、障害のある児童生徒への効果的な指導・支援を行えるように、適切な人員配置を続けてまいります。また、本市では現在、インクルーシブ推進教諭モデル事業を実施し、専任特別支援教育コーディネーターの在り方について検証を行っているところです。本事業の成果を踏まえながら、特別支援教育における支援体制の充実に努めてまいります。</p>

■「第4章 教育施策 基本方針4」に関するご意見(7件)

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
97	<p>施策4-1 あらゆる市民が主体的に学び合える環境の充実</p> <p>①市民センターにおいて市民のニーズや社会変化に応じた講座等の実施がなされているが、就労世代や若者世代の参加が増えないことが大きな課題である。その対策としては、施策4-4とも関わるがこの世代の市民自らが企画に関わる体制づくりを強化することが重要である。市民の主体的な学びを推進するためには、ぜひ踏み込むべき施策である。</p> <p>②生涯学習の意義を広く社会に浸透させ、理解を深めるためには、これまであまりつながらなかった組織や団体との協働が重要である。例えば、どんな企業や団体においても社員教育は不可欠であるが、中小企業等の小規模な組織では単独で行うには負担が大きいのが現状である。そこで、働くことの意義、対人関係において弁えるべき内容、社会人としての権利や義務など、どんな業種にも共通する基本的な研修内容を市民センター等で講座展開し、企業や組織から社員等を受講させる仕組みを構築してはどうだろうか。そこでは、市民と共に学ぶことになり、職場だけでは出会えない人々とのつながりも生まれてくるはずであり、ひいてはそれぞれの業務に有効な人脈を得ることができるようになる。生涯学習の新たな価値を生み出す上でも、ぜひ挑戦してほしい取組である。前向きな検討を期待したい。</p>	<p>①各区中央市民センター及び各市民センターとの連携のもと「若者社会参画型学習推進事業」など各般の事業を進めてきたほか、子育て世代が参加しやすくなるような託児の活用にも取り組んできたところです。今後はこれらに加え、大学との連携による講座の企画・開催に取り組めるよう検討してまいります。</p> <p>②生涯学習の新たな価値創造に向け、これまで関わりがあまり多くなかった組織や団体との連携を念頭に置きながら、引き続き民間企業や各種団体とのネットワークづくりに取り組んでまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
98	<p>施策4-2 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供</p> <p>①SMMAは、長い歴史を積み重ねてきているが、他地域ではほとんど見られない仙台独自の優れた取組だと理解している。この伝統を守るとともに、広く社会に発信していくことが重要である。</p> <p>②施策4-1とも関わるが、市民の生涯学習を支えるには、学びに関するリファレンスの提供が重要である。市民に最も近い施設である市民センターを始め、それぞれの機関が連携しているSMMAは、この点でも意義のある仕組みである。市民の学びたいという思いを受け止め、学びの方法をアドバイスすることが社会教育施設の大きな役割でもある。それぞれの施設の職員にこうした価値を共有し、積極的に活動できるように促す研修を実施する必要がある。</p>	<p>SMMAでは、施設間の連携企画や「ミュージアムユニバース」といった、各施設の特性を活かした事業を実施し、市民の主体的な学びの機会の提供に努めております。こうした取り組みを継続して行うことで、幅広い世代の生涯学習に寄与してまいります。</p> <p>また、SMMAでは研修を企画・実施しており、参加館間での知識の共有や、SMMAで実施している事業を市民センター等の他施設にも広め、知見を深めていただく取り組み等を行っております。</p> <p>今後も、こうした取り組みを一層充実させるとともに、広く市民の生涯学習に資する活動を行い、積極的に発信してまいります。いただいたご意見を参考に、施策4-2における取組方針の記述を追加しました。(41ページ)</p>
99	<p>施策4-2 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供</p> <p>文学館のイベントで子供向けのものをもっと企画して欲しい。図書館と連携して盛り上げて欲しい。</p>	<p>社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供については、関係部局ともご意見を共有させていただきます。</p>
100	<p>うちの社会学級では、コーヒーの淹れ方・泉区の歴史講座・ねりきりを作ろう・駐屯基地見学などさまざまです。毎回、年齢の高いかたがたもとても楽しそうに参加されています。歳をとってからも、ワクワクする・たくさん会話をしている人は若々しく見えます。生き生きしているように見えます。</p> <p>新しい何かを理解し覚えることは、脳の活性化にもつながっているのでしょう。社会学級が自分の住んでいる地域にあるのは、とてもありがたいことだと思っています。</p>	<p>社会学級について、活動内容や魅力の発信に取り組むなど一層の充実を図ってまいります。</p>
101	<p>施策4-4 地域における学びと実践の機会の充実</p> <p>市民が自ら地域の課題を見出し、その解決に向けて学習を深める取組は、市民協働のまちづくりを実践してきた仙台市の誇るべき取組である。70年以上の歴史を持つ社会学級、50年以上の歴史を持つ嘱託社会教育主事制度と、仙台の社会教育、生涯学習を支えてきた制度である。しかし、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核にした地域づくり」を推進してきたにも関わらず、その意義を十分に理解できていない学校、教職員が多いことが課題である。施策5-5とも関連するが、管理職をはじめ教職員の認識を深めることが必要である。働き方改革で教育の活動が制限されがちな状況だが嘱託社会教育主事の意義や社会学級の意義を再認識させる働きかけが重要である。</p>	<p>76年続く社会学級の仕組みや、本市独自に54年続く嘱託社会教育主事制度は、本市の社会教育、生涯学習を支えてきた制度であり、今後、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進していくために必要不可欠な取り組みです。</p> <p>毎年、合同校長会や新任管理職を対象に行う研修において、社会学級事業や嘱託社会教育主事制度の概要とその意義について説明し、学校における理解と制度・事業の活用を図っております。また、学びの連携研修においては、毎年、各学校の地域連携担当教員と嘱託社会教育主事等で構成するグループで交流を図っており、顔の見える関係づくりを図っております。</p> <p>今後、社会学級事業や嘱託社会教育主事制度の意義について学校内外での理解が広がるよう、それぞれの活動の一層の周知を図るとともに、教職員の認識を広げるための取り組みについて検討してまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
102	<p>施策4-4 地域における学びと実践の機会の充実          児童生徒が地域で活動することの大切さは分かる。しかし、ボランティア活動や〇〇タイムなどと称して、週休日に活動をしている学校がある。そこに教員が引率している問題がある。果たして、「教員が担う業務」なのか。地域に任せる活動であると考え。その切り分けを示していただきたい。</p>	<p>令和4年度末に全市立学校・園に仙台版コミュニティ・スクールが導入され、各学校運営協議会では地域で子どもたちを育てるビジョンを共有するために熟議が重ねられています。これにより、地域の力を教育活動に取り入れる取り組みや、学校・家庭・地域が連携してつくる行事・イベントを実施する取り組みが見られます。          社会学級など学校や地域における大人の学びや子どもたちと地域の交流は、学校支援ボランティアや地域活動を担う人材の育成につながり、学校教育の充実や子どもたちの居場所づくりに資するものと考えております。          今後も、学校や地域を場とした学びを通して地域の教育力向上を図る取り組みを進め、地域の皆様に子どもたちの実態や学校の実情をご理解いただくよう努めてまいります。</p>
103	<p>地域がつながる生涯学習はとても素晴らしい考えです。</p>	<p>基本方針の考え方に沿った施策展開に取り組んでまいります。</p>

■「第4章 教育施策 基本方針5」に関するご意見(16件)

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
104	<p>47ページの施策5-1 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革について意見があります。現在、教職員の病休が増えており、現場に残された教員が病休の教員の仕事を分担し疲弊している状況です。これをどうにかしなくては、ここに掲げられている政策など達成できるはずがありません。そこで、以下の事を提案します。</p> <p>①教科担任制の拡充          ALTを多くの学校に配置する予算があるのなら、その分で各学校に教科担任の教員を1名追加する。ALTの常駐により外国語の授業が行いやすくなることはありますが、教員の負担は減りません。むしろ、日本語の話せないALTのために週案を和訳したり、連絡調整をしたり、空きコマの指導をしたりと負担が増えています。         各学校単位でできる、教員不足や荒れている学級の対応としても、現在埼玉県の実地で行われている教科担任制の強化版を導入していただきたいです。学年間だけで、交換授業をするだけになってしまっているが、それでは負担が減ることはありません。せめて学年部で交換授業をし、各学年2学級の規模であれば、各学級担任が学年部の3教科を担当し全学級に入る。そうすることで、教材研究にかかる時間負担を減らし、多くの目で全学級を見ることができ、問題行動等も減るものと考えます。</p>	<p>児童生徒が多様な価値観に触れ、柔軟な思考や国際感覚を育むことができるよう「国際的な視点に立った教育」を推進するにあたり、ALTの配置を拡充し、学校生活全般で生きた英語や異文化に触れる機会を創出していくことが必要と考えております。英語教育実施状況調査結果では、ALTの配置数等の要因により、授業におけるALTの活用率や英語を使用した言語活動の機会が限られ、生きた英語に触れる機会が不足しているという課題も見られたことから、ALTの増員により、日常的な交流機会の充実を含めた改善を図ることは重要であると考えております。          また、ALTの増員に対応して効果的なチーム・ティーチングや言語活動への理解を深めるための研修やALTアドバイザー等による訪問指導、公開授業研修等の実施など、学校への支援を強化してまいります。          なお、教員の配置数については、国が定める児童生徒数等から算定される定数を基礎とするものであり、教員の増員に向けては、これまでも国に対し、この定数の改善を求めてきたところです。引き続き、教科担任制の充実など教員数の増加に向け、国に対する要望を行ってまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
105	<p>教職員の働き方改革が掲げられていますが、その通りです。今までの学校教育が、勤務時間、給料、勤務内容、生徒保護者の対応など、いかに教員の善意でここまで成り立っていたかを、いろいろな書籍にも書かれており実感します。さまざまな基盤があることは理解できますが、その中でも学校教育の基盤づくりが、未来につながると考えます。</p>	<p>引き続き、教職員一人ひとりが働きがいや働きやすさを感じ、心と体の健康を確保した働き方ができる環境の整備に取り組んでまいります。</p>
106	<p>施策5-1 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革            施策5-2 教員の資質・能力の向上と人材確保</p> <p>色々な児童と先生方を見てきました。タブレットを使用した授業が多く、前準備が大変そうだなあと感じたものです。質の高い授業をしてくださっているように思います。その一方で、望ましくない態度をとる児童がいるクラスの先生が、いつも疲弊しているようで気の毒に思っておりました。教員の負担が大きくなるようにするためにも、問題行動をおこさない子供に育てよう、というのも大事かなあと、思いました。</p> <p>赤ちゃんを迎える時の『プレママ・プレパパ教室』のような、子供を育てる親に対しての『子育て教室』があってもいいんじゃないかなあ、と思っています。今は共働きが多く、シングル家庭も多く、子供とゆっくり接する時間がとれない家庭が多いのかもしれない。</p> <p>教員の負担を減らすためにも、問題行動をおこさない子供に育てる方法をアドバイスもしてほしいです。</p>	<p>こどもを育てる親への支援については、関係部局ともご意見を共有させていただきます。</p>
107	<p>施策5-1 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革            施策5-2 教員の資質・能力の向上と人材確保</p> <p>発達グレーなお子さんに対してのアプローチというか、「こういう行動をとっていたら、一度相談してみよう」というようなチェック項目があると、うちの子は発達に問題があるかもしれない。と、保護者が気づいてくれるかもしれません。初めから、その子の発達に合った環境に進学させてあげられるようになったら、教員の負担が減るのではないのでしょうか。子供の発達に合っていない教室に通って、周りに合わせられない子が、授業中に歩き回ったり自由すぎる発言をしているように思えます。</p>	<p>発達特性のある児童生徒への早期対応は、教員の負担軽減の面からも大切であると考えており、本市では保護者が気づきを得られるよう、就学前からの相談体制の充実を図るとともに、各学校においては校内委員会を設置し対応しております。引き続き、学校・専門機関・家庭が連携し、児童生徒に合った学びの場や支援を検討できる仕組みづくりを進め、教職員が安心して支援に向き合える環境整備に努めていきます。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
108	<p>①学校の重要なお便りについて、すべてデータで送付するシステムの構築を検討していただきたいと思います。現在の学校は、学校だよりや学年だより、授業参観の案内等すべて紙媒体で配布しています。今年、授業参観の案内が配布されず、行事に参加することができませんでした。この日に、受験の話や修学旅行の説明もあったようですが、どちらも参加できず、また、学校側からは特に補足で案内等の対応もありませんでした。お便りのデータ配布については、市内の他学校では保護者に重要なものは、データで送付している学校もあることを確認しています。同じ市内の学校に在籍しているにもかかわらず、このような点に差があるのは改善の余地がないでしょうか。</p> <p>②教員の勤務時間が長時間にわたるのは防ぐべきです。夕方ある時間以降は留守番電話に切り替えることも適当だと思います。教員の業務もデジタル化することにより、保護者への伝達と業務の効率化の両立をできる体制が望ましいと思います。体調の悪い生徒や仕事で学校が閉まっている時間帯にしか訪問できない家族が、紙のお便りももらいに学校へ行く、教員はその紙のお便りを渡すための準備という業務が増える、という体制はいかがなものでしょうか。</p> <p>学校の運用については学校長の裁量に任されている部分が多いと聞きます。しかし、本教育構想でも繰り返し述べられている通り、社会情勢が目まぐるしく変わる昨今において、学習や保護者との連携など真の意味でのデジタル化、ICT活用、不登校対応は急務でありますので、学校長の裁量ではなく、国の方針を基に、宮城県、仙台市教育委員会が主導となって、一律に刷新する体制を整えるとともに、学校関係者、保護者、生徒がともに理解できるよう明確に基本方針に盛り込んでいただくことを希望します。</p>	<p>本市教育委員会では、学校から保護者に発出する文書(おたより等)につきましては、令和6年度より市立小中学校が共通で使う保護者連絡ツールを定めるとともに、学校業務の効率化及び学校・保護者間の確実な情報共有を目的に、保護者連絡ツールを用いて電子データで発出することを原則としております。</p> <p>これに加えて、自動集計システムの活用や学校納付金収納管理サービスの導入などのデジタル化を進めているところであり、引き続きこうした業務効率化に努めてまいります。</p>
109	<p>「自分らしく学び、生きる力」を育むためには、まず子どもが「ここは安全だ」と思える環境の整備が不可欠であることから、教員が子どもたち個々の特性に応じた丁寧な関わりを継続することと、そのための教員のウェルビーイング向上を望みます。構想にある「教員の働き方改革」は単なる労働時間の削減ではなく、子ども一人ひとりと向き合う「心のゆとり」を生むための最重要課題として強力に推進していただきたいです。</p>	<p>令和7年3月に本市教育委員会で策定した「教職員の働き方改革取組指針2025」において、働き方改革の目的を「教職員のウェルビーイングの向上」としており、業務効率化により児童生徒とのゆとりをもった対話の時間を一層確保することとしております。</p> <p>引き続き、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指し、働き方改革を推進してまいります。</p>
110	<p>施策5-1 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革 学校版BPRによる検証により、教員が担う業務を明確化してほしい。</p>	<p>令和7年度に学校版BPRの一環で教職員を対象に実施したアンケートやヒアリングにより明らかになった負担の高い業務について、業務フローを抜本的に見直すなどにより業務の効率化を図ることとしており、その中で教職員が担う業務量の縮減に努めてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
111	<p>施策5-1 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革            伝統にとらわれず、新時代の教育活動にふさわしい事業改革(スクラップ)が必要である。小学校で実施されている「市小体陸上記録会」については、熱中症や慣れない競技に伴う怪我のリスクが高い、第6学年担任の評価時期と重なる負担、記録会に他学年教員や養護教諭が動員され現場が手薄になる問題等々、問題だらけである。廃止を求める声が多い。            そして、就学時健康診断は市の業務であることから、学校ではなく市民センターや市や区の体育館で実施してほしい。小学校では、本健診のために、3校時限で児童を帰宅させ、授業減となっている。養護教諭は企画から校医への連絡調整まで行い、負担が大きい。</p>	<p>陸上記録会については、ご意見も踏まえ、その在り方について検討してまいりたいと考えております。            就学時健康診断については、入学予定の学校で児童の健康状態の把握や保健上の助言の機会となるなどの利点がございます。関連する一部業務の委託を行うなど、改善を図りながら各学校において実施してまいります。</p>
112	<p>教員の研修について、知識が付く研修だけでなく、技能が高まる研修の実施を希望します。授業のやり方、学級経営や生徒指導、特別支援教育などについて学べ、すぐに現場で実施したいと思えるような悉皆研修が少ないです。全国で活躍する教職関係者を教育センターにお呼びし、悉皆研修として話を伺えたら若手のみならず、教職員の力の底上げにつながると考えます。</p>	<p>これまでも授業づくり研修やトピック研修において、指導方法についてや実践的指導力の向上をめざした研修を行ってまいりました。さらに研修内容の充実に努めてまいります。</p>
113	<p>教員の質の向上や行政教員の育成に向けて、戦略や確かな人事が必要となる。例えば、年に10回程度の研修会の実施などが考えられる。</p>	<p>これまでも、いきいき教職員づくり研修構想に基づき、キャリアステージに応じて、5つの資質能力向上のための研修を行ってまいりました。管理職育成においては、学校経営力向上研修を行ってまいりましたが、さらにその内容の充実に努めてまいります。</p>
114	<p>教育構想のそれぞれの項目についての各種施策は必要なことだと思いますが、子どもたちの日々の暮らしを支えるためには地域の方々と日常的に触れることが欠かせないと考えます。保護者で構成されるPTAのほか、日々子どもたちとかかわる地域の団体名や市の事業名について、学校、保護者、地域そして行政も知ることが重要と考えます。放課後子ども教室、社会学級は、施策5-5にも入れるべきであり、学校を拠点として子どもや地域の交流の場をつくっている学校図書室開放事業やマイスクールなど具体的な名称をいれること、そして学校運営や施設の整備を行う際にそうした場を学校運営の重要なパーツであることを意識する必要があると思います。学校、保護者、地域、そして学校にかかわる行政職員もそれを意識し、一緒に取り組むことを心がけることで、子どもや保護者が様々な場面で地域と日常的にふれあい、個々に支え合いが生まれ、取り残される人が少なくなると思います。それにより、学校だけではできなかったことについて解決の糸口が見え、子どもたちが自分らしい生き方を見つけられればそのことが子どもの幸せを願う教員にとって一番の働き方改革になるということを忘れないでほしいと思います。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、施策4-4(44ページ)における施策の取組状況及び施策5-5(50ページ)における取組方針の記述を修正しました。多くの市民がその理念を共有し、各々が構想の実現を意識して取り組むことができるよう、理解の拡大と施策の推進に努めてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
115	<p>地域と学校との連携について、昔からあり地域に根付いた企業や施設、学校に子どもがいる方にしか、学校の情報は回ってきていないと思います。きっと学校に関わらない方(仕事や子育てを引退された方々)やお店なども教育委員会からしっかりと情報を流していただければ、協力できることもたくさんあると思います。まずは活動を学校に関わる人以外にも知ってもらうことを進めれば、先生方の負担も地域との連携も取りやすいのではないのでしょうか。</p>	<p>教育委員会では、「地域とともに歩む学校」を学校教育の基盤と位置づけ、仙台市ホームページや学校だよりなどを活用した各種取組の紹介や情報掲載のほか、地域連携の充実発展につながるように、学校や地域を対象にした研修やフォーラムを開催してまいりました。学校や家庭だけでなく、より多くの地域住民や団体、事業所等が子どもたちの育ちを支えるといった地域総ぐるみでの教育の実現を目指し、引き続き、子どもたちを真ん中にした地域ネットワークがより豊かになるよう、教育委員会から直接的・間接的に広く情報発信に努めてまいります。</p>
116	<p>「学びを支える・・・基盤づくり」という表現については、「学びの循環を支える・・・基盤づくり」とする方が適切であると考えます。18ページの右端のイラストは、2021年版には見られない新たな要素であり、5つの基本方針の中で、方針5が全体の土台であることを示す重要な位置づけのもと受け止めています。その意味において、基本方針5の文言には、基本理念に示されている「学びの循環」という考え方が、より明確に反映されるべきであると考えます。関連して、19ページの「基盤づくり」の解説についても、「施設設備や人材の確保・育成」に主眼を置くにとどまらず、なぜ18ページのイラストが示すような構造となっているのかが読み取れる内容とすることが望ましいと考えます。</p> <p>近年、地域のつながりの希薄化は、町内会・子ども会の加入率の低下などにも表れており、「学校を核とした地域づくり」をどのように進めていくのかが、あらためて問われています。また、コミュニティ・スクールを中心とした地域学校協働活動を一体的に推進していくことは、子どもたちに対して、「他者とのつながりの重要性」や「依存先を増やすことが安心感につながる」ということを、実体験として学ばせていくことにもつながるものと考えます。</p>	<p>基本方針5では、教育に関わる施設の整備や人材の確保・育成など、基本方針1から4における教育施策を推進するための基盤づくりに取り組むこととしております。基本理念に掲げる学びの好循環や育てたい人の実現の向け、基本方針1から5における各種教育施策を効果的に推進してまいります。</p> <p>また、学校運営協議会の取組を生かし、保護者・地域住民・関係団体の学校運営への参画を推進していくことは、地域ネットワークの充実や、地域の方々の自己実現の場の創出等に結びつくほか、つながり合う大人の姿がコミュニケーションのロールモデルとして子どもたちに好影響を与えるものと考えます。今後もコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を行ってまいります。</p>
117	<p>コミュニティ・スクールの推進により、全市立学校・園への導入が完了し、教育委員会として伴走支援を行ってきたことは事実であると考えます。一方で、その取組は、ようやく緒に就いた段階であり、十分に定着・深化しているとは言い難い状況ではないでしょうか。そのような中で、2021年版の方針Vにおいて筆頭に掲げられていた施策「地域とともに歩む学校づくりの推進」が、2026版では「～の深化」として施策5-5に位置づけられている点については、現状認識との間にややずれがあるように感じられます。</p> <p>新たな観点を取り入れる意図があるものと推察されますが、(主な施策)の一つ目に「働き方改革」、二つ目に「施設の計画的な整備」が掲げられている点については、基本方針5が担う役割との関係性がやや分かりにくく、違和感を覚えます。</p>	<p>これまで推進してきた地域とともに歩む学校づくりの取組を、一層深めていけるよう努めてまいります。</p> <p>基本方針5の主な施策(18ページ)については、いただいたご意見を参考に、概要版の記載に合わせる形で修正いたします。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
118	<p>取組方針の一つ目に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るための効果的な制度の在り方について検討を進めます」とあります。学校運営協議会の委員、連合町内会役員や学校支援本部のコーディネーター等の関係者の中には、「地域ぐるみで子どもたちの学びや成長を支援すること」や、「学校を核にして地域づくりを推進すること」、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」といった考え方が一定程度広がりつつあると感じられます。また、防災分野においては、小中学校が指定避難所として位置づけられていることが多くの市民に認知されていますが、地域のつながりの希薄化が進む中、子どもだけではなく大人の幸せという観点からも、「学校を核とした地域づくり」の重要性を広く共有していくための取組が求められていると考えます。学校における「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」や「異年齢集団での学び・体験」と、地域における「町内会・子ども会をめぐる課題」は相互に関連しており、行政としては、教育委員会(教育局)のみならず、まちづくり政策局や各区のまちづくり推進部との連携も含めた、横断的な視点が重要であると考えます。</p>	<p>令和4年度末に全市立学校・園に導入されたコミュニティ・スクールの仕組みのもと、各学校運営協議会では熟議が重ねられ、地域で子どもを育てる意識が高まりつつあります。地域の力を教育活動に取り入れる取り組みや、学校・家庭・地域が連携してつくる行事・イベントを実施する取り組みも見られます。</p> <p>それらの中には、各区まちづくり推進部各区中央市民センター及び地区市民センターと連携した取り組みもあり、子どもも大人もさまざまな人のかかわりの中で、自らが主体となって生涯にわたり学び続けることを大切にしながら、人づくり、まちづくりに取り組んでいるところです。</p> <p>今後も他部局や町内会をはじめとする地域の皆様との連携を図りながら、「地域とともに歩む学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の双方の重要性を広く共有し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するための効果的な制度の在り方について検討を進めてまいります。</p>
119	<p>施策5-5 地域とともに歩む学校づくりの深化</p> <p>現在、審議中の新学習指導要領の論点整理の中で、社会に開かれた教育課程の理念を継承し、実効性を高めることを目指す方向が示されている。社会総がかりの教育を実現するためには、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の充実が不可欠という考えが定着している。こうしたことから、この施策については基本方針5の中でもっと上位に位置付けられるべき内容だと考えている。働き方改革、教員の資質向上の次に掲げるのが妥当だと思う。また、「地域とともに歩む学校づくり」は、「学校を核にした地域づくり」と対になる理念として位置付ける必要がある。ぜひ、前向きな検討を期待する。</p>	<p>各施策の並びは施策の重要度を示すものではなく、施策の性質に応じた配列としており、ご指摘の基本方針5における施策5-1から4については、教育を支える人材に関する施策をまとめて配列しております。</p> <p>コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の一層の充実を図るなど、社会全体で子どもたちの学びを支えるための取組を推進してまいります。</p>

■「第5章 教育構想の推進体制」に関するご意見(1件)

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
120	<p>第5章「推進体制」では、子どもの権利の実現状況を継続的に点検する仕組みを明記していただきたいです。子どもの権利に基づく教育行政とは、子どもが「よくなっている」と実感できるかどうかを確かめ続ける営みであると考えます。そのため、「安心感」「意見が尊重されている感覚」「居場所感」など子どもの主観に基づく指標を定期的に把握すること、その結果を子どもにも理解できる形で公表し改善方向を説明すること、教育委員会の点検・評価に子ども・保護者・市民の意見を反映する仕組みを設けることが考えられます。</p>	<p>教育構想に基づき推進する施策については、毎年度作成している点検・評価を活用することとしております。点検・評価については、教育委員会や学識経験者の評価を踏まえ作成し、公表をしているところですが、より分かりやすい公表の仕方や、子ども施策に関わる人々のご意見を反映の在り方について、検討してまいります。</p>

■「その他」に関するご意見(6件)

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
121	<p>今までよりも一歩踏み込んだ提案を望みます。優先順位を明確にし、重点施策を絞り、それ以外の部分については、廃止、縮小するなど、「スクラップの側面」を明示することが必要と考えます。そうすることで、実行しようとする施策の重要性や必要性がクローズアップされ、学校、保護者、市民(地域)で共有・熟議することができると思います。</p> <p>多岐にわたり網羅した方針や施策が提示されており「ビルドの側面」は読み取れる一方、実際に、市民(特に学校現場)がこれらすべてを意識し取り組むことができるかといった視点を読み取れませんでした。学校と保護者、学校と地域、教職員間に発生する様々なトラブルは、それぞれの価値観の押し付けや無理解が要因となっていることが少なくありません。</p> <p>仙台市としての「覚悟」が感じられる構想案になることを切願します。</p>	<p>本構想では、多岐にわたる教育施策について、社会状況の変化や本市の課題を踏まえながら5つの基本方針にまとめ、各方針の考え方に沿った施策展開を行うこととしております。</p> <p>一方、社会変化への対応や保護者等からの期待の高まりを背景に、学校現場における負担が増大している実態もあることから、各学校が実施している行事や教育活動等の見直しも含めて検討を進めてまいります。</p>
122	<p>未来ある子供達の将来を考えているのであれば、何をするにも時間がかかりすぎている。私達には、時間がない。時間はまってくれないのです。裕福な子、裕福ではない子、健康な子、病弱な子、繊細な子、活発な子、学校へ通えている子、通えていない子、全て同じ子供です。公平に生きる権利があるのです。学びの多様化学校へ通いたくても、仙台は高すぎて通えない親子が多い。通えたとしても市外の人引越しをしないとイケない。ハードル高すぎ。給食費も補助されない。税金をきちんと納めているのに、お金ばかりかかって生活苦。もっと、現状を知らないとも何も変わらないと思う。フリースクールも、他県を習って年収に関係なく補助金を出してほしい。いち早くできる事から今直ぐ始めてほしい。私達には、時間がないのです。未来ある子供達のためを思うのならば、今直ぐ動いて下さい。どうか、どうか、この想いが郡和子市長に届きます様に。</p>	<p>本市においては、令和6年度より、一定の条件のもと学びの多様化学校の通学に係る交通費補助を実施するとともに、国に対して財政措置を要望しているところであり、引き続き、保護者の経済的な支援の充実を図るため、国への働きかけを行ってまいります。</p>
123	<p>地域・社会全体で支える教育の推進について廃校や空き地を活用した「多世代共生・健康増進拠点」を提案します。不登校の保護者は孤立しがちであり、地域の方々との交流が心の支えになっています。地域の方々と交流する中で地域の高齢化などの課題もみられることから、教育と福祉、地域経済が循環する仕組みづくりを望みます。こどもが思い切り動ける場と大人がそれを見守れる場を併設すること、ワークスペースや同じ悩みを持つ保護者との対話の場を農協や民間事業者と連携して構築すること、こうした場で高齢者向けのお弁当販売や健康相談を行うなどが考えられます。「顔の見える関係性」が残る地域こそ、子どもも高齢者も、不登校の保護者も誰も孤立しない「未来のまちづくり」の先駆者になれると信じています。</p>	<p>教育と福祉を連携したまちづくりについては、関係部局ともご意見を共有させていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	本市教育委員会の考え方
124	<p>共働き世帯の割合が増え、子育てにおける保護者の負担が大きくなっており、地域全体で家庭教育を支えるというのは難しいですし、子供にとっては親との触れ合いが一番の教育です。であれば、共働きをしなくても済むような施策をするべきではないでしょうか。今年度の予算を見ると非常に無駄無意味な物が多く見受けられます(男女共同参画推進、脱炭素都市づくり等推進、ICT教育推進など)。これらの予算を子育てクーポン等に充て、共働きしなくても済むようにするべきと考えます。出生数の増加も見込めるのではないのでしょうか。仙台が他の各都市のモデルケースとなる事を望みます。</p>	<p>子育て支援に関する施策については、関係部局ともご意見を共有させていただきます。</p>
125	<p>一番大切なのは、日本人としての誇りを持ち、先祖に感謝し、日本を愛する子供を育てる教育ではないでしょうか。神話及び自虐史観ではない我が国の正しい歴史を教える事ではないでしょうか。グローバル化・多様性・共生・SDGs等きれいな事を言う前に日本人としての軸を持った人間を育てる教育を望みます。</p>	<p>学習指導要領においては、中学校社会科の歴史分野について、我が国の郷土や歴史に対する愛情を育むことが目標として定められており、引き続き、学習指導要領の沿った適切な授業を実施してまいります。</p>
126	<p>通学費について、現在地下鉄と市営バスのお得な割引がありますが、地下鉄と宮城交通の割引セットを設定していただきたいです。物価高で、交通費がネックになって進学先が狭まる場合もあります。</p>	<p>公共交通施策については、関係部局ともご意見を共有させていただきます。</p>

# 仙台市教育構想 2026

## 【報告】

令和8年2月

(仮称) 仙台市教育構想 2026 検討委員会

# 目次

第1章 仙台市教育構想 2026 の策定について .....	1
1. 策定の趣旨.....	2
2. 教育構想の位置づけ .....	2
3. 計画期間 .....	3
第2章 教育をめぐる現状と課題.....	5
1. 教育をめぐる社会環境の変化.....	6
2. 国の動向 .....	8
3. 仙台市教育構想 2021 における取組状況と課題.....	10
第3章 基本理念.....	13
第4章 教育施策.....	17
1. 教育施策の基本方針.....	18
2. 教育施策を進めるための各主体の役割.....	20
3. SDGsとの関係.....	21
4. 各種施策 .....	22
基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育 .....	24
基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育 .....	28
基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育 .....	37
基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習.....	40
基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり.....	47
5. 「仙台ならではの」教育事業.....	54
第5章 教育構想の推進体制 .....	55
1. 教育構想の推進.....	56
2. 進行管理の方針.....	57
資料編.....	59
1. 用語解説.....	60
2. (仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会 審議経過 .....	67
3. (仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会 委員名簿 .....	68
4. (仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会 設置要綱.....	69

# 第1章

## 仙台市教育構想 2026 の 策定について

## 1. 策定の趣旨

これまで本市では、教育の基本理念や基本方針を定める「仙台市教育構想 2021」を令和3年3月に策定し、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」という基本理念のもと、6つの基本方針を掲げ、各種教育施策を推進してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な活動や交流において一定の制約を受けたほか、社会のグローバル化やAI等の技術革新が急速に進展するなど、社会情勢が目まぐるしく変化するとともに、教育を取り巻く環境についても、取り組むべき課題が複雑化・多様化している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を振り返り、今後5年間の本市教育における基本理念や教育施策の方向性を示す「仙台市教育構想 2026」を策定します。

## 2. 教育構想の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

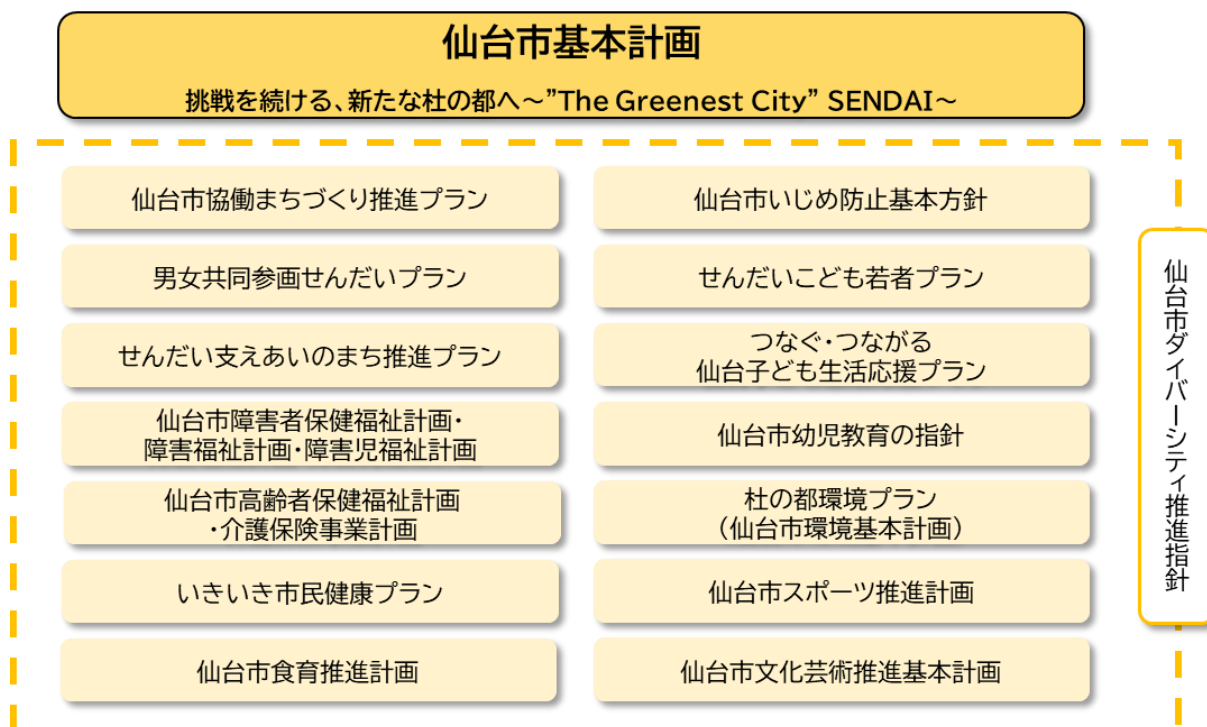
教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。

なお、国では、同法第17条第1項に基づき、今後の教育施策の方向性を示す「第4期教育振興基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）を令和5年6月に策定しています。

### (2) 本市の関連計画との関係

「仙台市基本計画」におけるまちづくりの理念「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」を共有し、その中で示される教育分野の施策を協働して推進します。また、「仙台市ダイバーシティ推進指針」や、本市の教育に関連する個別の計画などの内容を踏まえ、連携を図りながら、教育の振興に取り組みます。

### 【主な関連計画】



### 3. 計画期間

国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることや、「仙台市教育構想 2021」における期間を5年としたこと、仙台市基本計画が令和12年度でその計画期間を終えることから、本教育構想の期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。



## 第2章

# 教育をめぐる現状と課題

## 1. 教育をめぐる社会環境の変化

### (1) 将来の予測が困難な時代

現代は、世界的な感染症の流行や国際情勢の不安定化、自然災害の激甚化など、将来の予測困難性が高く、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「<sup>フ</sup><sup>ー</sup><sup>カ</sup>VUCA」の時代とも言われています。こうした変化が激しく、将来の予測が困難な時代においては、多様な他者と協力しながら、変化する環境に柔軟に対応していくことが求められます。

### (2) 学校教育におけるICT環境の整備と活用

GIGAスクール構想のもと、学校教育におけるICT化が進められていたことに加え、世界的な感染症の流行などの影響により、児童生徒1人1台の端末整備が実現したほか、オンライン授業の実施やデジタル教材の活用が進むなど、教育現場におけるICT活用が広がっています。今後は、教員のICT活用能力の向上や児童生徒に対する情報モラル教育の充実、家庭との連携強化など、ICTを効果的に活用するための体制整備が求められます。また、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に努めるとともに、その基盤となる一人ひとりの情報活用能力を向上させていくことが重要です。

### (3) デジタル技術の急速な発展

生成AIやIoTなどの技術革新が急速に進む中、今後、労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボットなどに代替される可能性が指摘されています。そうした社会においては、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといったAIでの代替が難しい能力が、より一層求められます。

### (4) グローバル化の進展と多様性の尊重

人や物財、情報の国境を越えた移動が活発化し、多様な文化や価値観を持つ人々との交流が日常的になっています。本市においても、外国人住民数が増加傾向にある中、東北大学の国際卓越研究大学認定など、身の回りでのグローバル化がますます進展することが予想されており、異文化への理解や積極的にコミュニケーションを取ろうとする姿勢の重要性が増しています。また、障害の有無、年齢、家庭環境など様々な違いを持つ市民がまちに集う中で、一人ひとりが他者を理解・尊重し、調和を取りながら受容していくことが求められます。

### (5) 教育に対するニーズの多様化

持続可能な開発目標（SDGs）では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた17の目標を掲げており、このうち目標4「質の高い教育をみんなに」では、すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することを掲げています。全国的に不登校児童生徒数が増加傾向にあるほか、特別支援教育を受ける児童生徒や外国にルーツのある児童生徒など、こどもたちが置かれた状況が多様化・複雑化している中、個々の状況に応じた支援や学習機会の提供に対するニーズが高まっています。

#### (6) 人口減少と少子高齢化

全国規模で少子高齢化に伴う人口減少が進んでおり、令和 19（2037）年には人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上になるほか、令和 38（2056）年には人口が 1 億人を下回ると推計されています。本市においても、人口減少や少子高齢化の進行が予想されており、働き手や地域活動を担う人材の減少や、児童生徒数の変動に応じた学校規模や施設の在り方などの課題が指摘されています。

#### (7) 地域・家族形態の変容

単身世帯や夫婦のみの世帯の増加により 1 世帯当たりの人数が減少傾向にあるほか、こどもがいる世帯においても共働き世帯の割合が増えています。こうした地域のつながりの希薄化や家族形態の変容が進む中、子育てにおける保護者の負担が大きくなっており、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が指摘されています。

## 2. 国の動向

### (1) 第4期教育振興基本計画の策定

国においては、令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定し、2040年以降の社会を見据えた教育施策における総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、以下5つの基本方針を示しています。

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

### (2) 学習指導要領の実施と改訂に向けた審議

平成30年度から順次実施されている現行の学習指導要領では、児童生徒に必要な資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理し、それらを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しているほか、3つの資質・能力をバランスよく育むために、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善や、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立などが求められています。

令和6年12月には、次期学習指導要領の在り方について中央教育審議会に諮問が行われ、令和7年9月の教育課程企画特別部会では論点整理が示されるなど、改訂に向けた審議が実施されています。

### (3) 令和の日本型学校教育の推進

中央教育審議会は令和3年1月に、先行きが不透明な時代の到来を見据え、全てのこどもたちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」について答申を取りまとめました。答申では、GIGAスクール構想により整備が進んだICT環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていくことが求められています。

また、令和6年8月には、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を答申し、学校教育の質の向上を通じた全てのこどもたちへのよりよい教育を実現するために、「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に推進することが必要とされています。

### (4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正

学校が対応する課題が複雑化・困難化する中で、教師が日々生き生きとこどもたちに向き合い、こどもたちによりよい教育を実現できるよう、教師を取り巻く環境整備を総合的に進めるため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が改正されました。改正法では、教育委員会に対して学校における働き方改革に関する計画の策定やその実施状況の公表を義務付けるほか、学校の組織的・機動的なマネジメント体制を構築するための「主務教諭」の職の新設、教職調整額を10%へ段階的に引き上げることなどが定められました。

## (5) COCOLOプランの策定

文部科学省は令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を策定しました。プランでは目指す姿として「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」「心の小さなSOSを見逃さず、『チーム学校』で支援する」「学校の風土の『見える化』を通じて、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」の3つを挙げ、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることや、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現することを目指し、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の確保や、多様性を尊重しつつ共に学び合える環境の整備などに取り組むこととしています。

## (6) 不登校・いじめ緊急対策パッケージ

全国的な不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数の増加を受け、文部科学省は令和5年10月に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を取りまとめ、COCOLOプランにおける取組の前倒しや、いじめ重大事態の未然防止に向けた個別サポートチーム派遣などの対策が盛り込まれました。また、これを受け、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化し、円滑かつ適切な重大事態調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者に寄り添った対応を促すよう、令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。

## (7) 教育の国際化について

教育未来創造会議は令和5年4月に「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ〈J-MIRRAI〉」を取りまとめました。この中では、外国人留学生の戦略的受入れの推進や高度外国人材が安心して来日できるこどもの教育環境の実現などの方向性のほか、中学・高校段階におけるオンラインなどを利用した国際交流を行っている学校の割合を令和15（2033）年までに100%とするなどの目標が示されています。

## (8) 今後の生涯学習・社会教育の在り方

中央教育審議会の生涯学習分科会は、今後の生涯学習や社会教育の議論において、学校教育を受けた後も職業や生活に必要な知識を身に付け自己実現を図るという生涯学習の役割や、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生むという社会教育の役割が、時代・社会の変化に見合ったものに変化していくことが求められると指摘しました。人生100年時代や変化の激しい時代においては、これらに加え、「ウェルビーイングの実現」「地域コミュニティの基盤」「社会的包摂の実現」といった役割や、デジタル社会への対応が重要とされています。

## (9) こども基本法の制定

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。この法律では、全てのこどもの基本的人権の尊重や、意見表明及び社会的活動に参画する機会の確保といった理念のもと、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的としています。

### 3. 仙台市教育構想 2021 における取組状況と課題

本市では、令和3年3月に「仙台市教育構想 2021」を策定し、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」という基本理念の実現に向け、教育施策の基本的方針を6つ掲げ、37の分野で施策を展開してきました。

これら教育施策の推進に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を活用し、社会環境や教育課題の変化を捉えつつ、事業の追加や見直しを行いながら、効果的な教育施策の進行管理に取り組んでまいりました。

ここでは、「仙台市教育構想 2021」の6つの基本方針について、それぞれの取組状況と今後の課題を示します。

#### 基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

仙台版キャリア教育「仙台自分づくり教育」などを通じ、児童生徒が自ら学ぶ意欲や、人や社会との関わりを大切にできる態度などの社会的・職業的自立に必要な力の育成に取り組んだほか、新たに配備された1人1台端末を活用し、児童生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びと、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びを推進してきました。

グローバル化の進展など、変化の激しい時代においては、自ら学ぶ意欲を持ち、多様な他者と積極的に関わり合いながら課題に取り組む姿勢がますます重要となるため、新たに取り組む国際的な視点に立った教育など、探究的な学びの機会の充実を図る必要があります。また、ICT環境を活用した授業改善や、不登校等の事情を抱える児童生徒への学びの機会の充実に取り組む必要があります。

#### 基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

いじめの未然防止・早期発見の取組として、相談体制の整備や、専任教諭の配置などの組織的対応力の向上に取り組むとともに、命を大切にすることや、多様性を認め自他を大切にできる態度を育む取組を行いました。また、本市独自の標準学力検査等の結果を活用した授業の改善、アスリート派遣などによる児童生徒の運動意欲の向上、東日本大震災の遺構を活用した防災教育なども行いました。

児童生徒が安心して学び、健やかに成長することができるよう、引き続きいじめの未然防止・早期発見の取組や体制強化を着実に継続していく必要があります。また、児童生徒が人生を拓く基礎となる「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」をバランスよく育むことや、震災後に生まれた児童生徒に対して、震災の経験や教訓を引き継ぎながら、命や互いに支え合うことの大切さを学ぶ機会を整えることが求められます。

### 基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

不登校児童生徒などの学校内での居場所となる「ステーション」の設置校数や、軽度の障害がある児童生徒へ一部特別な指導を行う通級指導教室を拡充したほか、東北地方初となる公立夜間中学（夜間学級）を開設するなど、一人ひとりに応じた学びの機会の充実に取り組みました。また、小中学校全学年での35人以下学級編制や教職員の働き方改革など、教職員が児童生徒一人ひとりと向き合う機会の充実に取り組みました。

登校に不安や悩みを抱える児童生徒や障害等により配慮が必要な児童生徒、外国にルーツのある児童生徒などが増加傾向にあることから、一人ひとりに応じた多様な学びの機会の確保と教育の充実により一層進めていく必要があります。また、児童生徒の学びを支える教職員が、心身共に健康で、生き生きとした姿で児童生徒一人ひとりと向き合い、やりがいや誇りをもって仕事に取り組むことができる環境整備が一層求められます。

### 基本方針Ⅳ 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

感染症の影響により対面での活動が制限される中で、ICTを活用した学びの機会の確保のほか、社会教育事業に関わる職員の能力向上やボランティアの育成に取り組みました。また、社会教育施設においては、展示のリニューアルなどによる機能と魅力の向上に取り組みました。

戦後に開設され、75年以上の歴史を持つ社会学級など、本市の歴史の中で積み上げてきた、市民が主体的に運営し、学びの成果を地域に還元する仕組みを活かしながら、こどもから大人、障害者、外国人など多様な主体が体験や学びでつながり、主体的に学ぶことができる環境づくりを進めていく必要があります。

### 基本方針Ⅴ 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり

社会全体での教育を推進する仙台版コミュニティ・スクールを全市立学校・園で導入し、地域全体で学校を支える体制を整えたほか、同じような悩みを抱える保護者同士の交流の場やスクールカウンセラー等による相談の場を設けるなど、不安や悩みを抱える保護者への支援に取り組みました。また、仙台城跡をはじめとした史跡・遺跡や、アートの視点と地域資源などを活かした学びの機会の創出に取り組みました。

少子高齢化や家族形態の変化が進む中、地域や保護者同士のつながりが希薄化しており、学校や地域を支える活動を担う人材を増やす取組や、保護者の不安や悩みに寄り添う取組の一層の充実が求められます。また、伊達政宗公没後400年となる令和18年に向けた仙台城大手門復元を進めるなど、仙台の歴史や文化を活用しながら、ふるさとに対する誇りや愛着を醸成する取組が求められます。

### 基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備

学校施設や社会教育施設の老朽化対策や、GIGAスクール構想の推進に伴うICT教育環境の整備を進めました。引き続き、施設の計画的な保全や、学校施設の空調整備などの施設の機能充実に図るとともに、児童生徒数や地域の実情を踏まえた適正な学校規模の確保に取り組む必要があります。



## **第3章**

### **基本理念**

## 基本理念

人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、  
互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます

### ■ 学都仙台、まちと人の関わり

本市では、江戸時代の藩校「養賢堂」に始まり、明治以降には多数の教育機関が設置され、そこに多くの若者や研究者が集い、まちと関わりながら研究・教育が活発に行われることで、「学都仙台」の今日の発展につながってきました。また、戦後には社会教育が花開き、社会学級をはじめとした多彩な学びの場は市民の力を育み、多くの市民活動の萌芽を支えてきました。

全国に先駆けたバリアフリーまちづくりや、環境美化、脱スパイクタイヤ運動、防災・減災の取組など、本市では様々な都市課題に対し、多様な主体の参画による市民協働の取組が進められてきました。こうした市民の行動の積み重ねによって、暮らしやすいまちづくりが模索され、共生の礎が築かれてきた歴史が、今日の本市の大切な都市個性につながっています。

### ■ 「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」の継承

こうした背景をもとに、これまで本市においては、人づくりとまちづくりをつなげ一体のものとして進めるため、教育の基本理念に「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」を掲げ、学校、家庭、地域社会との連携により、多岐にわたる取組を進めてきました。一人ひとりが学びを活かして様々な分野で活動することがまちの活力を生み、その活力が一人ひとりの更なる学びや活動につながるという考え方であり、今後においても踏襲すべき重要な立脚点と捉えています。

### ■ 育てたい「人」

現代社会は、情報化やグローバル化の急速な進展とともに、頻発する自然災害や感染症の流行、貧困、環境問題など、多くの地球規模の課題を抱えており、こうした変化が激しく将来の予測が困難な時代において、生涯にわたって自ら学び続ける姿勢はより重要性を増しています。このような姿勢を持つことが、変化の激しい時代においても、新たな学びを得て、それを活かしながら課題を見出し、解決する力や探究する力を育むとともに、自分と他者の違いの理解を深め、多様な主体と認め合うことにもつながります。

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わりなく共生し、すべての人が持てる力を発揮できるまちづくりが求められています。多様性に目を向け、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することは、多様な人と積極的に認め合い、協働しながら社会の変化を乗り越え、共に未来の社会を創り出す力を育むとともに、様々な価値観を理解したいという動機を高め、更に学び続ける意欲にもつながります。

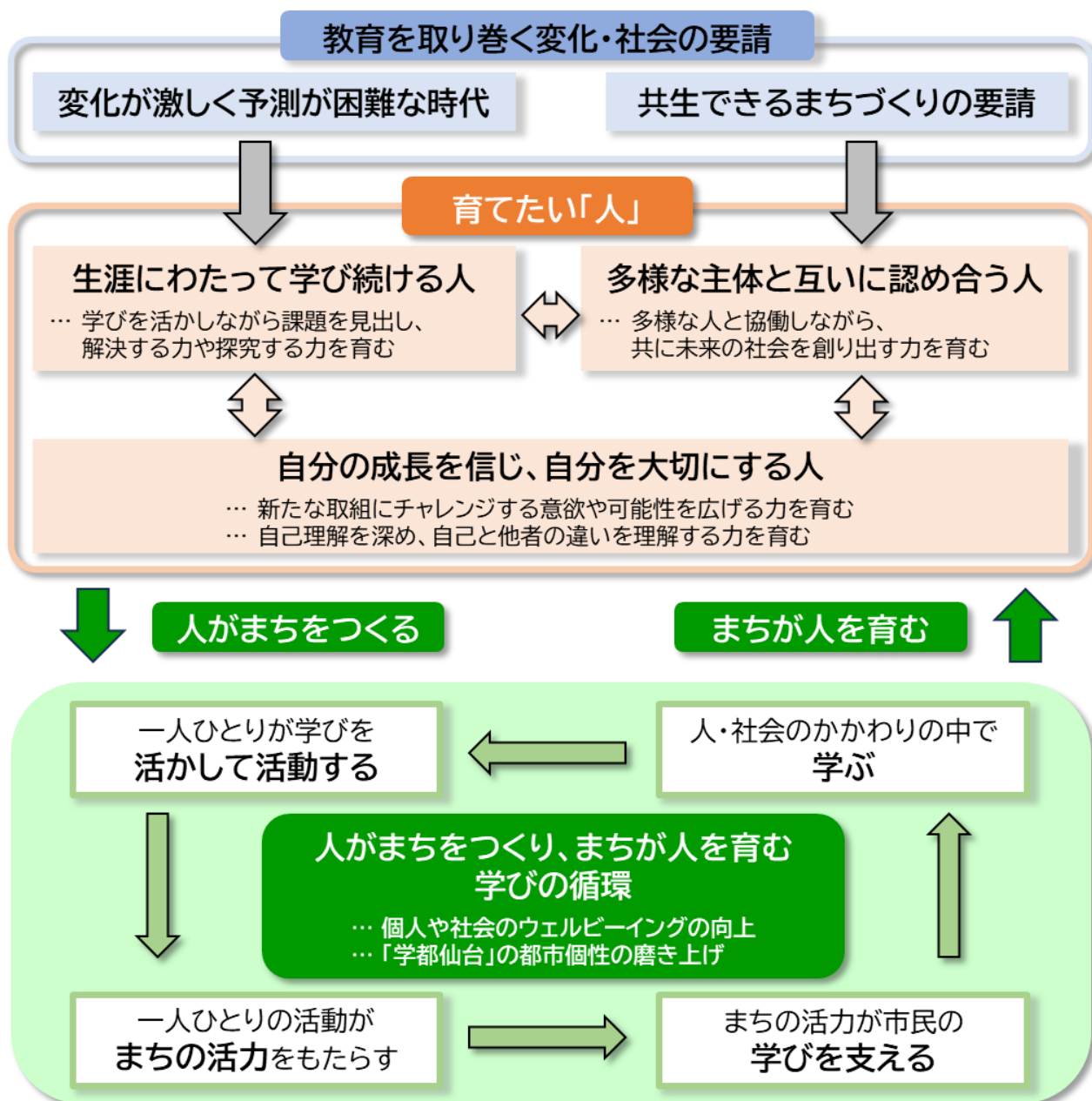
こうした学び続ける姿勢や互いを尊重する気持ちを持つ上では、自分の成長を信じ、自分を大切にすることもまた重要です。自分の成長を信じることは、新たな取組にチャレンジする意欲や可能性を広げる力を育むとともに、チャレンジに必要な知識や技能を得るために、自ら学び続ける意欲にもつながります。また、自分を大切にすることは、自己理解を深め、自己と他者の違いを理解する力を育むとともに、自分と同様に相手を大切にすることを認識し、相手の考え方や価値観を尊重することにもつながります。

そして、学び続けることで自身の成長を実感することや、他者を理解しようとすることで自分自身の新たな一面に気付くなど自己理解を深めることが、更に自分の成長を信じ、自分を大切にすることにもつながります。このことは、人生100年時代と言われる中、こどもだけではなく大人にも大切なことです。

## ■ 本市教育の使命と基本理念

こうした力や姿勢を備えることができるよう支えることは本市教育の使命です。「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」のもと、自分の成長を信じ、自分を大切にしながら、多様な主体と互いに認め合い、生涯にわたって自ら学び続ける人を育み、その一人ひとりが学びを活かして活動することで、更なる学びや活動につながる。こうした好循環を実現することが、個人や社会のウェルビーイングの向上につながり、「学都仙台」としての本市の都市個性の更なる磨き上げや、持続可能なまちづくりにもつながります。

以上の考え方をもとに、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます」を、本市の教育における基本理念として掲げます。





## 第4章

# 教育施策

## 1. 教育施策の基本方針

社会状況の変化や本市の課題などを踏まえ、今後の5年間で取り組む教育施策の基本的な方針を次の5つにまとめ、それぞれの考え方に沿った効果的な施策展開を行うことで、第3章に掲げた基本理念の実現を図ります。

基本  
理念

人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、  
互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます

基本理念の実現に向けた教育施策の基本方針



### 基本方針1

一人ひとりが安心して学べる学校教育

(主な施策) いじめ防止等対策の推進、  
登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進 など

### 基本方針2

主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

(主な施策) 国際的な視点に立った教育の推進、  
仙台自分づくり教育の推進 など

### 基本方針3

多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

(主な施策) 豊かな心を育む教育の推進、  
特別支援教育の充実 など

### 基本方針4

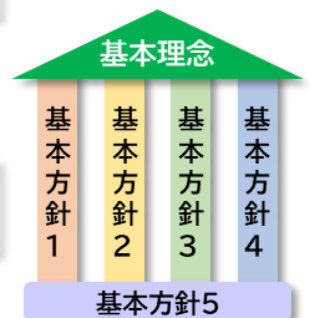
学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

(主な施策) あらゆる市民が主体的に学び合える環境の充実、  
歴史や文化を活かした学びの充実 など

### 基本方針5

学びを支える持続可能な基盤づくり

(主な施策) 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革、  
地域とともに歩む学校づくりの深化 など



### **基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育**

児童生徒一人ひとりが幸福や生きがいを感じ、ウェルビーイングの高い状態を実現するためには、すべての児童生徒が、安心して学校へ通えるなど学びの機会を得られることが不可欠です。

これまでも学校と教育委員会が一体となり、安心して学べる学校づくりに取り組んできましたが、今なお、いじめに悩む児童生徒や登校に不安や悩みを抱える児童生徒がいることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見に向けた的確な対応の徹底や、児童生徒が安心して自分らしく学ぶための支援の更なる充実に取り組みます。また、保護者が孤立することなく安心してこどもと向き合えるよう、不安や悩みを抱える保護者に対する支援の充実に取り組みます。

### **基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育**

グローバル化の進展など、環境の変化が激しい時代においては、自ら学び続ける意欲を持ち、多様な人と積極的に関わり合いながら、課題を解決し、未来の社会を創り出そうとする姿勢が、これまで以上に重要となっています。

こうした姿勢を育むために、本市の「確かな学力の育成」の取組を基盤とし、自ら問いを立て、他者と協働しながら探究する主体的・対話的で深い学びの一層の充実に取り組むとともに、健康で生き生きと過ごすための「健やかな体の育成」など、よりよく生きる力を育む学校教育の実現を目指します。

### **基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育**

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中、年齢、性別、障害の有無、国籍など、様々な違いを認め合い、互いを尊重しながら、一人ひとりが活躍し、協働して未来の社会を創り出していくことが一層求められています。

そのためには、多様性に目を向け、自他を尊重し認め合う「豊かな心の育成」の取組を推進していくとともに、様々な環境にある一人ひとりが自分らしく学べる機会を保障し、自らの可能性を広げていくことができる学校教育の実現を目指します。

### **基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習**

人生100年時代を迎え、障害の有無や国籍などに関わりなく、こどもから大人までのすべての人々が生涯にわたって学び続けることの重要性が高まっています。

一人ひとりが、それぞれのライフステージやニーズに応じた学びの機会を得られる環境を整備するとともに、学びの成果を地域に還元したり、児童生徒が学校で培った探究的な学びの姿勢を地域で発揮したりできるよう取り組みます。

### **基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり**

各種教育施策を効果的に推進するためには、その基盤となる施設整備や人材の確保・育成が不可欠です。

教職員をはじめとする教育を支える人々が意欲的に教育活動に取り組める環境を整えるとともに、そうした人々が自らの能力を伸ばすための支援の充実に取り組みます。また、学校と家庭、地域社会が連携・協働して社会全体でこどもを育てる基盤の充実や、学びを支える施設や設備の適切な整備に取り組みます。

### 2. 教育施策を進めるための各主体の役割

基本方針に基づく教育施策を進め、基本理念の実現につなげていくためには、本市の教育に関わる各主体が、その役割を意識し、互いに連携しながら取り組むことが不可欠となります。

#### ■ 学校の役割

学校は、児童生徒が自ら進んで学習に取り組む意欲を高めながら、社会でよりよく生きるために必要な力や、自他を尊重し、多様な人と協働しながら学び続ける態度を育みます。また、児童生徒一人ひとりの可能性を引き出すことができる学びの環境を整えるとともに、教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合い、やりがいや誇りを持って教育活動に取り組める職場環境の構築を図ります。さらに、これまで培ってきた家庭や地域との協働の基盤を一層強化し、地域に開かれた学校づくりを推進します。

#### ■ 家庭の役割

家庭は、すべての教育の出発点として、こどもとのふれあいを通じて豊かな情操を育むとともに、基本的な生活習慣や自立心など、心身の調和の取れた発達に大きな役割を果たします。保護者は、こどもの教育に対して第一義的な責任を有しており、学校や地域、行政と相互に連携しながら、こどもの健やかな成長を支えていきます。

#### ■ 地域の役割

地域は、多世代の住民や様々な事業者、団体、教育機関等から成り、日常的な大人との関わりや多様な体験機会の提供を通じて、こどもたちが社会性や自主性を育む場であるとともに、ライフステージに応じた学びの場としての役割も担います。また、生涯学習や地域課題への参画を通じて、住民同士のつながりや生きがいを創出し、課題解決に取り組む力や社会教育を担う人材の育成にも寄与します。学校や社会教育施設を地域の交流の核とし、家庭とも連携しながら、こどもの育ちを支える豊かなコミュニティの形成を目指します。

#### ■ 教育委員会の役割

教育委員会は、学校教育、家庭教育、社会教育の各分野において、すべての人に安心して充実した教育機会が提供されるよう、環境を整備する責務を担います。教育構想に基づき、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に果たせるよう支援を行い、各種教育施策を着実に推進します。

### 3. SDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs）では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた17の目標を掲げており、このうち目標4「質の高い教育をみんなに」では、すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することを掲げています。SDGsの理念や目標を実現していくためには、現代社会が直面する環境、貧困、人権、平和、開発といったグローバルな課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む姿勢が重要です。

本市においても、学校教育や生涯学習における学びを通じて、自ら課題を見出し、解決する力や、多様な人と協働しながら未来の社会を創り出す力を育めるよう、SDGsの理念を踏まえ、各種教育施策を推進します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 4. 各種施策

本教育構想では、5つの教育施策の基本方針の考え方に沿った32の施策を設定し、各施策の取組方針を踏まえ、具体の教育事業を推進します。

教育事業の中には、「人権教育（施策1-4・施策3-1）」のように複数の施策で取り組む事業や、「障害理解教育の推進（施策3-2）」のように他の施策の取組方針にもつながる事業があるほか、基本方針5における事業は各種施策を効果的に推進するための基盤の充実につながるなど、複数の施策に関連する事業があります。

基本理念の実現に向け、それぞれの教育事業がより効果的な取組となるよう、各種施策を有機的に連携させながら取り組んでまいります。

### 教育施策の体系

#### 基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育

施策1-1 いじめ防止等対策の推進

施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進

施策1-3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進

施策1-4 互いを理解し思いやる心を育む教育の推進

#### 基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

施策2-1 国際的な視点に立った教育の推進

施策2-2 仙台自分づくり教育の推進

施策2-3 仙台版防災教育の推進

施策2-4 きめ細かな指導の充実

施策2-5 デジタル学習基盤を活用した協働的で一人ひとりに適切な学びの推進

施策2-6 幼児期からの切れ目ない教育の推進

施策2-7 魅力ある高校教育の推進

施策2-8 望ましい食習慣・生活習慣づくりの推進

施策2-9 体力の向上を目指した運動の日常化の推進

### 基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

施策3-1 豊かな心を育む教育の推進

施策3-2 特別支援教育の充実

施策3-3 様々な学びの求めに応じた支援の充実

### 基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

施策4-1 あらゆる市民が主体的に学び合える環境の充実

施策4-2 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供

施策4-3 とともに学び合える共生社会の推進

施策4-4 地域における学びと実践の機会の充実

施策4-5 歴史や文化を活かした学びの充実

施策4-6 アートを活かした地域の魅力の創出

### 基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり

施策5-1 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革

施策5-2 教員の資質・能力の向上と人材確保

施策5-3 社会教育事業に携わる職員等の育成

施策5-4 自ら学ぶとともに、市民の学びをサポートする地域人材の育成と活躍促進

施策5-5 地域とともに歩む学校づくりの深化

施策5-6 家族がともに学び、ふれあう機会づくりの推進

施策5-7 学びを支える経済的な支援

施策5-8 学校規模適正化の推進

施策5-9 学校や社会教育施設の計画的な整備

施策5-10 デジタル学習基盤の整備

## 基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育

### 施策1-1 いじめ防止等対策の推進

#### ■ これまでの主な事業

いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置、いじめ対策支援員の配置、  
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、  
スクールロイヤーによる相談支援、インターネット巡視、教職員向け研修

#### ■ 施策の取組状況等

- 本市では、いじめ防止等対策を最重要課題の一つと位置づけ、「仙台市いじめの防止等に関する条例」のもと、保護者や地域住民並びに関係機関との連携を図りながら、学校と教育委員会が一体となり、いじめの防止、早期発見及び適切かつ迅速な対処等に取り組んできました。
- 学校におけるいじめの未然防止や教職員の対応能力向上に取り組むとともに、学校におけるいじめ対策の中核を担ういじめ対策専任教諭や児童支援教諭の配置のほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職の配置拡充や相談支援の実施など、いじめへの組織的な対応力向上に取り組みました。また、1人1台端末を活用した心の健康観察やSNSによる相談窓口の対象者拡大、インターネット巡視の実施など、いじめの早期発見・早期対応の取組を進めました。
- 教職員が、児童生徒の心身の状態の変化を把握し、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、学級生活アンケート調査を実施してきました。
- 各学校において、児童生徒が声を上げやすい環境づくりを進めるとともに、積極的にいじめを認知し、いじめの早期発見・早期対応に努めています。
- 今なお、いじめに悩む児童生徒がいることを踏まえ、組織的な対応力の更なる向上に取り組むとともに、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組の充実を図る必要があります。



#### 取組方針

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等の専門職や、いじめ対策支援員・さわやか相談員等による相談支援体制の充実を図るとともに、複数の専門家により構成された「学校支援チーム」を設置するなど、いじめ防止等対策の体制強化に取り組めます。
- いじめ対策専任教諭・児童支援教諭を中心として、特別支援教育コーディネーターや不登校支援コーディネーター等を含めた教職員間の情報共有の徹底や、教職員と専門職間の連携強化に加え、校内研修の充実による教職員の対応能力の向上を図るなど、いじめへの組織的な対応力の向上に取り組めます。
- 学級の状況や児童生徒の心身の状態についてデータで把握するツールの活用を進め、児童生徒への支援に活かすほか、24時間いじめ相談電話やSNS相談などの相談窓口の周知を行うなど、より相談しやすい環境整備を進めるとともに、仙台市いじめ等相談支援室<sup>エスケーエット</sup>などの関係機関と連携しながら、いじめの早期発見・早期対応の取組を進めます。

## 施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進

### ■ これまでの主な事業

「ステーション」の設置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、教育支援センター「じゆうのこの杜」「この杜のひろば」の教育支援・訪問相談支援、ICTを活用した不登校児童生徒支援

### ■ 施策の取組状況等

- 本市における不登校児童生徒数は増加傾向が続いており、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。
- 在籍する学級以外での学校における居場所となる「ステーション」の設置拡充に取り組むとともに、「ステーション」や別室へ通う児童生徒へ訪問支援を行う学校訪問対応相談員を増員するなど、登校に不安や悩みを抱える児童生徒を支援する環境整備に取り組んできました。
- 児童生徒個々の状況に応じた多様な学びの場として、教育支援センター（じゆうのこの杜）や教育支援センターサテライト（この杜のひろば）での活動の充実や、フリースクール等民間施設への通所の支援、1人1台端末を活用したオンライン学習や、仮想空間を活用した居場所づくりなど、多様な学びの機会の保障に向けた取組を進めました。
- 登校に不安や悩みを抱える児童生徒が、安心して学べる機会を得ることができるよう、学校内外における個々の状況にあった多様な学びの場の整備や、相談体制の充実に取り組む必要があります。



### 取組方針

- 研修等を通じて登校に不安や悩みを抱える児童生徒への理解を深めるとともに、そうした一人ひとりについて、専門職や保護者等と連携しながら、その要因等の把握や適切な支援に努めます。
- 「ステーション」が児童生徒にとって安心できる居場所となるよう効果的な運営や環境整備に取り組むとともに、更なる設置拡充を進めます。
- 登校に不安や悩みを抱える児童生徒の多様な学びの機会を保障するため、教育支援センターにおける支援やICTを活用した学習機会の充実に取り組むほか、こども若者相談支援センターやフリースクール等民間施設との連携強化を図るとともに、学びの多様化学校の中学校の設置に向けた準備を進めます。



杜のひろばにおける支援活動

### 施策1-3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進

#### ■ これまでの主な事業

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる保護者支援、  
不登校に関する保護者支援（親の会）

#### ■ 施策の取組状況等

- 保護者の抱える不安や悩みに寄り添う取組として、各学校に配置しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談支援を行っており、相談件数は増加傾向にあります。
- 不登校児童生徒の保護者に対し、教育支援センター相談員による相談支援や、保護者同士が気軽に悩みや経験、情報を共有できる交流の場として、親の会を実施しています。
- 登校に不安や悩みのある児童生徒を支援するための情報誌を作成して配布したほか、不登校や登校への不安や悩みに関する相談窓口をホームページで周知しています。
- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者や、身近に相談相手がいない状況にある保護者など、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。



#### 取組方針

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談支援の充実に取り組みるとともに、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を進めるなど、不安を抱える保護者への効果的な支援に取り組みます。
- 様々な悩みを抱える保護者がお互いの経験を分かち合い、安心感や新たな情報が得られる空間づくりとして、同じ悩みを抱える保護者同士の交流の場の充実を図ります。
- 保護者の不安や悩みに対応する情報の発信を進めるとともに、相談窓口の周知を図りながら、保護者が安心して相談できる環境づくりに取り組みます。

#### 仙台市役所全庁を挙げたいじめ防止等に関する取組

本教育構想は教育の振興のための施策に関する基本的な計画であることから、教育委員会の施策の方向性を示すものとなっていますが、本市では教育委員会のみならず市役所が一丸となっていじめ防止等対策に係る各種取組を実施しています。

平成31年には「仙台市いじめの防止等に関する条例」を制定するとともに、同条例等に基づき、市や学校、保護者、地域住民などが連携していじめの防止等の対策を進めるための基本的な方針として、「仙台市いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止や早期発見、早期対応のための対策を総合的に推進しています。市長部局では、仙台市いじめ等相談支援室<sup>エスケット</sup>S-K-E-Tの運営等の各種施策に取り組んでいるところです。

同条例の前文に掲げる「社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成し、未来を創るかけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができるまちを実現する」との決意のもと、これまで以上に関係部局間の連携を緊密にしながら、取組を徹底してまいります。

**施策1-4 互いを理解し思いやる心を育む教育の推進****■ これまでの主な事業**

人権教育の推進、命を大切にせる教育、たくましく生きる力育成、いじめ防止「きずな」アクション

**■ 施策の取組状況等**

- 人権教育資料「みとめあう心」を活用した、生命の尊重や多様性を認め合い自他の人権を尊重する態度を育む授業の実践を通して、児童生徒が自他の考えや意見を理解し、自分と異なる意見や立場を尊重するように指導してきました。
- 各学校では、道徳科や特別活動、総合的な学習の時間等の中で「生命の尊重」や「自己肯定感の向上」、「ストレスへの対応」など、命を大切にせる学習に取り組み、児童生徒が自他を大切にし、共感的な人間関係を育むことができるように努めてきました。
- 仙台自分づくり教育において、たくましく生きる力育成プログラムや社会と関わる様々な体験活動等を実施し、互いのよさを認め合う活動や、多様な価値観や生き方に触れる経験を通して、自己肯定感や人と関わる力を育みました。
- 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、望ましい学級集団づくりに努めるとともに、児童生徒がいじめ防止の取組について企画・実施するいじめ防止「きずな」アクションを各学校で実施し、主体的かつ積極的にいじめ防止活動に取り組むことを通じて、児童生徒のいじめ防止に対する意識向上を図りました。
- 学校教育全体を通して、困っている人に優しく声を掛ける、人の役に立つことを進んで行う、他者との共生や異なるものへの寛容さを持つなど、児童生徒の豊かな心を育むことで、いじめなどの問題行動の未然防止を図っていく必要があります。

**取組方針**

- 人権教育等について、これまでの授業実践を踏まえた改善や関係機関との連携を図りながら、児童生徒の豊かな心を育むための取組の充実に努め、児童生徒が人権の意義・内容や重要性について理解し、自他の大切さを認める態度や意識の向上を図ります。
- 命を大切にせる教育の授業実践を踏まえたプログラムの改善を図り、豊かな心を育む効果的な授業実践を通して、児童生徒が互いの命を大切にせる心を育み、望ましい人間関係の形成や自己肯定感の向上を図ります。
- 児童生徒による主体的ないじめ防止活動を通して、いじめ防止に向けた児童生徒の意識向上に取り組むとともに、地域や家庭への広報に取り組み、社会全体でいじめから児童生徒を守る意識の醸成を図ります。
- 教員の指導力や学級経営力の向上を図るとともに、学級の状況や児童生徒の心身の状態についてデータで把握するツールも活用しながら、いじめを生まない学級風土の醸成や学級づくりの支援に取り組めます。

## 基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

### 施策2-1 国際的な視点に立った教育の推進

#### ■ これまでの主な事業

新教科の創設、外国語教育の推進、A L T配置の拡充、国際交流事業の充実、帰国・外国人児童生徒等支援

#### ■ 施策の取組状況等

- 小学校において、英語専科教員による外国語指導や、中学校・高等学校等に配置されているA L Tの派遣を実施したほか、中学校において、生徒の英語力を客観的に把握・分析し、授業の改善につなげるなど、外国語教育の向上を図ってきました。
- グローバル化の進展により、人や物財、情報の国境を越えた移動が活発化しており、本市においても、外国人住民数が増加傾向にある中、日本語や学校生活の支援が必要な帰国・外国人児童生徒等に対する支援の充実に取り組んできました。東北大学の国際卓越研究大学認定など、身の回りでのグローバル化がますます進展することが予想されており、こうした支援の需要は更に高まるものと考えられます。
- 児童生徒が当事者意識を持って、多様な文化や価値観を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図り、協働しながら課題を発見・解決する力や探究する力を伸ばしていけるよう、これまで取り組んできた仙台自分づくり教育と関連させた、効果的な学びを展開することが求められています。



#### 取組方針

- どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るかを考え、その実現を目指して学び続ける子どもたちを育てるため、国際的な視点に立った教育を推進します。
- 当事者意識をもって他者と積極的にコミュニケーションを図り、問題を発見・解決できる資質・能力を育成するため、教育課程特例校制度の活用による小中学校で一貫して学ぶ英語を核とした新教科について、令和11年度の全市立小中学校での実施に向けて準備を進めます。
- 子どもたちが早くから多様な価値観や文化に触れ、柔軟な思考や国際感覚を身に付けることができるよう、外国語教育を推進するとともに、全市立小学校へのA L Tの段階的な配置拡充に加え、在外教育施設派遣等の経験のある教員や留学生、オンラインによる国際交流などを活用し、授業や日常の中で自然に異文化に触れられる環境を整備していきます。
- 国際的な視点に立った教育の推進拠点となる学校外教育施設を設置し、新教科実施に向けた支援のほか、教育課程外の国際教育に関連する学びの創出や帰国・外国人児童生徒等に対する初期支援などを行います。

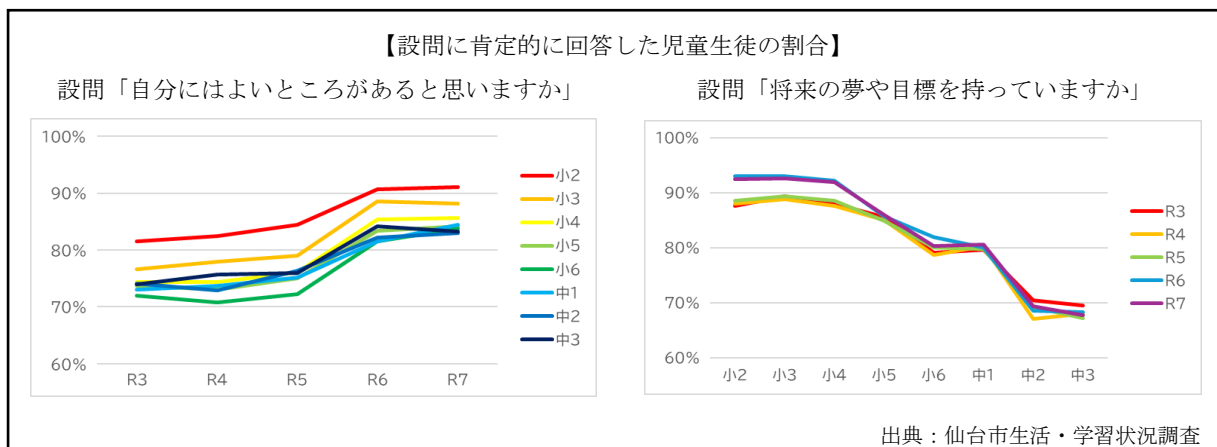
## 施策2-2 仙台自分づくり教育の推進

### ■ これまでの主な事業

たくましく生きる力育成、職場体験活動、仙台子ども体験プラザ事業、  
自分づくり夢教室・職業講話、<sup>がくがく</sup>楽学プロジェクト

### ■ 施策の取組状況等

- 変化が激しく将来が展望しにくい時代の中で、児童生徒が自ら夢を描き、実現しようとする意欲や、社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育む必要性が増えています。社会的自立を内面から支える力を育てる「たくましく生きる力育成プログラム」の実践を進めてきたほか、地域・企業と連携した職場体験活動や、仙台子ども体験プラザでの体験型経済教育プログラム、地域や市内で活躍する社会人講師の話聞く自分づくり夢教室・職業講話など、児童生徒が体験を通して、経済活動や生活設計を学ぶ機会や将来について考える機会の充実に取り組んできました。
- 仙台市生活・学習状況調査における「自分にはよいところがあると思いますか」という設問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合は年々増加傾向にあります。一方で「将来の夢や目標を持っていますか」という設問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合は、小学校6年生より中学校3年生が大きく下回る傾向があります。



### 取組方針

- 各教科と関連付けながら取組を進める「たくましく生きる力」の育成を通して、児童生徒が学ぶ意義を実感し、自ら学ぶ意欲を高めることや、人や社会との関わりを大切にする態度の醸成など、変化の激しい時代を生き抜く力を育みます。
- 地域人材や企業、関係機関との連携を高め、職場体験活動や自分づくり夢教室・職業講話などの充実に取り組むとともに、時代の変化を踏まえた各種事業の在り方について検討を進めます。



左：職場体験活動  
右：仙台子ども体験プラザ  
(スチューデントシティ)

### 施策2-3 仙台版防災教育の推進

#### ■ これまでの主な事業

「仙台版防災教育実践ガイド（改訂版）」の活用、「仙台版防災教育副読本」の作成と活用、震災遺構「仙台市立荒浜小学校」の活用、児童生徒による故郷復興プロジェクト、仙台版防災教育研修の実施

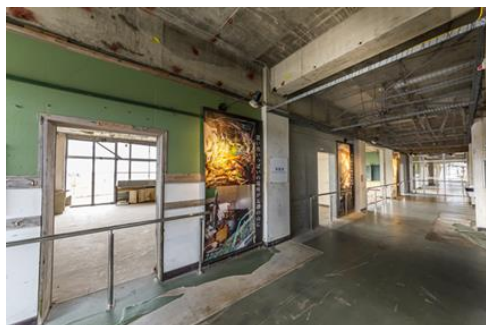
#### ■ 施策の取組状況等

- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災から令和8年3月で15年が経過し、小学校・中学校の児童生徒は震災後に生まれたこどもたちになります。このような中、引き続き震災の記憶と教訓を風化させず未来に継承するため、防災教育を推進する必要があります。
- 「仙台版防災教育実践ガイド（改訂版）」や「仙台版防災教育副読本」等を活用し、各学校や地域の実情に応じた防災教育の実践を進めてきました。また、小学校において震災遺構「仙台市立荒浜小学校」を活用した体験型の防災教育を実施し、東日本大震災における津波の脅威や教訓等を学ぶことで、児童の防災対応力向上を図ってきました。
- 東日本大震災以降、復興への願いや支援への感謝の気持ちを発信するため、全市立小中学校等の児童生徒が3.11に合わせて復興折り鶴を作成し、仙台七夕まつり会場に展示する「児童生徒による故郷復興プロジェクト」を実施してきました。
- 新任校長や新任教諭を対象とした震災遺構を活用した研修を実施するとともに、各学校の防災主任を対象とした仙台版防災教育研修を実施し、講話や演習、情報交換等を通して防災教育年間指導計画の改善を図りました。



#### 取組方針

- 震災遺構等の積極的な活用や地域との一層の連携を図りながら、東日本大震災の経験や教訓を活かし、平常時から災害に備え、災害時に自分の命を守り、安全を確保する自助の力や、平常時から地域の一員として他の人や地域の力となり、災害時の対応や復興に協力し参画する共助の力を育みます。
- 仙台版防災教育研修などを通して防災主任等の役割を再確認するとともに、児童生徒の防災対応力（平常時における「防災」と災害時における「災害対応」の二つの視点を踏まえた「自助の力」と「共助の力」）の更なる育成を図ります。
- 学校教育全体において、命の大切さや思いやり心、感謝の心を醸成し、進んで他の人や地域と関わり、助け合い、支え合うことを通して、災害発生時などに人として取るべき行動の根底となる心や態度を育みます。



震災遺構「仙台市立荒浜小学校」



「児童生徒による故郷復興プロジェクト」の復興折り鶴飾り

## 施策2-4 きめ細かな指導の充実

### ■ これまでの主な事業

標準学力検査、生活・学習状況調査、大学連携による指導力向上、少人数指導、科学館学習・天文台学習

### ■ 施策の取組状況等

- 基礎的知識の習得、応用力の育成、学習意欲の向上など、児童生徒の確かな学力の育成に向け、「すべての子どもたちの可能性を広げるために」を理念とする「仙台市確かな学力育成プラン2023」を令和4年度に策定し、各種取組を進めています。
- 本市独自の標準学力検査や生活・学習状況調査の結果について大学と連携して行った分析を活用し、効果的な指導方法の工夫や改善事例を各学校に展開したほか、授業実践力向上のためのレベルアップ研修を実施するなど、各学校での授業の改善に取り組みました。
- 少人数指導に係る教員を配置し、児童生徒の習熟度に応じた指導やティーム・ティーチングを実施するなど、きめ細かな指導を行うことで、学習意欲の向上や児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導の充実に取り組みました。
- 児童生徒の置かれた状況が多様化している中、一人ひとりに合わせた個別最適な学びや、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組む必要があります。



### 取組方針

- 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善やカリキュラム・マネジメントの適切な実施、社会教育施設や大学等との連携を図りながら、教育活動の質の向上に取り組めます。
- 本市独自の標準学力検査や生活・学習状況調査の在り方を含め、効果的な児童生徒の学習到達度の把握と分析について検討し、授業づくりや指導方法の改善に取り組めます。
- 個別最適な学びを通して、児童生徒一人ひとりの特性や学習の進捗、理解度に合わせて学習方法や教材を調整し、個々の能力を最大限に引き出すことを目指します。



少人数指導の様子



科学館学習

## 施策2-5 デジタル学習基盤を活用した協働的で一人ひとりに適切な学びの推進

### ■ これまでの主な事業

I C Tを活用した授業実践、児童生徒の情報活用能力の育成、家庭学習の推進

### ■ 施策の取組状況等

- 学校教育の情報化に係る教育分野全般に関する施策の方向性を定め、学校教育の情報化の更なる推進を図るため、「これからの社会を、たくましくしなやかに生き抜く力を育む～子どもたちが主体的に学び取るために～」を理念とする「仙台市学校教育情報化推進計画（令和5～9年度）」を令和4年度に策定し、各種取組を進めています。
- G I G Aスクール構想のもと整備が実現した児童生徒の1人1台端末や、授業支援ツール等のソフトウェアの活用を推進したほか、I C Tを活用した効果的な授業実践の普及・啓発を行うなど、児童生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びと、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びの推進に取り組みました。
- 各学校における年間指導計画に、情報モラルに関する授業を位置づけて実践したほか、授業参観で実施可能なモデル授業の作成に取り組むなど、情報モラル・メディアリテラシーの向上に取り組みました。
- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現するため、1人1台端末等を活用した授業実践事例を創出し、各学校への事例を共有するなど、I C T環境を活用した授業実践の充実を図りました。
- 児童生徒一人ひとりの情報活用能力を向上させるため、各学校で年間指導計画を作成し、情報技術の基本的な操作の習得やプログラミング的思考の育成、情報モラル教育等に関する授業を計画的に実践しました。生成A Iなどの情報技術の急速な発展を踏まえ、情報モラル・メディアリテラシー等の向上を図っていくことが重要です。



### 取組方針

- 多様で大量の情報を扱うことができる、時間や空間を問わずに情報をやり取りすることができる、思考の過程や結果を共有することができるなどのデジタル学習基盤の特性を活かして、協働的で一人ひとりに適切な学びを実現するための取組を進めます。
- 情報技術を適切かつ効果的に活用する力と、情報技術の特性の科学的な理解や情報モラル・メディアリテラシー等を併せて育み、学びを自律的かつ探究的・創造的にするための児童生徒の情報活用能力の育成に取り組めます。
- 学習の基盤となる1人1台端末やソフトウェアの活用により蓄積された学習履歴等の教育データを活用しながら、児童生徒の育成すべき資質・能力の向上を意識した支援の充実や授業改善に取り組めます。
- 個に応じた学習を支援するウェブサイトの充実に取り組むなど、児童生徒の学びに向かう力の向上を図り、自らの学びを自律的かつ探究的・創造的にすることができるようにします。

## 施策2-6 幼児期からの切れ目ない教育の推進

### ■ これまでの主な事業

幼保・小連携推進、スタートカリキュラムの実施、小1生活・学習サポーター、小中連携推進

### ■ 施策の取組状況等

- 入学や進学に伴う環境変化等への適応の難しさから、児童生徒自身の成長や学校生活に影響が及ばないよう、各団体が連携し、学校段階間の接続を円滑に行うことが重要です。
- 幼稚園・保育所・こども園等と小学校との接続では、スタートカリキュラムや幼保小合同研修の実施により、教職員の相互理解や円滑な連携に関する関係者の意識向上に取り組みました。
- すべての市立小・中学校において、「9年間で育む子ども像」を共有し、義務教育9年間を通して、系統的な教育を行うことができるよう、小中合同のあいさつ運動や児童生徒合同会議といった児童生徒同士の交流のほか、中学校からの出前授業や教員相互の授業交流など、小中連携の取組を推進してきました。



### 取組方針

- 「仙台市幼児教育の指針」を踏まえつつ、幼保・小に関わる関係機関・団体との連携を図りながら、幼児教育で培った資質能力を小学校へと円滑につなげる取組を進めます。
- 義務教育9年間を通して系統的な教育を切れ目なく行うことができるよう、小中学校間で児童生徒同士の交流や教員間の連携を深めるとともに、高等学校等進学時の効果的な引継ぎの在り方について検討を進めます。



小1生活サポーター



小中連携  
(体力運動能力テスト)

## 施策2-7 魅力ある高校教育の推進

### ■ これまでの主な事業

進路指導支援（就職支援員の配置、スキルアップセミナー等の実施）、特色ある高校づくり

### ■ 施策の取組状況等

- 進路指導支援の取組や就職支援員の配置、就職活動の基本を指導するスキルアップセミナーの実施などにより、生徒一人ひとりの進路意識の喚起と、進路希望の実現の支援に取り組みました。
- 令和7年度に仙台工業高等学校において「情報科」を新設するなど、社会の変化や要請を踏まえ、各学校において特色のある教育を推進してきました。
- 少子化の進行により高等学校の志願者数が減少する中、各学校の特色や魅力を更に充実させる必要があります。



### 取組方針

- 社会人として必要な資質・能力の育成と進路希望の実現を目指し、市立高等学校及び中等教育学校において、大学や地域、関係機関等との連携を深めながら、各学校の教育課程の特徴を活かした学習指導や進路指導の充実を図ります。
- 各学校において、教育課程等の点検・見直しを進めるとともに、学校に期待される社会的役割や教育内容を踏まえ、より一層の魅力と特色のある教育活動の実現に取り組みます。

#### 《仙台高等学校》

生徒の学力向上と進学目標の達成に向け、学年に応じた進学重視型単位制のカリキュラムの充実を図り、少人数による普通科教育を展開します。

#### 《仙台工業高等学校》

工業教育の基礎・基本の充実や資格取得の推進を図るとともに、地域や産業界との連携によるデュアルシステムを通じ、実践的な技能・技術の獲得と確かな職業観の醸成に取り組みます。

#### 《仙台商業高等学校》

基礎学力の向上と商業教育の基礎的・基本的知識の習得に重点を置き、資格取得を奨励します。また、組織の一員として社会の変化に柔軟に対応する創造性やコミュニケーション能力を身に付けた人材を育成するビジネス教育を推進します。

#### 《仙台大志高等学校》

生徒一人ひとりの様々な個性や学習ニーズに応えるため、主体的に学ぶことができる時間の保障と多様な履修を可能とするカリキュラムを提供します。

#### 《仙台青陵中等教育学校》

体験や社会とのつながりを重視した教育活動を通じ、学力の向上と自立した人間の育成を目指し、計画的な6年間の一貫教育を展開します。

## 施策2-8 望ましい食習慣・生活習慣づくりの推進

### ■ これまでの主な事業

学校における食育の推進、食物アレルギー対応、生活習慣向上への取組

### ■ 施策の取組状況等

- 食物アレルギーに関して除去食や代替食を提供しているほか、「食物アレルギー対応の手引」について、最新情報や事事例集を掲載する等の改訂を行うなど、安全で安心な給食提供に取り組みました。また、学校給食センターにおける調理講習会や親子食育講座など、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けるための取組を進めてきました。
- 健康診断の調査結果を活用し、生活習慣病の発症リスクが高い児童生徒を対象とした精密検査につなげるなど、疾病の早期発見や生活習慣の改善に取り組みました。
- 児童生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進できるよう、健康に関する意識の向上に向けた指導・啓発が求められます。



### 取組方針

- 食物アレルギーへの対応を含め、安全で安心な学校給食の提供を行うとともに、地場産物を積極的に活用するなど給食を生きた教材として活用し、食の大切さや文化等への理解を深めます。
- 児童生徒が食の選択などについて正しい理解を深め、望ましい食習慣を養うため、食に関する学習の機会の充実を図るとともに、給食試食会や親子食育講座などを通して、家庭における食育への理解を深める取組を進めます。
- 規則正しい生活が学習意欲や健全な体の成長につながることから、健康診断の調査結果や健康課題に関する研修会などを通し、児童生徒の健康に対する意識醸成や生活習慣向上に向けた取組を進めます。



学校における食育



左上：情報科の授業風景（仙台工業高等学校）

左下：商品開発（仙台商業高等学校）

### 施策2-9 体力の向上を目指した運動の日常化の推進

#### ■ これまでの主な事業

児童生徒の体力・運動能力向上、部活動指導員等の派遣、部活動地域展開の検討

#### ■ 施策の取組状況等

- 本市児童生徒を取り巻く状況の変化や過去プランの成果と課題を踏まえ、「バランスよく食べて、進んで運動し、ぐっすり眠る、笑顔と元気あふれる仙台っ子」を目指す児童生徒の姿とする「仙台市健やかな体の育成プラン2024」を令和5年度に策定し、各種取組を進めています。
- 健康教育推進校において家庭内で体力・運動能力調査の結果を共有できる集計システムを試行的に導入し、動画コンテンツを活用した授業づくりを行うなど、児童生徒の望ましい運動習慣の形成に取り組みました。
- 各区体育振興会主催によるスポーツイベントや学校へのアスリートの派遣など、児童生徒の運動への興味関心を高める取組を行いました。
- 部活動について、専門的な技術指導が行える部活動外部指導者・部活動指導員を学校へ派遣し、顧問となる教職員の指導力向上や負担軽減に取り組みました。また、仙台市部活動地域展開検討協議会を立ち上げ、文化部も含めた部活動地域展開の在り方の方針の検討に取り組んでいます。
- 学校での水泳授業について、猛暑による授業の中止や指導員の不足、設備の維持改修に係る財政負担といった課題が指摘されています。
- 児童生徒の体力や運動習慣の低下が課題となる中、日常的に運動に親しむ機会を確保するとともに、運動に対する動機付けを進めていく必要があります。



#### 取組方針

- 体育授業や学校における運動環境づくりに加え、アスリートの派遣や地域と連携したスポーツイベントの実施などを通じて、運動の魅力や楽しさを味わう機会を提供することにより、児童生徒の運動への意欲や関心の向上に取り組みます。
- 部活動指導員等の積極的な活用などにより、望ましい指導と運営に関する体制づくりを進めます。また、将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保するため、国の動向を踏まえつつ、部活動の地域展開に関する検討を進めます。
- 猛暑等による水泳授業への影響や、施設の老朽化や維持管理の負担等を考慮し、民間等のプール施設での水泳授業実施を基本とし、複数年をかけて移行します。



学校へのアスリート派遣

## 基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

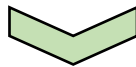
### 施策3-1 豊かな心を育む教育の推進

#### ■ これまでの主な事業

道徳教育、命を大切にする教育、人権教育の推進、音楽・芸術の鑑賞会

#### ■ 施策の取組状況等

- 各学校における児童生徒の実態等を踏まえた道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成・活用し、学校の教育活動全体を通して命を大切にする心や他者への思いやりの心、規則を尊重する態度の育成に努めました。
- 「仙台版 命と絆プログラム～命を大切にする教育の手引～」を活用した実践事例を収集し、各学校での活用を促進したほか、研修会を実施するなど、命を大切にする教育の効果的な実践に取り組みました。
- 人権教育資料「みとめあう心」を活用し、生命の尊重や、多様性を認め合い自他の人権を尊重する態度を育む授業を各学校で実践してきました。また、オーケストラやミュージカル鑑賞会などを通じた豊かな感性を育む授業を実践しました。
- 社会の多様化が進む中、一人ひとりが多様性に目を向け、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、協働していく姿勢が重要となっています。



### 取組方針

- 学校における道徳教育に対する家庭や地域からの理解と協力を得るとともに、関係部局との連携を深めながら、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進します。
- 命を大切にする教育について、関係部局や地域と連携協力を進めるとともに、これまでの授業実践を踏まえたプログラムの改善を図り、児童生徒の豊かな心を育むためにより効果的な授業となるよう検討を行います。
- 児童生徒が自他の生命や人権を尊重する重要性を理解するとともに、命を大切にする心や、互いを理解し、思いやる心を育む教育を推進します。
- 文化や芸術に触れ、体験する機会を充実させ、児童生徒の豊かな人間性を涵養し、創造力や感性、他者と共感し合う心の育成に取り組みます。



ふれあいオーケストラ楽器体験

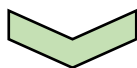
### 施策3-2 特別支援教育の充実

#### ■ これまでの主な事業

障害理解教育の推進、交流及び共同学習の推進、インクルーシブ推進教諭の配置、指導支援講師・指導支援員・指導補助員・介助員・看護師の配置、特別支援学級・通級による指導体制の充実、ICTを活用した療養中児童生徒支援

#### ■ 施策の取組状況等

- 本市の特別支援教育は、特別支援教育を取り巻く状況の変化や国の障害者施策の進展等を踏まえ、「大切なひとり 共に生きるみんな」を理念とする「仙台市特別支援教育推進プラン2023」を令和4年度に策定し、各種取組を進めています。
- 特別支援学級や通常の学級において、障害のある児童生徒の学習や学校生活を支援する人員を拡充したほか、保護者や関係機関との窓口を担う専任特別支援教育コーディネーター（インクルーシブ推進教諭）をモデル校に配置するなど、特別支援教育の体制強化に向けた取組を進めました。
- 通常の学級に在籍している軽度の聴覚障害やことばに課題がある児童生徒、LD・ADHD等のある児童生徒に対して一部特別な指導を行う通級指導教室について、小中学校における教室を拡充したほか、通級指導教室が設置されていない学校へ担当教員が出向いて指導を行う通級巡回指導モデル事業を実施しました。また、読み書きに困難を抱える児童生徒や病気療養のために入院又は自宅療養している児童生徒に対し、ICTを活用した指導・支援ツールの提供や遠隔教育を実施するなど、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図りました。
- 障害のある児童生徒や配慮が必要な児童生徒が増加傾向にある中、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援の充実が求められています。



#### 取組方針

- 多様性を認め合い、相互理解を深めることで、児童生徒一人ひとりが安全で安心して過ごせる学校となるよう、一層の障害理解教育の推進に取り組みます。
- インクルーシブ推進教諭を中心に、特別支援教育コーディネーターのコーディネート機能の充実を図り、地域における支援体制の整備や関係機関との連携強化に取り組みます。また、通常の学級における特別支援教育体制の充実を図るため、教職員を対象とした特別支援教育に関する研修を行います。
- 障害のある児童生徒一人ひとりにとっての適切な学びについて保護者と共に考えるとともに、個々の状況に合わせた支援を行うために必要な人員の配置など、体制の強化に取り組みます。
- 各学校における個別の教育支援計画・指導計画の活用状況を検証するとともに、仙台市発達相談支援センター（アーチル）をはじめとする関係部局との連携強化を図るなど、各ライフステージにおける切れ目のない支援に取り組みます。また、障害のある児童生徒の学校卒業後を見据え、文化・芸術・スポーツ等、生涯学習に向けた取組を進めます。

#### 《鶴谷特別支援学校》

本市における特別支援教育実践の中核として、特別支援教育を担う専門性の高い人材を育成するとともに、センター的機能を発揮し、先進的な教育実践から得られた知見や専門性を活かして市立学校を支援します。

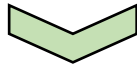
### 施策3-3 様々な学びの求めに応じた支援の充実

#### ■ これまでの主な事業

帰国・外国人児童生徒等支援、公立夜間中学（夜間学級）

#### ■ 施策の取組状況等

- 日本語や学校生活の支援が必要な帰国・外国人児童生徒等が在籍する学校に対して、初期日本語指導や通訳支援を行う指導協力者を派遣したほか、自動翻訳機・自動翻訳ツールを貸与するなど、支援の充実に取り組んできました。近年、外国につながるのある児童生徒数や日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、また多言語化が進んでいることから、今後もこうした支援の需要は更に高まるものと考えられます。
- 義務教育を修了できなかった方等への教育機会確保に向け、令和5年度に「仙台市立南小泉中学校夜間学級」を開設しました。
- 様々な環境にある児童生徒が自らの可能性を最大限に伸ばせるよう、個々の状況に応じて、自分らしく学べる機会を提供することが求められています。



#### 取組方針

- 帰国・外国人児童生徒等の支援について、多言語の指導協力者の確保やICTを活用した教育環境の整備などの支援の拡充を図ります。また、支援が必要な外国人児童生徒等の動向を踏まえつつ、現在、市内小学校で実施している「国際教室」の他校への横展開や、新たな支援機能の在り方について、検討を行います。
- 公立夜間中学（夜間学級）においては、生徒の年齢や経験、勤労の状況等の実情を踏まえ、個に応じた指導の工夫や学び合い等を通じて、様々な学びの求めに応じた支援に取り組めます。



国際教室



公立夜間中学（夜間学級）

## 基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

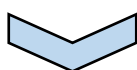
### 施策4-1 あらゆる市民が主体的に学び合える環境の充実

#### ■ これまでの主な事業

市民センターにおける講座、「学びのまち・仙台」市民カレッジ、高等学校開放講座、生涯学習情報の提供、こどもの読書活動の推進、電子図書館

#### ■ 施策の取組状況等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により対面での活動が制限された時期には、感染対策などの工夫を講じながら、こどもから大人までのあらゆる市民が学び合う機会の提供に取り組みました。また、インターネットを通して貸出・閲覧可能な電子図書館サービスを新たに導入するなど、ICTを活用した学びの機会の確保に取り組みました。
- 地域に身近な社会教育施設である市民センターにおいて、市民のニーズや社会変化に応じて、地域の歴史や文化など多彩なテーマの講座を実施したほか、講座等に関する情報をホームページやSNSを活用して広く周知するなど、多くの市民が主体的に多様な活動に取り組めるよう支援を行いました。
- こどもの読書活動については、令和5年度に策定した「仙台市子ども読書活動推進計画2024」のもと、乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進や、児童館・のびすくなどの子育て支援施設での絵本の読み聞かせの実施など、家庭や地域においてこどもが読書に親しむきっかけや習慣づくりの推進に取り組みました。
- 人生100年時代を迎え、一人ひとりがそれぞれのライフステージやニーズを踏まえながら、主体的に学び続けることや他者との学び合いを続けることの重要性が高まっています。



### 取組方針

- 市民センターにおける講座や、市立高等学校における高等学校開放講座を実施するとともに、生涯学習に関する情報提供の充実を図り、共生社会の観点にも留意しながら、こどもから大人までのあらゆる市民が主体的に学び、交流する機会の提供に取り組みます。
- 読書活動を通してこどもたちの豊かな心やしなやかに生きる力を育むことができるよう、家庭や地域、学校などと連携しながら、ブックスタート事業などの絵本を通じた乳幼児と保護者のふれあい事業や、学校図書館支援など、こどもが読書に親しむ機会づくりや読書環境の充実に取り組みます。
- デジタル技術を活用した学習機能や図書館のオンラインサービスの拡充及び広報の充実など、誰もが学びたいときに学べる環境づくりに取り組みます。

## 施策4-2 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供

### ■ これまでの主な事業

社会教育施設の運営と機能充実、ミュージアム連携

### ■ 施策の取組状況等

- 本市には、博物館、科学館、天文台、せんだいメディアテークなどの多彩な社会教育施設があり、それぞれの専門性や特色を活かした展示や企画、社会教育事業を行っています。
- 博物館や科学館における展示室や展示内容のリニューアルや、天文台におけるプラネタリウム設備や移動天文車の更新などを行ったほか、仙台・宮城ミュージアムアライアンス（SMMA）を活用したミュージアム同士の連携事業の展開などにより、社会教育施設の機能と魅力の向上に取り組みました。



### 取組方針

- 各社会教育施設において、こどもから大人まであらゆる市民が興味や関心を持ち、主体的に学ぶ機会を得られるよう、それぞれの専門性や立地環境も含めた特性を活かし、デジタル技術も活用しながら、展示資料の充実や魅力ある事業の実施、施設間の連携など、施設の機能と魅力の向上に取り組めます。
- 社会教育施設における学びの機会に関する幅広い情報提供を行うとともに、学びに関する相談支援体制の充実を図ります。
- 仙台・宮城ミュージアムアライアンス（SMMA）の連携によって生まれた新しい価値や成果を広く発信し、市民の知的探求心を育みながら、社会教育施設の持続的な発展につなげます。

#### 《博物館》

仙台に関わる主要文化財の所蔵館として、展示設備の改修など施設機能の向上と展示内容の充実を図り、多彩な展覧会を開催するとともに、学校や他の博物館施設との連携を強化し、また仙台城跡を有する青葉山エリアという立地環境も活かして、ミュージアムの魅力を更に発信します。

#### 《科学館》

総合自然科学系博物館として、「宮城・仙台の自然」「科学の原理・法則の探究」「生活で触れる科学」などをテーマにした体験型展示を展開していきます。また、地域の企業や大学等との連携を深め、人と地域がつながる事業を充実させます。

#### 《図書館》

「仙台市図書館振興計画 2022」のもと、誰もが情報にアクセスできる「知の情報拠点」として、資料を収集・保存・提供し、レファレンスサービスを通じて市民の課題解決や調査研究を支援するとともに、学校など多様な機関と連携しながら、読書活動の推進に取り組めます。

#### 《市民センター》

地域に身近な社会教育施設として、市民本位の生涯学習の支援拠点、市民が主役の交流拠点、学びを通して人づくりを行う地域づくりの拠点という機能を活かしながら、生涯にわたる学習機会の提供、学習情報の収集及び提供、地域住民の活動支援等の事業を実施します。

### 《泉岳自然ふれあい館》

豊かな自然環境を活かした自然体験活動や集団宿泊活動を行うとともに、泉ヶ岳の情報や休憩場所の提供など、幅広い世代の市民が泉ヶ岳の自然に親しむことができるサービスの提供を行います。

### 《天文台》

天文学に関する最新の情報を分かりやすく市民に提供するとともに、様々な年齢層に対応した各種プラネタリウム投映、市民参加型のイベント等を通じて、より多くの市民が宇宙を身近に感じられる機会を提供します。

### 《せんだいメディアテーク》

仙台の芸術・文化、生涯学習の拠点施設として、メディアを活用した情報・資料の収集や調査研究、視聴覚障害者の学びや必要な情報へのアクセスに対する支援、展覧会や上映会の開催、市民活動の場の提供など幅広い事業展開を行います。

### 《大倉ふるさとセンター》

大倉地区の豊かな自然と暮らしの歴史を活かした自然体験や生活体験を通じて豊かな人間性を育む場を提供するとともに、人々の交流を促進することによる地域のにぎわい創出を目指します。

### 《歴史民俗資料館》

宮城県内最古の洋風木造建築である旧歩兵第四連隊の兵舎を活用し、仙台市域を中心に、主に明治時代以降の農家や町場の生活など庶民生活資料をより分かりやすく展示するとともに、様々な体験学習や民俗芸能を鑑賞する機会の提供を行います。

### 《富沢遺跡保存館（地底の森ミュージアム）》

旧石器時代を中心としたテーマミュージアムとして、富沢遺跡から発掘された約2万年前の旧石器時代の遺跡面の現地保存と公開を行い、大学などの研究機関と連携を深めながら、当時の環境と人間の活動を生き生きとよみがえらせる展示活動を展開します。

### 《縄文の森広場》

約4千年前の大きな縄文ムラであった山田上ノ台遺跡を保存し活用するための施設として、縄文時代の植生を再現した広場や復元された竪穴住居を活用し、様々な体験活動や地域と連携したイベントなどを通じて、自然と共生していた先人の暮らしを体験する場を提供します。



リニューアル後の常設展示  
(仙台市科学館)



移動天文車  
(新ベガ号)

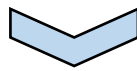
### 施策4-3 とともに学び合える共生社会の推進

#### ■ これまでの主な事業

障害者の生涯学習推進、デイジー資料等の貸出、  
せんだいメディアテークバリアフリー・デザイン事業

#### ■ 施策の取組状況等

- 障害のある人などが、学ぶ機会の確保や必要とする情報へのアクセスができるよう、社会教育施設における事業での手話通訳・要約筆記者の配置や、デイジー資料の貸出・図書館資料の郵送貸出などのサービスの提供に取り組みました。
- 学校卒業後の障害者の学びの環境づくりに向けて、庁内外の関係団体との意見交換や、当事者主体の生涯学習プログラムの展開に取り組みました。また、障害の有無にかかわらず共に学ぶことができるプログラム「ミンナシテマザール」を実施するなど、生涯学習を通じた共生社会推進に向けた取組を進めました。



#### 取組方針

- 年齢や障害の有無、言語の違いなどにかかわらず参加できる学びの機会づくりや、情報アクセスのバリアをなくす取組の充実を図ります。
- 障害のある人もない人も、ともに学び合える機会の拡大のため、関係団体との連携を深めながら、社会教育施設における人材育成やノウハウの普及に取り組みます。



障害者の生涯学習プログラム  
(スブノアカデミア)



障害のある人もない人も共に学ぶ  
「ミンナシテマザール」

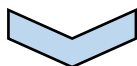
### 施策4-4 地域における学びと実践の機会の充実

#### ■ これまでの主な事業

社会学級、住民参画・問題解決型学習推進事業、放課後子ども教室

#### ■ 施策の取組状況等

- 戦後に開設され75年以上の歴史を持つ社会学級や、平成9年度から実施しているマイスクールプラン21推進事業など、本市では地域住民同士が主体的に学びに取り組み、得た学びを実践する活動が行われてきました。
- 市民センターでは、こどもから大人までの幅広い市民がそれぞれの地域課題を見出し、その解決に取り組む住民参画・問題解決型学習推進事業を通じ、地域社会の一員としての意識の醸成や地域の多彩な活動を担うネットワークづくりに取り組みました。
- こどもたちの居場所となり、地域資源を活かした体験活動や学習支援を行う放課後子ども教室のほか、学校図書室等開放事業、土曜日の教育支援体制等構築事業、学校と地域をつなぐ嘱託社会教育主事の活動など、地域力を活かした学びや活動機会の提供に取り組みました。



#### 取組方針

- 社会学級など学校を基盤とした地域の学びの活動について、学校との連携を深め児童生徒との交流を促進するとともに、活動内容や魅力の発信に取り組み、一層の充実を図ります。
- こどもから大人までの幅広い地域住民が、学びを通して地域に愛着を持ち、地域づくりに参画することができるよう、様々な機関・団体との連携を深めながら、地域住民が主体的に地域課題を見つけ、解決する機会の充実を図ります。
- 放課後子ども教室など地域におけるこどもたちの体験活動や学習の機会の充実に向け、嘱託社会教育主事のコーディネート機能を活かしながら、地域の団体やPTA等との連携やノウハウの共有を進めます。



社会学級



住民参画・問題解決型学習推進事業

## 施策4-5 歴史や文化を活かした学びの充実

### ■ これまでの主な事業

文化財の調査・普及啓発、仙台城跡整備、郡山遺跡整備

### ■ 施策の取組状況等

- 市史編さん事業等で収集された資料の保存や文化財の調査・保全を進めたほか、資料の公開や講座の実施による市民への情報発信に取り組みました。
- 仙台城跡については、令和3年及び令和4年の福島県沖地震により被災した石垣の復旧に取り組んだほか、令和2年度に策定した「史跡仙台城跡整備基本計画」のもと、歴史的景観と青葉山の自然環境が調和した眺望「政宗ビュー」の実現に向けた修景整備などを進めてきました。
- 郡山遺跡については、発掘調査を進めたほか、令和5年度に「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」の策定を行いました。
- 本市には旧石器時代から近代までの多様な歴史的資源や伝統行事、多彩な食文化などの地域に根差した生活文化が育まれており、今後も保存・継承するとともに、都市の魅力として発信・活用していくことが求められています。



### 取組方針

- 本市の歴史・文化資源の発掘・調査・保全や、資料等の有効活用を推進するため、市民遺産制度創設の検討も含め、仙台の歴史や文化を学び、楽しむ機会の充実を図ります。
- 仙台城跡について、修景整備等に取り組むとともに、伊達政宗公没後400年となる令和18年までの大手門復元に向けた取組を推進します。
- 郡山遺跡について、整備基本計画を策定し史跡公園としての整備と活用を進めるなど、史跡の保全と歴史・文化に親しめる場としての活用に取り組みます。
- 文化財の保存・活用に係る総合的な計画となる「仙台市文化財保存活用地域計画」を策定し、地域社会全体で文化財を継承し活用する取組を進めます。



仙台空襲による焼失前の大手門  
(大正14年～昭和10年頃撮影)



「仙台城大手門復元基本構想」における整備イメージ図(※)  
(第1期整備後)

※現時点での整備イメージ図であり、今後整備内容を変更する場合があります

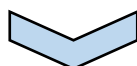
### 施策4-6 アートを活かした地域の魅力の創出

#### ■ これまでの主な事業

せんだい・アート・ノード・プロジェクト、アートとメディアを利用した市民力の育成

#### ■ 施策の取組状況等

- せんだい・アート・ノード・プロジェクトでは、アートの視点を活かして地域の歴史・資源・課題の可視化や地域資源の利活用につなげる「仙台インプロGRESS」や「ワケあり雑がみ部」などの取組を行い、参加した市民の居場所や学びの機会の創出にもつなげています。
- せんだいメディアテークにおいて、現代アートや映像等のメディアを活用し、市民が多様な価値観や考え方に触れ、創造性を育む事業を行いました。



#### 取組方針

- アートとメディアの活用や、せんだい・アート・ノード・プロジェクトにおける取組を充実させ、市民の交流や学びの機会を創出し、次代を担う地域人材の育成につなげていくとともに、未来を担う子ども・若者が、アートを通じて創造性を育む事業を展開します。



仙台インプロGRESS  
(井土浜テラス、井土の井戸)



ワケあり雑がみ部  
(七夕かざり)

## 基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり

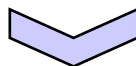
### 施策5-1 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革

#### ■ これまでの主な事業

35人以下学級、チーム担任制、校務支援システム、学校版BPR、  
学校巡回型メンタルヘルスカウンセリング事業

#### ■ 施策の取組状況等

- 少子化や情報化の進展など、教育を取り巻く環境が激しく変化する現代においては、児童生徒が抱える課題も複雑化・困難化しており、教職員が児童生徒にしっかりと向き合い、個々の状況に応じた指導を行う必要性が増しています。
- 本市では、令和元年度から市立中学校の全学年で35人以下学級編制を実施し、令和6年度には市立小中学校の全学年まで拡充するなど、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合える体制の充実に取り組んできました。
- 一方、社会変化への対応や保護者等からの期待の高まりを背景に、学校や教職員の負担が増大してきた実態があります。これまで、校務支援システムや保護者連絡用ツールなどのICTツールによる校務の効率化や、スクール・サポート・スタッフなどの校務を支援する人材の配置などの取組を行ってきましたが、依然として時間外在校等時間が長い教職員が一定数いるなど、教職員を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 児童生徒一人ひとりが幸福や生きがいを感じ、ウェルビーイングの高い状態を実現するためには、教職員のウェルビーイングを向上させることが重要であり、そのためには教職員一人ひとりが働きがいや働きやすさを感じ、心と体の健康を確保した働き方ができる環境の整備が求められます。



#### 取組方針

- 市立小中学校全学年における35人以下学級編制を引き続き実施するほか、複数の教員が協働して学級担任を担うチーム担任制の拡充を進めます。
- ICTの活用や学校版BPRによる校務の効率化や高度化を進めるとともに、人材の活用や組織体制の強化により、教職員が子どもたちの成長を支える教育活動に専念できる環境づくりに取り組みます。また、教職員の負担軽減の観点も踏まえ、部活動の地域展開や、各学校が実施している行事や教育活動等の見直しについて、検討を進めます。
- 業務の効率化等により生み出された時間が更なる教職員同士の対話や前向きに家庭・地域と対話することにつながる環境づくりや、カウンセラーによる相談体制の充実など、教職員が働きやすい環境整備を進めます。

## 施策5-2 教員の資質・能力の向上と人材確保

### ■ これまでの主な事業

いきいき教職員づくり研修構想の推進、学力サポートコーディネーター派遣事業、  
教員のICT活用能力向上、特別支援学級パワーアップサポート事業、教員採用選考・広報

### ■ 施策の取組状況等

- 大学院や在外教育施設への派遣による研修のほか、教員OBらを学校に派遣して授業改善の指導や若手教員を対象とした教科指導を行うなどのOJTを充実させることで、教員一人ひとりの指導力や資質向上に取り組みました。
- 社会環境の急激な変化に伴い教育課題も多様化・複雑化しており、授業づくりや学級経営のほか、いじめへの対応や特別な支援を必要とする児童生徒への対応、学校における危機管理など、多岐にわたる教員の資質・能力の向上が求められています。
- 教員のウェルビーイングを向上させるためには、心と体の健康を確保した働き方に加え、研修や学ぶ時間の確保など、自己の資質・能力を高めることができる環境の整備や、学び続ける教員に対する支援が重要です。
- 採用選考説明動画の配信やSNSの活用による広報活動のほか、小中学校等におけるインターンシップや学校における学習支援ボランティア、現役教員との座談会など、教員志望者の裾野を広げる取組を行いました。
- 大学4年生やペーパーティーチャー等を対象とした新規講師登録説明会を複数回実施し、給与や休暇等の待遇面や任用までの流れなどに関する説明のほか、校種ごとの個別相談を実施しています。
- 全国的に教員志望者が減少傾向にあることに加え、採用人数が多かった昭和50年代頃に採用された世代の大量退職とそれに伴う大量採用の影響により、若手教員を指導する中堅教員の不足や、必要な教員数の確保が困難になるなどの課題が指摘されています。



### 取組方針

- 本市の教員として求める資質・能力や目指す教員像を明らかにし、教育センターにおけるキャリアステージに応じた体系的な研修の充実と、各学校におけるOJTの支援に取り組めます。また、大学院等への派遣など学校現場を長期間離れて行う研修を通じ、学校現場で求められる専門知識の習得や実践力の向上に取り組めます。
- 教員の資質・能力の向上を図るため、ICTの専門性を有する講師による希望研修や、ICTを活用したリモート研修・オンデマンド研修など、学び続ける教員に対する支援を更に充実させます。また、採用前研修や年次研修、個別支援などを含む体系的な若手教員の育成に取り組めます。
- 大学との連携や広報の拡充に加え、教員や児童生徒との触れ合いを通して学生に教員として働くことの魅力を体感してもらうことで、教員志望者の裾野の拡大を図ります。
- 教員の仕事の価値ややりがいの発信等を通して、必要な教員数の確保に取り組めます。

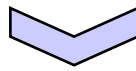
### 施策5-3 社会教育事業に携わる職員等の育成

#### ■ これまでの主な事業

社会教育施設職員研修、嘱託社会教育主事の育成

#### ■ 施策の取組状況等

- 社会教育に関する基礎的な知識や講座企画、ネットワークづくり等の研修を実施し、社会教育施設職員の資質や専門性の向上に取り組みました。
- 学校・家庭・地域をつなぎ、地域とともに歩む学校づくりを推進するなどの目的で、本市独自に委嘱をしている嘱託社会教育主事を対象とした研修を行い、専門性や資質の向上を図りました。
- 社会教育主事講習について、ホームページ等で幅広く市民にも呼びかけることで、教員以外の受講希望者が増え、社会教育士の増加につながりました。



#### 取組方針

- 社会環境や市民のニーズの変化を捉えつつ、社会教育事業に携わる職員に対する研修の充実など、求められる資質や専門性の向上に取り組みます。
- 市独自の取組である嘱託社会教育主事制度の活用や、社会教育士などの地域人材の育成により、学校と地域との更なる連携・協働を進め、幅広い市民の学びの充実と地域のネットワークづくりに取り組みます。

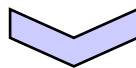
### 施策5-4 自ら学ぶとともに、市民の学びをサポートする地域人材の育成と活躍促進

#### ■ これまでの主な事業

社会教育施設運営ボランティアの育成、ジュニアリーダーの育成

#### ■ 施策の取組状況等

- 新型コロナウイルス感染症の影響によりボランティア活動が制限を受けたものの、市民センターを拠点としてボランティア活動をしている中学生・高校生のジュニアリーダーの育成や、各種施設におけるボランティアの養成講座を継続的に開催するなど、地域人材の育成に取り組みました。
- ジュニアリーダーや各社会教育施設の運営ボランティアは、市民相互の学び合いによる豊かな学びの実現に向けて欠かせない存在であり、継続的な育成や活動に参加しやすい環境整備に取り組む必要があります。



#### 取組方針

- 養成講座受講者や地域で活動している方々の声を踏まえながら、受講しやすく魅力ある研修や講座を充実させるなど、市民の学びをサポートする地域人材の育成に取り組みます。
- 養成講座受講者やボランティア登録者の活躍を促進するため、様々なスキルアップの機会を充実させるとともに、活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

### 施策5-5 地域とともに歩む学校づくりの深化

#### ■ これまでの主な事業

仙台版コミュニティ・スクール（学校運営協議会、学校支援地域本部）、地域学校協働活動、PTA活動への支援、地域コーディネーター研修、学校防犯巡視員（仙台・まもらいだー）、ボランティアによる防犯巡視

#### ■ 施策の取組状況等

- 仙台版コミュニティ・スクールについて、全市立学校・園への導入が完了し、コミュニティ・スクール・アドバイザーを中心とした協議会訪問や研修会の実施など、各協議会の実情に合わせた伴走支援を行いました。
- PTA活動の支援や地域学校協働活動のモデル事業を通して、学校と家庭・地域が一体となって地域のこどもたちの成長や学びを支える取組を進めてきました。
- 学校防犯巡視員（仙台・まもらいだー）による学校内や通学路の巡視活動を行うとともに、地域やPTAの方々からなる学校ボランティア防犯巡視員による通学路等の巡視や児童生徒への声かけ・見守り活動を行いました。



#### 取組方針

- 地域とともに歩む学校づくりをより効果的に進めるため、仙台版コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るための効果的な制度の在り方について検討を進めます。
- PTA等の団体や、社会学級など学校を基盤とした地域の学びの活動と連携して人材の育成に取り組みながら、学校と家庭・地域が一体となって地域のこどもたちの成長や学びを支える取組を更に推進します。
- 警察や家庭・地域との連携のもと、学校防犯巡視員や学校ボランティア防犯巡視員の担い手の確保など、児童生徒の安全確保に向けた体制整備に取り組みます。



学校運営協議会の様子



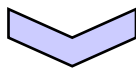
登校時見守り活動

**施策5-6 家族がともに学び、ふれあう機会づくりの推進****■ これまでの主な事業**

家庭学習の推進、子育て講座

**■ 施策の取組状況等**

- 本市独自の標準学力検査や生活・学習状況調査を活用し、家庭学習の実態把握を行うとともに、児童生徒が自ら課題を見つけて学ぶ力を育む方策についての検討を踏まえ、家庭学習を支援するウェブサイトを開設するなど、家庭での学習習慣の確立の支援に取り組みました。
- 学校・家庭・地域が連携し、食育に関する講話や調理実習を行う講座を開催することで、家庭での正しい食習慣づくりを推進するとともに、こどもの健やかな成長を地域全体で支援する意識づくりに取り組みました。
- こどもや家庭を取り巻く環境の変容が進む中、家庭教育への支援の重要性が増しており、家庭でのこどもとの関わり方について保護者が学ぶ機会が求められています。

**取組方針**

- 家庭学習を支援するウェブサイトの充実に取り組み、家庭学習の重要性の更なる周知を図ります。
- 家庭環境の多様化や働き方の変化を踏まえ、講座の内容や参加しやすさを工夫するなど、より多くの家庭に基本的な生活習慣や望ましい食習慣について考える機会を提供できるよう取り組みます。

**施策5-7 学びを支える経済的な支援****■ これまでの主な事業**

就学援助制度、高等学校等就学資金借入支援制度

**■ 施策の取組状況等**

- 学用品費や学校給食費等の就学に必要な費用を支援する就学援助制度について、認定基準額の引き上げを行ったほか、公立夜間中学（夜間学級）や私立の学びの多様化学校に通う児童生徒を新たに対象に加えるなど、支援の充実に取り組みました。
- 経済的な理由から児童生徒の学びに支障が及ばないよう、必要な経済的支援を行うことが引き続き求められています。

**取組方針**

- 就学援助制度等の適切な運用を図るとともに、必要な世帯に制度が確実に利用されるよう、児童生徒のいる世帯に対する制度のきめ細かな周知に取り組みます。
- 児童の健やかな成長を支えるとともに、子育て世帯への経済的支援を図るため、小学校及び特別支援学校小学部における給食の完全無償化を実施します。中学校における保護者の負担軽減についても、国の動向を踏まえて検討を進めます。

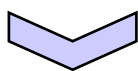
### 施策5-8 学校規模適正化の推進

#### ■ これまでの主な事業

学校規模適正化推進、交流学習の実施

#### ■ 施策の取組状況等

- 小規模化が進行する小中学校の保護者や地域の方々と意見交換を行い、児童生徒にとってよりよい教育環境を実現するための協議・検討を行いました。令和3年4月から休校していた実沢小学校について、協議を進めた結果、令和7年4月に根白石小学校と統合しました。
- 児童生徒数の増加が見込まれる学校では、増築等による必要な教育環境の確保に取り組みました。
- 少子化に伴う児童生徒数の減少により、中山間部の学校を中心に小規模化が進む一方、市中心部などでは、人口集積に伴う学校の大規模化が進行しており、適正な学校規模の確保と、児童生徒にとってよりよい教育環境の実現が求められています。



#### 取組方針

- 児童生徒にとってよりよい教育環境の実現に向け、保護者や地域と丁寧に話し合いながら、児童生徒数の見通しを踏まえた適正な学校規模の確保や教育環境の整備に取り組みます。

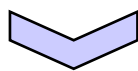
### 施策5-9 学校や社会教育施設の計画的な整備

#### ■ これまでの主な事業

施設老朽化対策、特別教室・体育館の空調整備、トイレ洋式化

#### ■ 施策の取組状況等

- 本市の学校施設は、築40年以上の施設が全体の6割程度であるなど、老朽化が進んでおり、順次増改築や改修工事を進めています。また、社会教育施設についても施設設備の老朽化などの課題があります。
- 学校施設においては、防犯カメラ設置やトイレの洋式化などに取り組んできましたが、災害時の避難所となることも踏まえ、空調の整備やバリアフリー化など、更なる機能向上を図ることが求められています。
- 全国的な建築資材の高騰や建設現場の人手不足などの影響がある中、安全・安心な教育環境を維持していくために、施設の計画的な保全や整備が必要となっています。



#### 取組方針

- 本市全体の公共施設マネジメントとの整合を図りつつ、学校施設及び社会教育施設の計画的な保全・更新を進めます。
- 児童生徒にとって充実した教育環境を整備することはもとより、地域の学びの場として活用されることも考慮しながら、学校施設におけるトイレ洋式化やバリアフリー化のほか、特別教室や体育館、給食室への空調整備など、必要な機能向上に取り組みます。
- 社会教育施設において、社会環境の変化に伴う利用者のニーズに応えるため、大規模改修に併せ機能・利便性の向上に取り組みます。

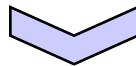
## 施策5-10 デジタル学習基盤の整備

### ■ これまでの主な事業

校内ネットワーク整備、1人1台端末更新

### ■ 施策の取組状況等

- G I G Aスクール構想の推進により、市立学校に1人1台端末を整備するとともに、高速大容量の校内通信ネットワークの整備や無線アクセスポイントの設置など、必要な環境整備を行いました。
- 一人ひとりに適切な学びや、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びの一体的な充実に向けて、学習の基盤として機能するI C T環境の充実に取り組む必要があります。



### 取組方針

- 1人1台端末や学習者用デジタル教科書・デジタル教材等の学習の基盤となる情報技術を活用した授業の円滑な実施に向け、教育通信ネットワークの利用状況の把握と、適切な増設・増強に取り組めます。
- 市立学校へ導入した1人1台端末について、I C Tを活用した協働的で一人ひとりに適切な学びを実現するための授業の在り方や耐用年数等を考慮しながら、計画的な更新等に取り組めます。



1人1台端末を使った授業風景

## 5. 「仙台ならではの」教育事業

本市では、城下町としての歴史の中で育まれた文化・伝統や、学校・家庭・地域など多様な主体との連携を活かした教育活動のほか、東日本大震災での経験や教訓、いじめ問題への対応の積み上げ、教員の主体的な工夫に基づく取組など、多様な特色ある教育事業を行っています。こうした「仙台ならではの」教育事業について、教育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、次代へつないでいくことが重要です。

### 主な「仙台ならではの」教育事業

#### 基本方針1

- いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置  
全中学校へのいじめ対策専任教諭の配置や小学校への児童支援教諭の配置を独自に行っており、それらの教員が各学校におけるいじめ対策のコーディネーターの役割を担うことで、いじめへの組織的な対応力の向上に取り組んでいます。
- 「ステーション」の設置  
在籍する学級以外での学校における居場所となる「ステーション」に専任教諭を配置し、児童生徒一人ひとりの状況を踏まえた支援の充実に取り組んでいます。

#### 基本方針2

- 国際的な視点に立った教育  
どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るかを考え、その実現を目指して学び続けることもたちの育成に向け、小中学校で一貫して学が英語を核とした新教科の準備等に取り組んでいます。
- 仙台自分づくり教育  
「たくましく生きる力育成プログラム」や体験型経済教育、職場体験活動等を通じ、社会的・職業的自立に向けて必要な態度や能力の育成に取り組んでいます。
- 仙台版防災教育  
児童生徒に東日本大震災の経験や教訓を伝えるとともに、平常時から、災害に備え自分の命と安全を確保する「自助の力」、他者や地域の力となり災害対応や復興に参画する「共助の力」の育成に取り組んでいます。

#### 基本方針3

- 特別支援教育の充実  
昭和33年、全国に先駆けて設置された言語障害特殊学級での取組を本市の教育の財産としながら、特別支援教育指導補助員など独自の人員配置や特別支援教育コーディネーターの専任化、近隣校同士の連絡会の組織化などを通じて、一人ひとりの教育的ニーズを大切に教育やインクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。
- 公立夜間中学(夜間学級)の運営  
義務教育を修了できなかった方等の学習機会を確保するため、令和5年度に東北初となる公立夜間中学(夜間学級)を開設し、生徒の実情に応じた学びの支援に取り組んでいます。

#### 基本方針4

- 社会学級の運営支援  
各小学校・特別支援学校に社会学級を開設し、環境・福祉・防災・学校連携などを課題とした市民の主体的な学びを支援するとともに、学びを通じた地域のネットワークづくりに繋げています。
- 嘱託社会教育主事の取組  
社会教育主事(士)の資格を有する仙台市立学校教員を嘱託社会教育主事として委嘱し、学校・家庭・地域をつなぎ、地域における学びの活動を支援するなど、社会教育と学校教育との密接な連携の推進を図っています。
- 仙台の歴史や文化の継承と発信  
史跡である仙台城跡や郡山遺跡などの発掘調査や整備のほか、様々な文化財の保全を進め、本市の歴史的資源を活用した学びの機会づくりと、郷土への関心を深める取組を行っています。

#### 基本方針5

- 教職員の働き方改革に向けた取組  
チーム担任制等による組織体制の強化や、学校版BPR等による業務の効率化、カウンセラーによる相談体制の充実などの働きやすい環境づくりを行い、教職員が生き生きとした姿で児童生徒に向き合うことができる環境づくりに取り組んでいます。
- 仙台版コミュニティ・スクールの推進  
全市立学校・園に導入した仙台版コミュニティ・スクールにおいて、アドバイザーによる助言や熟議のファシリテートといった伴走支援を行うなど、地域とともに歩む学校づくりの推進に取り組んでいます。

## **第5章**

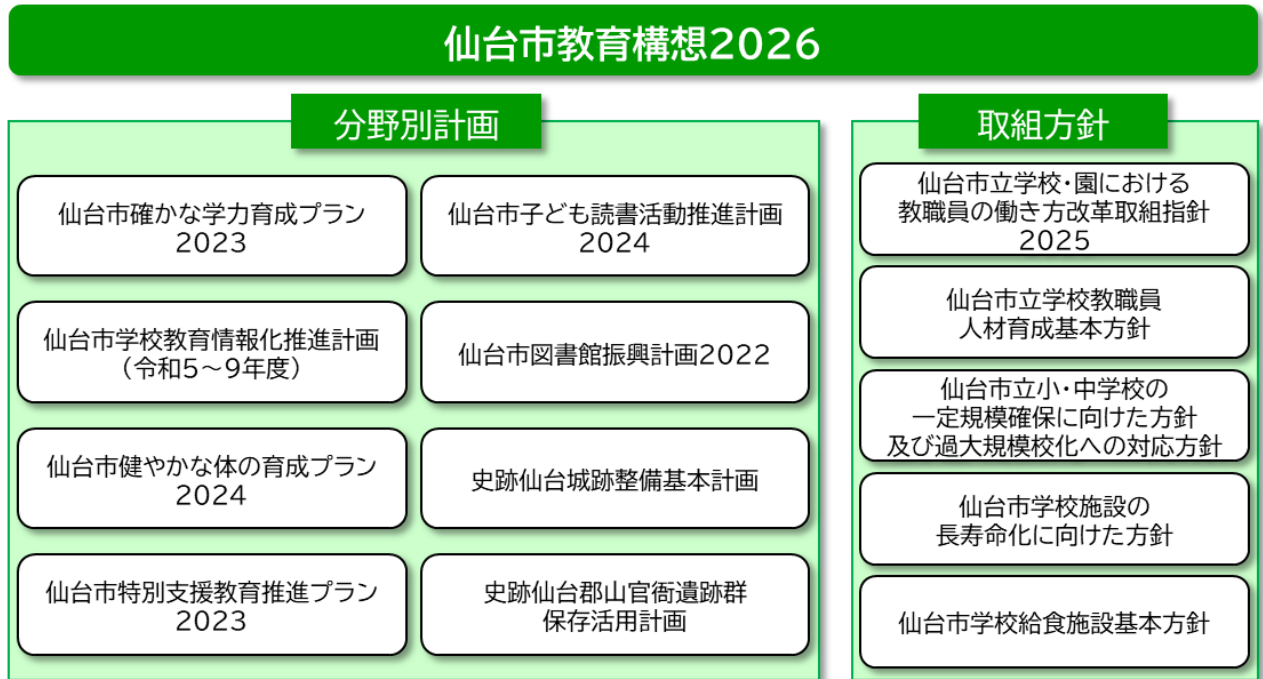
# **教育構想の推進体制**

## 1. 教育構想の推進

### ■ 分野別計画等に基づく取組

本教育構想における基本理念の実現や各種教育施策の着実な推進に向け、具体の事業に関する分野別計画や取組方針に基づき、計画的に事業を推進します。

【主な分野別計画・取組方針】



### ■ 関係部局との連携

市民の学びにつながる取組は、子育て・福祉・まちづくり・市民協働・環境・地域経済・スポーツ・文化など、様々な分野を所管する他の部局においても行われており、より効果的で厚みのある取組が可能となるよう、関係部局との相互連携をこれまで以上に緊密にしながら、組織横断的な取組を展開します。

### ■ 多様な主体との連携・協働

教育構想における各種施策を効果的に推進するために、学校・家庭・地域の各主体が主体的に子どもの教育や生涯の学びにおける役割を果たせるよう支援するとともに、各種団体・企業・大学など多様な主体との連携・協働の充実を図ります。

### ■ 情報の発信

教育構想の実現のためには、学びの主体である市民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのため、教育施策の基本的な方針や各種取組の内容などについて、分かりやすく丁寧な情報提供に取り組み、本市教育の基本理念が幅広い市民に浸透するよう努めます。

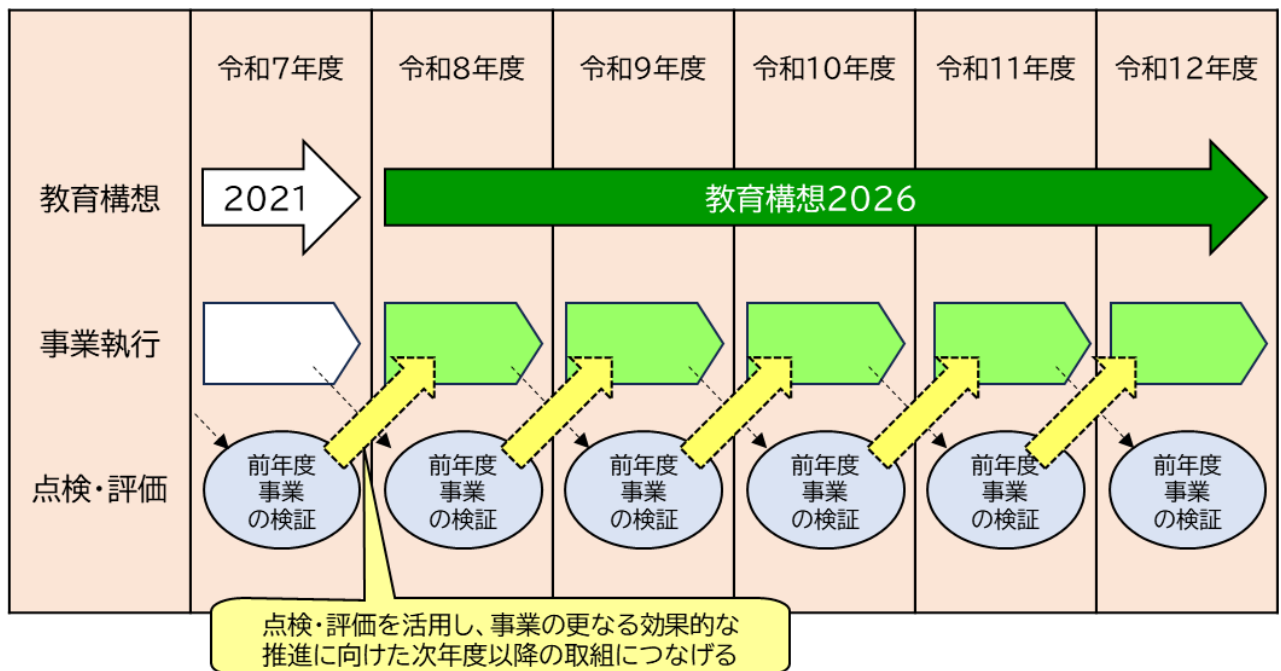
## 2. 進行管理の方針

教育構想に基づき推進する施策については、毎年度、定期的な点検とその結果のフィードバックによる進行管理を行います。

施策の点検には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を活用し、成果目標や関連する指標を設定することで効果的な推進を図ります。

教育委員会において、前年度の事業の執行状況に対する評価や、今後の事業の展開・方向性についての検討を行い、学識経験者からの評価のほか、社会環境や教育課題の変化を踏まえつつ、事業の更なる効果的な推進に向けた次年度以降の取組につなげていきます。

【進行管理の概略図】





## 資料編

## 1. 用語解説

用語	解説	掲載頁
<b>ア行</b>		
I o T	Internet of Things (モノのインターネット) の略称。現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術。	6
I C T	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略称。	6、8、10など
いきいき教職員づくり研修構想	教職員に求められる力量とその構成要素を明確化し、それらに即した経験年数に応じた研修や管理職研修、授業づくり研修などを体系的に実施する本市の研修構想。	48
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。	8、9、15など
A I	Artificial Intelligence (人工知能) の略称。	2、6
ADHD (注意欠陥/多動性障害)	Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略称。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。	38
LD (学習障害)	Learning Disabilities の略称。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。	38
<b>カ行</b>		
<small>がくがく</small> 楽学プロジェクト	仙台自分づくり教育の一環として、市内小中学生を対象に、夏休みに様々な職業のプロから話を聞き、将来の職業について考える機会を提供するもの。	29
学力サポートコーディネーター派遣事業	退職した校長がコーディネーターとなり、学校を定期的に訪問し、授業の参観や授業記録を基に指導改善を図り、学力向上に向けて専門的知見から指導・支援を行う本市の事業。	48
学校支援地域本部	市民が学校を支援する活動を通して、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育成する体制を構築することにより、子どもたちには豊かな体験活動の機会を、市民には生涯学習の成果を活かす場を提供するなど、地域や家庭の教育力向上を目指すもの。	50

用語	解説	掲載頁
学校巡回型メンタルヘルスカウンセリング事業	カウンセラーが学校を巡回し、教職員のメンタルヘルスカウンセリングを行うことで、精神疾患による休職の予防につなげる本市の事業。	47
学校版B P R	B P RとはBusiness Process Re-engineeringの略称で、業務内容や業務プロセス自体を見直し、根本的・抜本的に再構築すること。業務効率化・業務負担の軽減のため、学校に関わる業務について、B P Rを推進する本市の事業。	47
カリキュラム・マネジメント	児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。	8、31
G I G Aスクール構想	G I G AとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略称。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現すること。	6、8、11など
教育課程特例校制度	文部科学大臣が指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。	28
教育センター	本市教育委員会所管の公所の一つで、市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教職員の専門的資質や能力の育成及び指導力の向上を目指し、教職員の研修、教育に関する調査研究、教育の情報化への対応、学習指導支援等を行い、本市教育の充実と振興を図るもの。	48
教育支援センター (児遊 <small>じゆう</small> の杜 <small>もり</small> )	本市教育委員会所管の公所の一つで、不登校児童生徒及び登校に不安や悩みを抱えている児童生徒や保護者に対して、個に応じた働き掛けを通して、児童生徒の社会的な自立に向けた支援を行うもの。教育支援センターのほか、8か所の教育支援センターサテライト(杜 <small>もり</small> のひろば)がある。	25、26
教育デジタルトランスフォーメーション(DX)	教育において、デジタルを活用した新たな価値の創造が行われること。	8
教職調整額	教員の勤務態様の特殊性を踏まえ、公立学校の教員については、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当を支給しない代わりに、支給されるもの。	8

用語	解説	掲載頁
公立夜間中学（夜間学級）	夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校のこと。義務教育未修了のまま学齢を超過した者、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を対象としている。	11、39、51
交流学习	一定規模未満校において、より多くの児童生徒と学ぶことができるよう、隣接校等と合同で授業や校外学習を行う本市の取組。	52
国際教室	市内小学校に転入学した外国につながる児童（外国籍・多重国籍・帰国児童生徒）の学習や学校生活を支援するための教室。個別に日本語の初期指導や教科指導を実施する。（R 8年度現在、国見小学校に設置）	39
国際卓越研究大学	国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学として、文部科学大臣が認定するもの。当該大学が作成する国際卓越研究大学研究等体制強化計画に対して、大学ファンドによる助成が実施される。	6、28
<b>サ行</b>		
在外教育施設	日本人学校など、海外に在留する日本人のこどものために、学校教育法に規定する学校における教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設の総称。	28、48
さわやか相談員	本市が独自に配置するもので、地域の方々や退職した教員等から教育委員会が委嘱し、学校生活の中で、第三者的な存在として児童生徒の遊び相手や話し相手となり、ストレスを和らげ悩みや問題を解決するとともに、教員やスクールカウンセラー等と児童生徒の間をつなぎ、いじめや不登校等を未然に防止する役割を担うボランティア。	24
市民遺産制度	地域に根ざした歴史資源等を市民遺産として認定し、市民協働により、その保存・活用を図る制度。国の文化財保護制度と異なり、地方自治体が独自に定めるもので、地域の活性化や愛着を育むことなどを目的とする。	45
社会学級	市民の学びの機会の充実を図ることを目的に、各小学校区の成人を対象として自主的な学習の企画運営を行う学級。	11、14、44など

用語	解説	掲載頁
社会教育士	社会教育の制度や仕組み、基礎的な知識に加え、ファシリテーション能力などの専門性の習得をねらいとした課程や講習を修了した人の称号として、令和2年度に制度化された。社会教育施設や教育委員会事務局だけでなく、地方公共団体の各事務局や、NPO、企業、学校などの他、地域活動やボランティア活動などにおいても、活躍することが期待されている。	49
社会教育主事	都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う者。	49
社会的包摂	すべての人々を年齢、性別、障害、国籍、貧困などの要因による差別や排除から守り、社会の一員として取り込み、互いに支え合うことを目指す考え方。	9
社会に開かれた教育課程	よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図ること。	8
住民参画・問題解決型学習推進事業	各区中央市民センターのコーディネートのもと、住民と市民センターの協働により地域課題を発見し、その課題解決への取組を学び、実践する事業。	44
ジュニアリーダー	中学生・高校生が、市民センターを拠点に、地域の子ども会活動やイベント等の支援などに取り組むボランティア。	49
嘱託社会教育主事	仙台市立学校に勤務する教員で、社会教育主事(士)の資格を有する者等に対し、仙台市教育委員会が社会教育主事を委嘱する仙台市独自の制度。学校教育に携わりながら社会教育主事としての専門性を発揮し、学校教育との密接な連携のもとに、社会教育活動の推進を図っている。	44, 49
人生100年時代	平均寿命の伸びにより、100歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え方。	9、15、19など
スウプノアカデミア	障害のある人のまなびの場を考える本市のプロジェクト。障害のある本人が「好きなこと」「やってみたいこと」「学びたいこと」から、ワークショップや講座などのプログラムを企画するもの。	43
スクール・サポート・スタッフ	教員の業務の円滑な実施の支援を目的とし、学校の希望や実情に応じ、帳簿入力等の会計業務や印刷業務といった、必ずしも教員が担う必要のない業務などを担う職員。	47
スクールロイヤー	専門知識や経験に基づき、法的側面からのいじめの予防教育や学校における法的相談への対応、法令に基づく対応の徹底などについて助言を行う弁護士。	24

用語	解説	掲載頁
スタートカリキュラム	児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるような教育課程（カリキュラム）を構成すること。	33
ステーション	不登校児童生徒の学校内の居場所としての役割と通級指導機能を備えた在籍学級外教室の本市独自の名称。	11、25
生成A I	学習したパターンや関係性を活用し、テキスト、画像、動画、音声など多岐にわたるコンテンツを新たに生成できるA Iの総称。	6、32
せんだい・アート・ノード・プロジェクト	アートの視点を活かした地域の歴史・資源・課題の可視化や地域資源の利活用を目的に、せんだいメディアテークが実施する、市民参加型のアートプロジェクト。	46
仙台インプロGRESS	せんだい・アート・ノード・プロジェクトの一つとして実施する、アーティスト川俣正氏による長期的なアートプロジェクト。東日本大震災の津波で被災した仙台市沿岸部を中心に地域の課題と向き合いながら地域協働で展開し、これまでに宮城野区新浜地区の物見台、若林区井土地区のテラス等を製作。	46
仙台自分づくり教育	学校での学習のほか、職場体験活動や仙台子ども体験プラザでの体験型経済教育など、人や社会と関わりながら進める様々な体験活動を、児童生徒の発達段階に応じて系統的に行うことで、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育む仙台版キャリア教育。	10、27、28など
仙台・宮城ミュージアムアライアンス（SMMA）	ミュージアムの発信力を高め、多面的な学びの機会を創出するために、仙台・宮城地域のミュージアム系施設が、それぞれの施設の特徴を生かしながら連携する組織。	41
<b>タ行</b>		
探究的な学び	自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現するなど、物事の本質を探って見極めようとする学習活動。	10、19
地域学校協働活動	地域住民の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働し学校という場を核とした地域づくりを行う様々な活動。	50
地域コーディネーター研修	こどもを育む地域力を高める視点に立ち、学校や地域とのネットワークの形成や地域内のコミュニケーションの活性化に向け、地域の核として活動する人材を育成する事業。	50
チーム担任制	担任の人数を学級数+ $\alpha$ とし、複数で担任業務を分担することで、空き時間の創出、若手教員のサポート体制の構築などによる負担軽減を図るもの。	47
デイジー資料	デジタル録音図書。デイジー(DAISY)は Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格を指す。	43

用語	解説	掲載頁
デジタル学習基盤	1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤。	32、53
デュアルシステム (日本版デュアルシステム)	若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、企業での実習と学校での講義等の教育を組み合わせる実施することにより若者を一人前の職業人に育てる仕組み。	34
電子図書館	インターネットでいつでもどこでも電子書籍を借りて読むことができるサービス。	40
特別支援学級パワーアップサポート事業	特別支援学級等の学習指導や学級経営などに関して、教育委員会事務局に在籍する専門性を有する職員を学校に派遣し、ティーム・ティーチングにより授業補助をしながら、授業づくり、教育課程の編成、就学支援、学級経営などについて指導・助言を行う本市の事業。	48
土曜日の教育支援体制等構築事業	より豊かで有意義な土曜日等の時間をこどもたちに提供することを目的として、地域の多様な人材や団体の協力を得て体系的・持続的な教育活動を実施する事業。	44
<b>ハ行</b>		
発達相談支援センター (アーチル)	本市所管の公所の一つで、知的障害、重症心身障害、自閉スペクトラム症などあらゆる発達障害の方々の相談・支援を行うもの。	38
VUCA (ブーカ)	Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取った言葉。	6
部活動地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校が主体となる学校部活動から地域が主体となる地域クラブ活動へと転換していくこと。	36
不登校支援コーディネーター	本市が独自に校務分掌上位置づけるもので、校長及び教頭、主幹教諭と共に、不登校対策のコーディネーターとして学校組織を円滑に機能させながら、自校の実態や実情に応じて、校内の相談窓口や関係機関に関する広報・周知や校内指導体制の整備等を図る役割を担う教員。	24
放課後子ども教室	放課後の教室等を活用して、地域の方々による体験活動や交流活動、学習支援の機会をこどもたちに提供することにより、こどもたちの健やかな育ちを支援するもの。	44
<b>マ行</b>		
マイスクールプラン 21 推進事業	市立学校にある余裕教室を地域へ開放し、学習団体、ボランティア団体等の活動拠点の確保と、それらの団体の活動成果を学校教育に反映することを目的とした事業。	44
政宗ビュー	かつて伊達政宗公をはじめとする歴代藩主が城下を見渡した仙台城本丸跡からの眺望と、自然環境と調和した城郭らしさを持つ市街地からの景観の両方を象徴的に表現した言葉。	45

用語	解説	掲載頁
学びの多様化学校	文部科学省の指定を受けて、教育課程の基準によらずに不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校。	25、51
ミンナシテマザール	市民センターにおける障害者の生涯学習推進事業として、インクルーシブスポーツ体験や七夕かざり作り等、障害のある人もない人も参加できるプログラムを実施する本市の事業。	43
無線アクセスポイント	有線と無線の通信を相互変換する通信機器。端末は無線アクセスポイントが発する電波に接続することで、無線経由でインターネットへ接続することができる。	53
<b>ワ行</b>		
ワケあり雑がみ部	せんだい・アート・ノード・プロジェクトの一つとして実施する、アーティスト藤浩志氏による「アート活動を通じた雑がみの収集・啓発・素材利用」を目的としたプロジェクト。仙台市のごみ分別区分の一つである「雑がみ」をテーマに、自由にものをつくる市民参加型の交流プログラム。	46

## 2. (仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会 審議経過

日付	内容
令和7年5月29日	<p>第1回 (仮称) 仙台市教育構想 2026 検討委員会</p> <p>【議事】 ・ 委員会の運営に関する事項について            ・ 「(仮称) 仙台市教育構想 2026」 の策定について            ・ 本市の教育をめぐる現状について</p> 
令和7年7月1日	<p>第2回 (仮称) 仙台市教育構想 2026 検討委員会</p> <p>【議事】 ・ 次期構想における理念や施策の方向性の考え方について</p>
令和7年8月7日	<p>第3回 (仮称) 仙台市教育構想 2026 検討委員会</p> <p>【議事】 ・ (仮称) 仙台市教育構想 2026 策定スケジュールについて            ・ (仮称) 仙台市教育構想 2026 【骨子案】 について</p>
令和7年9月22日	<p>第4回 (仮称) 仙台市教育構想 2026 検討委員会</p> <p>【議事】 ・ (仮称) 仙台市教育構想 2026 中間素案について</p>
令和7年10月14日	<p>第5回 (仮称) 仙台市教育構想 2026 検討委員会</p> <p>【議事】 ・ (仮称) 仙台市教育構想 2026 中間案について            ・ (仮称) 仙台市教育構想 2026 中間案に関するパブリックコメントの実施について</p>
令和8年1月27日	<p>第6回 (仮称) 仙台市教育構想 2026 検討委員会</p> <p>【議事】 ・ 仙台市教育構想 2026 (中間案) に関する市民意見募集 (パブリックコメント) の実施結果について            ・ 仙台市教育構想 2026 (最終案) について</p>
令和8年2月2日	<p>教育長に対して構想案を報告</p>

### ※仙台市教育構想 2026 (中間案) に関する市民意見募集 (パブリックコメント) の実施結果

- 1 実施期間 令和7年11月25日 (火) ～令和7年12月24日 (水)
- 2 意見募集結果 (1)提出者・団体数 37  
 (2)意見件数 126

## 3. (仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会 委員名簿

(任期：令和7年5月29日～令和8年2月2日)

	氏名	所属等
委員長	野口 和人	東北大学大学院教育学研究科教授
副委員長	本 岡 愛 実	宮城教育大学教職大学院教授
委員	秋 山 一 郎	仙台市立鶴谷特別支援学校校長
委員	遠 藤 克 宏	仙台市立長町中学校校長
委員	大 曾 根 学	仙台市PTA協議会会長
委員	嘉 藤 明 美	株式会社鐘崎代表取締役社長
委員	幾世橋 広子	元仙台市社会学級研究会顧問
委員	越 坂 由 美	仙台市立仙台大志高等学校校長
委員	菅 澤 美 香 子	仙台市立南小泉小学校校長
委員	菅 原 弘 一	宮城教育大学教職大学院特任教授
委員	堤 祐 子	宮城教育大学上廣倫理教育アカデミー副所長
委員	松 田 道 雄	尚綱学院大学人文社会学類教授
委員	三 浦 和 美	東北福祉大学教育学部教授
委員	若 島 孔 文	東北大学大学院教育学研究科教授

(敬称略)

## 4. (仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会 設置要綱

(令和 7 年 5 月 14 日教育長決裁)

(設置)

第 1 条 (仮称) 仙台市教育構想 2026 の策定に関し、教育に関する各界の意見を広く反映させるため、(仮称) 仙台市教育構想 2026 検討委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、(仮称) 仙台市教育構想 2026 に関する事項を検討し、同構想の案を教育長に報告する。

(組織等)

第 3 条 委員会は教育に関する各界の有識者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱又は任命する。  
2 委員会は、前条に規定する報告が終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。  
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。  
3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。  
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 オンライン会議システム (映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。) を利用した会議への出席は、前項の規定による出席に含めるものとする。  
4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、教育局総務企画部総務課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 14 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。